## 第3次中間市人権教育•啓発に関する基本計画

令和 2 年 3 月

## 中 間 市

人権とは一人ひとりが人間として生きていくうえで欠かすことのできない権利であり，人が人として幸福な生活を営む権利です。人種や国籍，性別，言語 にかかわらず，誰もが生まれながらに等しく持っている大切な権利です。

しかし，2 1 世紀は「人権の世紀」と言われながら，現状は同和問題をはじ め，女性，高齢者，子ども，障がいのある人，外国人などに関するさまざまな人権問題が存在しています。また，インターネット上での人権侵害や性的少数者に対する偏見など新たな人権問題が顕在化しています。時代が移り変わり，社会状況も変化するともに人権問題はますます多様化し，複雑化しています。

このような中，国においては2016年（平成 2 8 年）に「障害を理由とす る差別の解消の推進に関する法律」，「本邦外出身者に対する不当な差別的言動 の解消に向けた取組の推進に関する法律」，「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

本市においては，これらの国の動向や本市の事情を踏まえ，1998年（平成10年）に制定をした「中間市人権擁護条例」を「中間市部落差別をはじめ あらゆる差別の解消の推進に関する条例」に改正し，2019年（平成 3 1 年 4月）から施行いたしました。

今般の「第3次中間市人権教育•啓発に関する基本計画」は，こうした状況 を反映させるよう，「第2次中間市人権教育•啓発に関する基本計画」の基本的 な考え方を踏襲したうえで，必要な見直しを行い策定いたしました。

本計画は＂市民等による人権擁護の確立された差別のない「人にやさしい，愛のまちなかま」＂を基本理念（めざすべき姿）としています。今後は，市民の皆さま一人ひとりとともに，基本理念の実現へ向けて全力発信で取組をすすめ てまいりますので，ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に，この計画の策定にあたり，貴重なご意見やご提言をいただきました中間市人権教育啓発審議会の委員の皆さま及び市民意識調査やパブリックコメ ントにご協力をいただきました市民の皆さまに心から感謝を申しあげます。

## 目 次

第1章 はじめに ..... 1
1．基本計画の趣旨 ..... 1
2．本計画の性格及び役割 ..... 2
3．本計画の位置づけ ..... 3
4．人権を取り巻く動き ..... 4
5．市民意識調査の概要 ..... 7
第2章 人権をめぐる現状（市民意識調査から） ..... 9
1．人権に関わる問題への関心 ..... 9
2．人権問題を解決するための望ましい方法 ..... 17
第3章 基本計画の方向性 ..... 27
1．基本理念（目指す姿） ..... 27
2．基本理念を実現していくための基本姿勢 ..... 29
3．基本理念を実現していくための基本目標 ..... 30
4．施策体系 ..... 31
第4章 人権教育•啓発に関する施策の方向性 ..... 33
1．人権問題を解決しようとする力を育てる ..... 33
2．人権についての正しい知識と理解を育てる ..... 41
3．人権文化推進の担い手を育てる ..... 46
4．人権問題を解決する環境を整える ..... 50
第5章 分野別施策の推進 ..... 55
1．同和問題（部落差別に関する問題） ..... 55
2．女性に関する問題 ..... 62
3．子どもに関する問題 ..... 72
4．高齢者に関する問題 ..... 78
5．障がいのある人に関する問題 ..... 84
6．インターネットに関する問題 ..... 90
7．外国人に関する問題 ..... 93
8．性的少数者に関する問題 ..... 97
9．人権に関するさまざまな問題 ..... 99
資料編 ..... 101
付 録 ..... 121

## 第1章 はじめに

## 1．基本計画の趣旨

本市では，基本的人権の尊重は人類普遍の原理であり，わが国の憲法でうたわれた「全ての国民は法の下に平等である」との理念を踏まえ，市民一人ひとりが差別を許 さず，基本的人権を守り尊重する地域社会の形成に向けて，人権が守られ大切にされ る総合的な対策を進めてきました。

しかしながら，家庭•学校•地域社会など社会生活のさまざまな局面において，同和問題をはじめ，女性，子ども，高齢者，障がいのある人，外国人，H I V感染者• ハンセン病（元）患者などに対する差別や偏見が依然として存在しています。

また，国際化，少子高齢化，高度情報社会の進展などを背景にして，高齢者や児童 などに対する虐待や学校における「いじめ」，インターネットなどによる差別的な書き込み，ヘイトスピーチ，性的少数者に対する偏見など，新たな人権問題が発生してい ます。このような状況のなか人権意識の高揚は，すべての市民がいきいきと安心して暮らせる生活環境づくりを目指す本市においては極めて重要な課題となっています。

「第3次中間市人権教育•啓発に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）は，上述した人権を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ必要な見直しを行うものです。ま た，前計画である第 2 次同基本計画の基本的な考え方を踏襲するとともに，2000 年（平成 12 年） 12 月に公布•施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 J第 5 条 の規定に基づき，地方公共団体の責務として，本市の実情に即した人権教育•啓発に関する施策を推進していくために策定することを目的としています。

さらに，本基本計画に沿って，全庁的に各課が人権教育•啓発に関する施策を総合的かつ効果的により推進し，さまざまな人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指します。

加えて，本基本計画に基づく人権教育•啓発に関する施策の実施状況を点検•評価 し，その結果をこれからの施策に反映させ，実効ある施策の推進に努めます。

## 2．本計画の性格及び役割

## （1）本計画の性格

基本計画は，次の性格を有しています。
（1）「全ての国民は法の下に平等である」との憲法の理念の下に，人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に沿って，同和問題をはじめとしてあらゆる人権問題の解決 を目指します。
（2）人権が尊重されるまちづくりの担い手は市民と行政であるとの認識の下に，本市に おける人権教育•啓発の基本的な在り方を示すものであり，市民，行政機関，事業所，民間団体などがそれぞれの役割をふまえた上で連携•協働し，実効ある人権教育•啓発を推進します。
（3）本市は人権に配慮した行政であるとの認識の下に，市民一人ひとりの人権意識を高 めさまざまな差別や偏見の解消を図ります。
（4） 2018 年（平成 30 年）に実施した「中間市人権問題に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）などで明らかになっている本市の実態に基づき，家庭•学校•地域社会•職域などさまざまな場を通して，関係するすべての人々が人権尊重 の理念に対する理解を深め，これに共感し体得できるよう策定します。

## （2）本計画の策定目的

本計画は以下のことを目的に策定しました。

## 【人権をめぐる現状の明示

市民一人ひとりが人権をめぐる現状や課題について正しく認識し共有するための内容を明示します。

## －あらゆる場における取り組みの必要性の明示

人権教育•啓発は学校，行政，民間団体，家庭や地域など日常のあらゆる場面で行 う必要があり，市民一人ひとりがあらゆる機会を通して取り組みを進める必要性を明示します。

## 1人権教育•啓発の方向性の明示

本市における人権教育•啓発を進めていくにあたり，市民の主体的な取り組みを支援していくための取り組むべき内容や具体的施策の方向性を明示します。

## 3．本計画の位置づけ

－国の「人権教育•啓発に関する基本計画」，県の「福岡県人権教育•啓発基本指針（改訂）」及び本市の「中間市部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消の推進に関する条例（平成31年4月1日施行）」の趣旨に沿って策定します。
－「第 2 次中間市人権教育•啓発に関する基本計画」の計画期間が終了すること から，新たにその趣旨を継承し人権教育•啓発を総合的かつ計画的に推進する ために「第3次中間市人権教育•啓発に関する基本計画」を策定します。
－本計画は「中間市第 4 次総合計画」に盛り込まれた「第 6 章 市民との協働交流による開かれたまちづくり～人権を尊重し，人が集う魅力ある都市づくり ～」に基づく人権教育•啓発に係る施策の推進に関する部門別計画としての役割を有します。
－本計画の期間は，令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）まで の 5 年間とします

| H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 第1次基本計画$(\mathrm{H} 22 \sim \mathrm{H} 26)$ |  |  |  | 第2次基本計画$(H 27 \sim R 1)$ |  |  |  |  | 第3次基本計画(R2~R6) |  |  |  |  |

## 4．人権を取り巻く動き

## （1）人権を取り巻く国内の動き

1948 年（昭和 23 年）第 3 回国連総会において「世界人権宣言」が採択されて以来，我 が国における人権尊重の潮流は急速に大きくなり，1965年（昭和40年）「あらゆる形態 の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）をはじめとして 1989 年（平成元年）の「児童に関する条約」（子どもの権利条約），2014年（平成26年）「障害者の権利に関する条約」の批准に至るまで人権に関するさまざまな条約の採択により，人権尊重 の具現化が続けられてきました。

国は，さまざまな人権関係条約に批准•加入し，すべての国民に基本的人権の享有 を保障する憲法の下で，人権が尊重される社会の形成に向けた取り組みを進めてきま した。また，あらゆる差別の解消を目指す国際社会の一員として，その役割を果たし ていくことは「人権の世紀」である 21 世紀における我が国の最も重要な責務であるこ とを明示しました。とりわけ，我が国固有の人権問題である同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は，教育，就労，産業などの面で未だに存在している格差の是正な ど，「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」と「人権侵害による被害の救済な どの対応の充実強化」であるとしています。さらに，人権尊重の理念についての正し い理解や実践する態度が，国民の中に未だに定着していないといった根本的な問題点 も指摘されています。

国においては，障がい者に関する国内法の整備を行い，2014年（平成26年）に，国内 において障がいに基づくあらゆる差別の禁止や障がい者の権利•尊厳を守ることをう たった国連の「障害者の権利に関する条約」＜略称 障害者権利条約＞を批准しました。

この批准に伴い，国をあげて障がい者に対する差別禁止や社会参加を促すための施策に取り組み，障がい者が公共施設を使いやすくするなど，さまざまな分野での対応 が求められることになりました。また，「児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）」2000 年（平成 12 年），「配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」2001年（平成 13 年），「高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）」2006年（平成 18 年），「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」2012年（平成 24 年），「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」2016 年（平成 28 年），「ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差

別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」2016 年（平成 28 年），「部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）」2016年（平成28年）などの法律 が整備されています。

県においては，1997 年（平成 9 年）に「ふくおか新世紀計画」が策定され，同計画は「人権を尊重することは，個人の個性と能力を十分に発揮できる社会づくりの基礎的条件であり，世界共通の課題であるとともに，豊かな県民生活を実現するための重要 な課題である」としています。特に，「人権に配慮した行政を推進するとともに，あら ゆる機会をとらえて，県民一人ひとりの人権意識を高揚するための教育•啓発を進め，差別や偏見を解消する」と明記しています。

また，国の「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」を踏まえ，1998年（平成 10 年）に「人権教育のための国連 10 年福岡県行動計画」を策定し，この計画に示されている普遍的な文化を構築するため，それまでの同和教育や啓発活動の成果と手法についての評価を踏まえ，人権教育•啓発を進めてきたとしています。2004年（平成 16 年）に県行動計画が終了することから，その趣旨を踏まえ，人権教育•啓発を総合的かつ計画的に推進するため，2003 年（平成 15 年）に「福岡県人権教育•啓発基本指針」を策定し，この基本指針に基づき，同和問題をはじめ，女性，子ども，高齢者，障がいのある人などの基本的人権にかかわる問題の解決に向け，学校，地域，家庭，職場など様々な場を通した人権教育•啓発を推進してきたとしています。さら に，「福岡県青少年健全育成総合計画」や「福岡県高齢者保健福祉計画（第7次）」「福岡県障害者福祉計画（第3期）」「第4次福岡県男女共同参画計画」「「らくおか子ども・子育て応援総合プラン」，「福岡県子どもの貧困対策推進計画」などの個別計画におい ても，人権問題解決のための取り組みを進めています。2017年（平成 29 年）には，「福岡県総合計画」を新たに策定し，人権が尊重され，誰もが心豊かに暮らすことができ る社会づくりを目指して，様々な施策を推進するとともに，性の多様性に関する無理解や偏見，インターネットによる人権侵害など新たに顕在化した問題についても，教育•啓発に取り組んでいるとしています。平成 30 年には「福岡県人権教育•啓発基本指針（改訂）」も策定されています。

## （2）人権を取り巻く本市の動き

本市においては，1979年（昭和54年）に，初めて同和地区の実態調査を行うとともに，中間市同和対策基本計画策定委員会を設置し，1981 年（昭和 56 年）に「中間市同和対策基本計画」を策定しました。

1991年（平成3年）には，きたるべき高齢化•福祉社会に対応すべく「中間市高齢者•障がい者にやさしいまちづくり整備指針」を策定し，高齢者•障がいのある人の人権 を守る未来像を示しました。

1998 年（平成 10 年）には「中間市人権擁護条例」を制定し，さらに 2002 年（平成 14年）からは，国の同和対策事業が一般対策事業へ移行されたことを踏まえ，本市におい ても同和問題をはじめとした人権問題に取り組む体制を「同和対策課」から「人権推進課」に改めました。

さらに，2004 年（平成 16 年） 4 月からは地域社会の中で人権啓発や地域福祉の向上を図り，住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして，新しく中間市人権のまちづくりセンター（現在の人権センター）を開設しています。また，同年には本市の女性の地位向上，社会参画を推進するため「中間市男女共同参画プラン」（初版）が策定されました。

2006 年（平成 18 年）には，新たに全庁的な取り組みとして「中間市人権教育•啓発推進会議」を設置し，人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ効果的な推進体制を再構築しました。

また，2007 年（平成 19 年） 4 月からは「人権推進課」を「人権男女共同参画課」に改 め，人権問題の施策を推進し男女共同参画社会の施策と一元化することで，より効果的で総合的な取り組みができる機構となりました。

2010 年（平成 21 年）には，「中間市男女共同参画にかかる市民意識調査」を実施し， その結果を踏まえて，市民一人ひとりが自らの意思によって政策策定や地域づくりの場をはじめとして，あらゆる分野における活動に均等に参画できるよう目指して，2010年（平成 22 年）に「中間市男女共同参画プラン」（改訂版）を策定しました。

また，同年に，中間市人権教育啓発審議会条例第 2 号 1 項の規定に従って，「中間市人権教育•啓発に関する基本計画」（以下基本計画という。）を策定し，人権が尊重され，人が集う魅力あるまちづくりを目指してきました。

さらに，基本計画を具現化するための「中間市人権教育•啓発行動計画」を定め，人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指して，人権問題を全庁的な課題

として各課が連携して人権教育•啓発を進めていくとともに，市民一人ひとりが基本的人権を尊重しあい差別を許さないまちづくりのための人権教育•啓発に取り組んで きました。加えて，2012 年（平成 24 年）に「市民意識調査」を実施し，「第 2 次中間市人権教育•啓発に関する基本計画」策定するとともに，「中間市人権教育•啓発行動計画」を定め，人権教育及び啓発に係る取り組みの推進を図ってきました。 2018 年（平成 30 年）に「市民意識調査」を実施するとともに，翌 2019 年（平成 31 年）の 3 月議会で「中間市人権擁護条例」の一部改正が可決され，4月1日から「中間市部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に関する条例」が施行されました。 この条例は市民や事業者による差別行為を禁止すること，市内事業者に職場での研修 や啓発活動の実施を努力義務とすることなどが新たに規定されており，今後，この条例の趣旨や市民意識調査の結果を検討して，計画の見直しや今後の人権教育•取り組 みを着実に推進させることが必要です。

## 5．市民意識調査の概要

## （1）中間市人権問題に関する市民意識調査

## （1）調査実施期間

平成 30 年 10 月 1 日～10月31日
（2）調査対象者
満 18 歳以上の市内在住者の中から，無作為抽出した 1,500 人
（3）調査方法
郵送による配布•回収
本人記入方式
※本人による記入が難しい場合は，家族などによる代行記入
（4）調査項目

- 人権問題全般について
- 同和問題について
- 子どもに関する問題について
- 高齢者に関する問題について
- 障がい者に関する問題について
- 外国人に関する問題について
- インターネットに関する問題について
- LGBT（性同一性障がいや性的指向）※に関する問題ついて
- その他の人権に関する問題について
- 人権課題の解決のための方策について
※「市民意識調査」では「L G B T（性同一性障がいや性的指向）」と記載して調査を実施 しましたが，本計画では「性的少数者」と記載しています。


## （5）有効回収票

555 票（有効回収率 $37.0 \%$ ）

## 第2章 人権をめぐる現状（市民意識調查から）

## 1．人権に関わる問題への関心

今回の市民意識調查（平成 30 年 10 月実施）では人権問題全般についての設問を新設 しました。これらの設問は，「福岡県人権問題に関する県民意識調查」（平成 28 年 8 月実施）と比較することを目的として本市の特徴の把握を試みました。

## （1）人権問題に関する関心

人権問題に関する関心については，全体の $63.1 \%$ が「非常に関心がある」または「ま あまあ関心がある」と回答しています。県の調査結果と比較すると 5.4 ポイント低くな っていますが，有効票 555 件でのサンプリング誤差に留意すると大きな差は認められ ない結果と言えます。「あまり関心がない」と「ほとんど・まったく関心がない」を合 わせた割合が $34.0 \%$ を占めていることは課題と言えます。

年代別にみると，子育て世代に当たる 30 歳代と 40 歳代で関心を持っている人の割合が最も高くなっているのが特徴です。
人権問題に関する関心度は県の平均しベルにありますが，世代間での関心度の格差 を縮めていくことが課題と言えます。

関心度が比較的低い年代に対する広報•啓発などを積極的に行い，市民全体の関心 を高めていく必要があります。
＜人権問題についての関心度（全体及び県との比較）＞

|  | 30年度 |  | 県（28年度） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 度数 | \％ | \％ |
| 非常に関心がある | 70 | 12.6 | 14.7 |
| 少し関心がある | 280 | 50.5 | 53.8 |
| あまり関心がない | 166 | 29.9 | 26.5 |
| ほとんど・まったく関心がない | 23 | 4.1 | 3.0 |
| 無回答 | 16 | 2.9 | 1.9 |
| 合計 | 555 | 100.0 | 100.0 |

－中村英樹 北九州市立大学法学部教授の総合評価（抜粋）
新設された問1は，「あなたは，人権問題に関心がありますか。」と尋ねている。しかし あらためて考えてみると，そもそも人権あるいは人権問題とは何なのだろうか。この人権と いら言葉は，これまで行政施策などにおいて，あるいは市民の間で，比較的曖昧なまま に使われてきたような印象があり，あらためて尋ねられると答えに詰まってしまう人も多い のではないだろうか。とはいえ，それもやむを得ないことかもしれない。なぜなら，人権に ついて長きにわたつて考え続けてきた憲法研究者や法哲学研究者などの専門家たちの間でも，いまだ明確な答えは出ていないからである（意外かもしれないが，むしろ近年，議論はさらに複雑化しているようにさえ見える）。
＜性別にみた人権問題についての関心度〉

＜年代別にみた人権問題についての関心度＞


## （2）関心のある人権問題

関心のある人権問題をみると，「高齢者に関する問題」の $54.1 \%$ が最も高く，これに「障が い者に関する問題」の $47.4 \%$ ，「子どもに関する問題」の $40.2 \%$ が続いています。県の結果と比較すると，本市の調査結果は「高齢者に関する問題」の割合が高く，「インターネットなど による人権侵害に関する問題」や「女性に関する問題」，「同和問題」の割合が低くなっている のが特徴です。このことは今回の調査回答者の年代別構成の差（今回調査の 60 歳以上の構成比 $53.0 \%$ に対し，県調査は $43.4 \%$ ）も影響していると思われます。

年代別にみると，「 $60 \sim 69$ 歳」以上の年代では「同和問題」「北朝鮮当局による拉致被害者 などに関する問題」などの割合が他の年代よりも高く，「50～59 歳」以下の年代では「インタ ーネットなどによる人権侵害に関する問題」や「LGBT（性的指向及び性同一性障がい）に関する問題」などの割合が他の年代よりも高くなっており，世代間で関心のある問題に違いが あることがうかがえます。

「高齢者に関する問題」はもちろんのこと「インターネットなどによる人権侵害に関する問題」や「女性に関する問題」，「同和問題」，「LGBT性的指向及び性同一性障がいに関する問題」など，いずれも重要な問題であり，自らの身近な問題だけでなく隣人や家族などが抱え ている人権問題に広く関心をもっていただくための取り組みが必要です。
＜関心のある人権問題（全体及び県との比較）＞

|  | 30年度 |  | 県（28年度） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\mathrm{n}=555$ | 度数 | \％ | \％ |
| 同和問題 | 107 | 19.3 | 28.2 |
| 女性に関する問題 | 185 | 33.3 | 41.5 |
| 子どもに関する問題 | 223 | 40.2 | 40.8 |
| 高齢者に関する問題 | 300 | 54.1 | 46.6 |
| 障がい者に関する問題 | 263 | 47.4 | 56.3 |
| 日本に住んでいる外国人に関する問題 | 74 | 13.3 | 16.3 |
| HIV感染者・エイズ患者に関する問題 | 55 | 9.9 | 10.8 |
| ハンセン病患者•回復者などに関する問題 | 35 | 6.3 | 11.8 |
| 犯罪被害者などに関する問題 | 111 | 20.0 | 24.2 |
| インターネットなどによる人権侵害に関する問題 | 199 | 35.9 | 43.2 |
| アイヌの人々に関する問題 | 19 | 3.4 | 5.8 |
| 刑を終えて出所した人に関する問題 | 64 | 11.5 | 13.4 |
| LGBT 性的指向（同性愛や両性愛など）及び性同一性障がい（からだの性とこころの性が一致しない状態）に関する問題 | 96 | 17.3 | 12.9 14.4 |
| ホームレスに関する問題 | 54 | 9.7 | 13.3 |
| 北朝鮮当局による拉致被害者などに関する問題 | 171 | 30.8 | 30.5 |
| 人身取引（トラフィッキング）に関する問題 | 83 | 15.0 | 19.4 |
| 原発事故による放射線被ばく風評被害に関 する問題 | 132 | 23.8 | 25.5 |
| その他 | 9 | 1.6 | 2.8 |
| とくになし | 38 | 6.8 | 4.4 |
| 合計 | 2，218 | 複数回答で 1均4つを選択 | 人当たり平 |

－中村英樹 北九州市立大学法学部教授の総合評価（抜粋）
設問に挙げられた具体例は，人権に関する問題の中のいくつかにすぎない。もちろん，それら が重要な問題であることは間違いない。ただ，人権という言葉が曖昧であるため，はつきりしたイメ ージを持つていない回答者は，そこで列挙された以外の問題を具体的に思い浮かべることはな かなか難しかったのではないだろうか（実際，「その他」を選んだのは $1.6 \%$ にすぎない）。しかした とえば，学校で下着の色まで教師に検査されたり，生まれつきの髪の色を無理やり黒に染めさせ られたりする，いわゆる「ブラック校則」の問題は人権問題ではないだろうか。あるいは，自分たち の生活する街の上空を昼夜問わず軍用機が飛び回っているような状況は人権問題ではないだろ うか（そのような問題は中間市とは関係ないといわれるかもしれないが，問 2 の選択肢は中間市と関係あるものを優先して設定しているわけではない）。中間市民はそうした問題には関心がない のだろうか。もちろんそうではないだろう。
＜年代別にみた関心のある人権問題（その1）＞

|  | $\begin{aligned} & \text { 合 } \\ & \text { 計 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 同 } \\ & \text { 和 } \\ & \text { 問 } \\ & \text { 題 } \end{aligned}$ | 女 <br> 性 <br> に <br> 関 <br> す <br> る <br> 問 <br> 題 | $\begin{aligned} & \text { 子 } \\ & \text { ど } \\ & \text { も } \\ & \text { に } \\ & \text { 関 } \\ & \text { } \\ & \text { る } \\ & \text { 問 } \\ & \text { 題 } \end{aligned}$ | 高 齢 者 に 関 す る 問 題 |  | 日 本 に 住 $ん$ で い る 外 国 人 に 関 す る 問 題 | $\begin{gathered} \hline \mathrm{H} \\ \mathrm{I} \\ \mathrm{~V} \\ \text { 感 } \\ \text { 染 } \\ \text { 者 } \\ \dot{\text { I }} \\ \text { イ } \\ \text { ズ } \\ \text { 患 } \\ \text { 者 } \\ \text { に } \\ \text { 関 } \\ \text { す } \\ \text { る } \\ \text { 問 } \\ \text { 題 } \end{gathered}$ | ハ ン セ ン 病 患 者 信 回 復 者 な ど に 関 す る 問 題 | 犯 <br> 罪 <br> 被 <br> 害 <br> 者 <br> な <br> ど <br> に <br> 関 <br> す <br> る <br> 問 <br> 題 | イ <br> ン <br> タ <br> ネ <br> ッ <br> ト <br> な <br> ど <br> に <br> よ <br> る <br> 人 <br> 権 <br> 侵 <br> 害 <br> 関 <br> す <br> る <br> 問 <br> 題 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 全体 | 555 | 107 | 185 | 223 | 300 | 263 | 74 | 55 | 35 | 111 | 199 |
|  |  | 19．3\％ | 33．3\％ | 40．2\％ | 54．1\％ | 47．4\％ | 13．3\％ | 9．9\％ | 6．3\％ | 20．0\％ | 35．9\％ |
| 年代別 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ～ 29 歳 | 54 | 8 | 28 | 24 | 20 | 25 | 4 | 8 | 3 | 12 | 26 |
|  |  | 14．8\％ | 51．9\％ | 44．4\％ | 37．0\％ | 46．3\％ | 7．4\％ | 14．8\％ | 5．6\％ | 22．2\％ | 48．1\％ |
| 30～39歳 | 58 | 6 | 33 | 41 | 28 | 30 | 10 | － 7 | 2 | 15 | 29 |
|  |  | 10．3\％ | 56．9\％ | 70．7\％ | 48．3\％ | 51．7\％ | 17．2\％ | 12．1\％ | 3．4\％ | 25．9\％ | 50．0\％ |
| 40～49歳 | 53 | 10 | 21 | 27 | 22 | 27 | 8 | 7 | 5 | 11 | 27 |
|  |  | 18．9\％ | 39．6\％ | 50．9\％ | 41．5\％ | 50．9\％ | 15．1\％ | 13．2\％ | 9．4\％ | 20．8\％ | 50．9\％ |
| 50～59歳 | 74 | 11 | 25 | 28 | 41 | 33 | 14 | 9 | 6 | 20 | 31 |
|  |  | 14．9\％ | 33．8\％ | 37．8\％ | 55．4\％ | 44．6\％ | 18．9\％ | 12．2\％ | 8．1\％ | 27．0\％ | 41．9\％ |
| 60～69歳 | 103 | 24 | 34 | 39 | 56 | 54 | 13 | 8 | 8 | 16 | 31 |
|  |  | 23．3\％ | 33．0\％ | 37．9\％ | 54．4\％ | 52．4\％ | 12．6\％ | 7．8\％ | 7．8\％ | 15．5\％ | 30．1\％ |
| 70～79歳 | 117 | 27 | 23 | 34 | 79 | 47 | 11 | 4 | 2 | 22 | 31 |
|  |  | 23．1\％ | 19．7\％ | 29．1\％ | 67．5\％ | 40．2\％ | 9．4\％ | 3．4\％ | 1．7\％ | 18．8\％ | 26．5\％ |
| 80歳以上 | 74 | 17 | 12 | 24 | 46 | 36 | 11 | 9 | 5 | 11 | 16 |
|  |  | 23．0\％ | 16．2\％ | 32．4\％ | 62．2\％ | 48．6\％ | 14．9\％ | 12．2\％ | 6．8\％ | 14．9\％ | 21．6\％ |
| 無回答 | 22 | 4 | 9 | 6 | 8 | 11 | 3 | 3 | 4 | 4 | 8 |
|  |  | 18．2\％ | 40．9\％ | 27．3\％ | 36．4\％ | 50．0\％ | 13．6\％ | 13．6\％ | 18．2\％ | 18．2\％ | 36．4\％ |

＜年代別にみた関心のある人権問題（その2）＞

|  | $\begin{aligned} & \text { 合 } \\ & \text { 計 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { ア } \\ & \text { イ } \\ & \text { ヌ } \\ & \text { の } \\ & \text { 人 } \\ & \text { 々 } \\ & \text { に } \\ & \text { 関 } \\ & \text { す } \\ & \text { る } \\ & \text { 問 } \end{aligned}$ | 刑 を 終 え | L G B T 性 的 指 向 及 び 性 同 － 性 障 が い に 関 す る 問 題 | ホ I ム し ス に 関 す る 問 題 | 北 朝 鮮 当 局 に よ る 拉 致 被 害 者 な ど に 関 す る 問 題 | $\begin{aligned} & \text { 人 } \\ & \text { 身 } \\ & \text { 取 } \\ & \text { 引 } \\ & \text { ค } \\ & \text { ラ } \\ & \text { フ } \\ & \text { ィ } \\ & \text { ッ } \\ & \text { キ } \\ & \text { ン } \\ & \text { グ } \\ & \text { に } \\ & \text { 関 } \\ & \text { す } \\ & \text { る } \\ & \text { 問 } \\ & \text { 題 } \end{aligned}$ | 原 発 事 故 に よ る 放 射 線 被 ば く 風 評 被 害 に 関 す る 問 題 |  | $\begin{aligned} & \text { と } \\ & \text { く } \\ & \text { に } \\ & \text { な } \\ & \text { し } \end{aligned}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 全体 | 555 | 19 | 64 | 96 | 54 | 171 | 83 | 132 | 9 | 38 |
|  |  | 3．4\％ | 11．5\％ | 17．3\％ | 9．7\％ | 30．8\％ | 15．0\％ | 23．8\％ | 1．6\％ | 6．8\％ |
| －年代別 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ～ 29 歳 | 54 | 0 | 5 | 19 | 6 | 8 | 6 | 7 | 1 | 1. |
|  |  | 0．0\％ | 9．3\％ | 35．2\％ | 11．1\％ | 14．8\％ | 11．1\％ | 13．0\％ | 1．9\％ | 1．9\％ |
| 30～39歳 | 58 | 1 | 10 | 14. | 10 | 7 | 12 | 9 | 0 | 5 |
|  |  | 1．7\％ | 17．2\％ | 24．1\％ | 17．2\％ | 12．1\％ | 20．7\％ | 15．5\％ | 0．0\％ | 8．6\％ |
| 40～49歳 | 53 | 2 | 10 | 15 | 4 | 6 | 9 | 11 | 0 | 5 |
|  |  | 3．8\％ | 18．9\％ | 28．3\％ | 7．5\％ | 11．3\％ | 17．0\％ | 20．8\％ | 0．0\％ | 9．4\％ |
| 50～59歳 | 74 | 4 | 9 | 20 | 10 | 20 | 16 | 19 | 2 | 5 |
|  |  | 5．4\％ | 12．2\％ | 27．0\％ | 13．5\％ | 27．0\％ | 21．6\％ | 25．7\％ | 2．7\％ | 6．8\％ |
| 60～69歳 | 103 | 3 | 10 | 13 | 9 | 40 | 14 | 33 | 2 | 6 |
|  |  | 2．9\％ | 9．7\％ | 12．6\％ | 8．7\％ | 38．8\％ | 13．6\％ | 32．0\％ | 1．9\％ | 5．8\％ |
| 70～79歳 | 117 | 4 | 9 | 6 | 8 | 47. | 12 | 31 | 3 | 8 |
|  |  | 3．4\％ | 7．7\％ | 5．1\％ | 6．8\％ | 40．2\％ | 10．3\％ | 26．5\％ | 2．6\％ | 6．8\％ |
| 80歳以上 | 74 | 4 | 8 | 4 | 5 | 36 | 7 | 17 | 0 | 6 |
|  |  | 5．4\％ | 10．8\％ | 5．4\％ | 6．8\％ | 48．6\％ | 9．5\％ | 23．0\％ | 0．0\％ | 8．1\％ |
| 無回答 | 22 | 1 | 3 | 5 | 2 | 7 | 7 | 5 | 1 | 2 |
|  |  | 4．5\％ | 13．6\％ | 22．7\％ | 9．1\％ | 31．8\％ | 31．8\％ | 22．7\％ | 4．5\％ | 9．1\％ |

## （3）人権を侵害された経験とその内容

約半数近い人が「人権を侵害されたことはない」と回答している一方で，県の結果と比較す ると地域•家庭•職場•学校などで人権を侵害された経験を持つ人がやや多くなっています。

年代別では50歳代以下で侵害された経験を持つ人の割合が比較的高くなっており，本市が抱える大きな課題であることが示唆されています。

地域•家庭•職場•学校における暴力•脅迫•仲間はずれ・無理じい・嫌がらせの根絶を目指した取り組みとともに，近年急速に広がってきているインターネットによるプライバシー及 び人権侵害に対する取り組みが必要です。

- 中村英樹 北九州市立大学法学部教授の総合評価（抜粋）
- 般的にいえば，約半数の人が人権を侵害された経験がない（と感じている）というのは評価 すべきことかもしれないし，逆に約半数の人が人権を侵害された経験がある（と感じている）ことは大いに問題があることかもしれない。しかしここでも，回答者が具体例以外の人権侵害例を思い浮かべることが難しかった可能性もあり（「その他」を選んだのは $2.0 \%$ ），結果の評価には留保が必要であるように思われる。
＜人権を侵害された経験とその内容（全体及び県との比較）＞

|  | 30年度 |  | 県（28年度） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| n＝555 | 度数 | \％ | \％ |
| 根も葉もない噂や悪口による，名誉•信用な どの侵害 | 88 | 15.9 | 15.6 |
| 公的機関や企業などによる不当な扱い | 27 | 4.9 | 5.2 |
| 地域•家庭•職場•学校における暴力•脅迫－仲間はずれ・無理じい・嫌がらせ | 106 | 19.1 | 14.1 |
| 信条•性別•社会的身分などの違いによる不平等や不利益な扱いなどの差別待遇 | 19 | 3.4 | 4.0 |
| インターネットによるプライバシーの侵害 | 15 | 2.7 | 2.3 |
| インターネット以外でのプライバシーの侵害 | 10 | 1.8 | 1.3 |
| 保護者からの虐待（児童虐待） | 7 | 1.3 | 1.5 |
| 養護者などからの虐待（高齢者虐待） | 1 | 0.2 | 0.1 |
| 性的嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント） | 16 | 2.9 | 3.6 |
| 配偶者や恋人などからの暴力（ドメスティッ ク・バイオレンス） | 17 | 3.1 | 3.0 |
| 特定の人にしつこくつきまとわれること（スト－ カー） | 17 | 3.1 | 3.1 |
| 職場などでの不当な待遇や上司の言動によ る嫌がらせ（パワーハラスメント） | 90 | 16.2 | 16.5 |
| その他 | 11 | 2.0 | 1.7 |
| 人権を侵害されたことはない | 267 | 48.1 | 54.9 |
| 合計 | 691 | 複数回答で均 1.2 個を選択 | 人当たり平规 |

＜年代別にみた人権を侵害された経験とその内容（その1）＞

|  | $\begin{aligned} & \text { 合 } \\ & \text { 計 } \end{aligned}$ | 侵根害 も $\square$ <br> に よ る | 公 <br> 的 <br> 機 <br> 関 <br> や <br> 企 <br> 業 <br> な <br> ど <br> に <br> よ <br> る <br> 不 <br> 当 <br> な <br> 扱 <br> い | 間地 は域 ず・ れ 家 －庭無•理職 じ場 い • －学嫌校 がに ら お せけ る暴力脅迫仲 | や信 <br> 不条 <br> 利－ <br> 益性 <br> な別 <br> 扱• <br> い社 <br> な会 <br> ど的 <br> の身 <br> 差分 <br> 別な <br> 待ど <br> 遇の <br> 違 い に よ る 不 平 等 |  |  | 保 <br> 護 <br> 者 <br> か <br> ら <br> の <br> 虐 <br> 待 <br> 児 <br> 童 <br> 虐 <br> 待 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 全体 | 555 | 88 | 27 | 106 | 19 | 15 | 10 | 7 |
| 全体 |  | 15．9\％ | 4．9\％ | 19．1\％ | 3．4\％ | 2．7\％ | 1．8\％ | 1．3\％ |


| 年代別 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| ～ 29 歳 | 54 | 13 | 4 | 9 | 2 | 6 | 1 | 1 |
|  |  | 24．1\％ | 7．4\％ | 16．7\％ | 3．7\％ | 11．1\％ | 1．9\％ | 1．9\％ |
| $30 \sim 39$ 歳 | 58 | 17 | 6 | 26 | 4 | 4 | 2 | 1 |
|  |  | 29．3\％ | 10．3\％ | 44．8\％ | 6．9\％ | 6．9\％ | 3．4\％ | 1．7\％ |
| 40～49歳 | 53 | 17 | 5 | 21. | 3 | 3 | 0 | 2 |
|  |  | 32．1\％ | 9．4\％ | 39．6\％ | 5．7\％ | 5．7\％ | 0．0\％ | 3．8\％ |
| 50～59歳 | 74 | 10 | 3 | 21 | 4 | 2 | 2 | 0 |
|  |  | 13．5\％ | 4．1\％ | 28．4\％ | 5．4\％ | 2．7\％ | 2．7\％ | 0．0\％ |
| 60～69歳 | 103 | 9 | 3 | 5 | 0 | 0 | 2 | 1 |
|  |  | 8．7\％ | 2．9\％ | 4．9\％ | 0．0\％ | 0．0\％ | 1．9\％ | 1．0\％ |
| 70～79歳 | 117 | 11 | 5 | 8 | 5 | 0 | 2 | 0 |
|  |  | 9．4\％ | 4．3\％ | 6．8\％ | 4．3\％ | 0．0\％ | 1．7\％ | 0．0\％ |
| 80歳以上 | 74 | 10 | 1 | 11 | ．．．． 1 | 0 | ．．．． 1 | 1 |
|  |  | 13．5\％ | 1．4\％ | 14．9\％ | 1．4\％ | 0．0\％ | 1．4\％ | 1．4\％ |
| 無回答 | 22 | 1 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 1 |
|  |  | 4．5\％ | 0．0\％ | 22．7\％ | 0．0\％ | 0．0\％ | 0．0\％ | 4．5\％ |

＜年代別にみた人権を侵害された経験とその内容（その2）＞

|  | $\begin{aligned} & \text { 合 } \\ & \text { 計 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline \text { 養 } \\ & \text { 讙 } \\ & \text { 者 } \\ & \text { な } \\ & \text { ど } \\ & \text { か } \\ & \text { ら } \\ & \text { の } \\ & \text { 虐 } \\ & \text { 待 } \\ & \text { 高 } \\ & \text { 齢 } \\ & \text { 者 } \\ & \text { 虐 } \\ & \text { 待 } \end{aligned}$ |  | バ配 <br> イ偶 <br> オ者 <br> レや <br> ン恋 <br> ス人 <br> な <br> ど <br> か <br> ら <br> 暴 <br> 力 <br> ド <br> メ <br> ス <br> テ <br> ィ ッ <br> ク | 力特 |  | $\begin{aligned} & \text { そ } \\ & \text { の } \end{aligned}$ <br> 他 | 人 <br> 権 <br> を <br> 侵 <br> 害 <br> さ <br> れ <br> た <br> こ <br> は <br> な <br> い |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 全体 | 555 | 1 | 16 | 17 | 17 | 90 | 11 | 267 |
|  |  | 0．2\％ | 2．9\％ | 3．1\％ | 3．1\％ | 16．2\％ | 2．0\％ | 48．1\％ |


| 年代別 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| ～ 29 歳 | 54 | 0 | 2 | 1 | 6 | 11 | 1 | 24 |
|  |  | 0．0\％ | 3．7\％ | 1．9\％ | 11．1\％ | 20．4\％ | 1．9\％ | 44．4\％ |
| 30～39歳 | 58 | 0 | 2 | 3 | 3 | 15 | 2 | 17 |
|  |  | 0．0\％ | 3．4\％ | 5．2\％ | 5．2\％ | 25．9\％ | 3．4\％ | 29．3\％ |
| 40～49歳 | 53 | 0 | 5 | 5 | 3 | 18 | 2 | 17 |
|  |  | 0．0\％ | 9．4\％ | 9．4\％ | 5．7\％ | 34．0\％ | 3．8\％ | 32．1\％ |
| 50～59歳 | 74 | 0 | 1 | 4 | 2 | 17 | 1 | 32 |
|  |  | 0．0\％ | 1．4\％ | 5．4\％ | 2．7\％ | 23．0\％ | 1．4\％ | 43．2\％ |
| 60～69歳 | 103 | 0 | 1 | 1 | 1 | 13 | 2 | 59 |
|  |  | 0．0\％ | 1．0\％ | 1．0\％ | 1．0\％ | 12．6\％ | 1．9\％ | 57．3\％ |
| 70～79歳 | 117 | ．．． 1 | 2 | ．．．． 1 | 0 | 11 | ．．．． 1 | 67 |
|  |  | 0．9\％ | 1．7\％ | 0．9\％ | 0．0\％ | 9．4\％ | 0．9\％ | 57．3\％ |
| 80歳以上 | 74 | 0 | 1 | 1 | 1 | 4 | 2 | 39 |
|  |  | 0．0\％ | 1．4\％ | 1．4\％ | 1．4\％ | 5．4\％ | 2．7\％ | 52．7\％ |
| 無回答 | 22 | 0 | 2 | 1 | I | 1 | 0 | 12 |
|  |  | 0．0\％ | 9．1\％ | 4．5\％ | 4．5\％ | 4．5\％ | 0．0\％ | 54．5\％ |

## 2．人権問題を解決するための望ましい方法

## （1）同和問題を解決するための望ましい方法

同和問題を解決するためには，どのような方法が望ましいか聞いたところ，「小•中学校な どの人権教育で，同和問題に関する正しい知識を教える」の $48.3 \%$ が最も高く，これに「国や地方自治体（県•市）が，同和問題の解決に向け積極的に取り組むべきである」の $26.3 \%$ ，「わ ざわざとりあげないで，そっとしておく方が良い」の $26.1 \%$ が続いています。平成 24 年度の調査結果と比較すると，「わざわざとりあげないで，そっとしておく方が良い」の割合が 8.9 ポイント増加する一方で，「差別をなくすための解放運動を積極的に取り組むべきだと思う」 が 8.0 ポイント減少しており，市民全体で差別の解消を図るという視点からは課題がうかがえ る結果となっています（下の表中の○囲み参照）。

年代別にみると，「40～49歳」以下の年代では「小•中学校などの人権教育で，同和問題に関する正しい知識を教える」の割合が高く，各年代で $50 \%$ 台以上となっていますが，「 $60 \sim 69$歳」と「70～79歳」の年代では「わざわざとりあげないで，そっとしておく方が良い」が $30 \%$台と高くなっています。

地域に対する「地域•家庭•職場•学校における暴力•脅迫•仲間はずれ・無理じい・嫌が らせ」「インターネットによるプライバシーの侵害」などの差別行為が存在することは確かな ことであり，同和問題に関する正しい知識を教える機会や場を各ライフステージに応じて数多 く作っていくことが必要です。
＜同和問題を解決するための望ましい方法（全体及び 24 年度との比較）＞

|  | 30年度 |  | 24年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| n＝555 | 度数 | \％ | \％ |
| 国や地方自治体（県•市）が，同和問題の解決に向け積極的に取り組むべきである | 146 | 26.3 | 28.2 |
| 小•中学校などの人権教育で，同和問題に関 する正しい知識を教える | 268 | 48.3 | 48.9 |
| 差別をしたり，差別を悪用するような場合に は，法律で処罰するべきだと思う | 71 | 12.8 | 13.9 |
| 差別をなくすための解放運動を積極的に取り組むべきだと思う | 34 | 6.1 | 14.1 |
| 市民が自ら差別や人権について学ぶ総合的 な場を充実すべきであると思う | 91 | 16.4 | 17.9 |
| 同和地区の人々自身が，自分の生活向上に努力すべきであると思う | 119 | 21.4 | 28.0 |
| 同和地区の人々が，一か所に固まって住ま ないようにすればよいと思う | 117 | 21.1 | 24.7 |
| わざわざとりあげないで，そっとしておく方が良い | 145 | 26.1 | 17.2 |
| 何をしても，解決することは難しい | 52 | 9.4 | 12.9 |
| 問題解決のため自分のできる限りの努力を する | 31 | 5.6 | － |
| その他 | 19 | 3.4 | 4.9 |
| どうすればよいかわからない | 56 | 10.1 | 6.6 |
| 合計 | 1，149 | 複数回答で均2．1個を選 | 入当たり平 |

＜年代別にみた同和問題を解決するための望ましい方法〉

|  | $\begin{aligned} & \text { 合 } \\ & \text { 計 } \end{aligned}$ | 積国 <br> 極や <br> 的地 <br> に方 <br> 取自 <br> り治 <br> 組体 <br> むへ <br> ベ県 <br> き ． <br> で市 あ るが <br> 同 <br> 和 <br> 問 <br> 題 <br> の <br> 解 <br> 決 <br> に <br> 向 <br> け | い小知• <br> 識中 <br> を学 <br> 教校 <br> えな <br> るど <br> の <br> 人 <br> 権 <br> 教 <br> 育 <br> で <br> 同 <br> 和 <br> 問 <br> 題 <br> に <br> 関 <br> す <br> る <br> 正 | で差 処別 罰を すし るた ごり き だ と別 思を う悪 用 す る よ う な 場 合 に は 法 律 | だ差 と別 思を うな $\vdots$ す た め の 解 放 運 動 を 積 極 的 に 取 り 組 む べ き | す市 <br> ベ民 き が <br> で自 <br> あら <br> る差 <br> と別 <br> 思や <br> う 人 <br> 権 に っ い て 学 ふ 総 合 的 な 場 を 充 実 | $\begin{gathered} \hline \text { で同 } \\ \text { あ 和 } \\ \text { る地 } \\ \text { と区 } \\ \text { 思の } \\ \text { う人 } \\ \text { 々 } \\ \text { 自 } \\ \text { か } \\ \text { が } \\ \text { 自 } \\ \text { 分 } \\ \text { の } \\ \text { 生 } \\ \text { 活 } \\ \text { 向 } \\ \text { 上 } \\ \text { に 努 } \\ \text { 力 } \\ \text { す } \\ \text { ベ } \\ \text { き } \end{gathered}$ | す同 <br> れ和 <br> ば地 <br> よ区 <br> いの <br> と人 <br> 思々 <br> うが <br> か 所 に 固 ま $っ$ て 住 ま な い よ う に | $\begin{aligned} & \hline \text { わ } \\ & \text { ざ } \\ & \text { わ } \\ & \text { ざ } \\ & \text { と } \\ & \text { あ } \\ & \text { げ } \\ & \text { な } \\ & \text { い } \\ & \text { で } \\ & \text { そ } \\ & \text { ¿ } \\ & \text { と } \\ & \text { し } \\ & \text { お } \\ & \text { L } \end{aligned}$ | 何 <br> を <br> し <br> て <br> も <br> 解 <br> 決 <br> す <br> る <br> こ <br> は <br> 難 <br> し <br> い | 問 <br> 題 <br> 解 <br> の <br> た <br> め <br> 自 <br> 分 <br> の <br> で <br> き <br> る <br> 限 <br> り <br> の <br> 努 <br> 力 <br> を <br> る | $\begin{aligned} & \text { そ } \\ & \text { の } \\ & \text { 他 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { ど } \\ & j \\ & \text { す } \\ & \text { れ } \\ & \text { ば } \\ & \text { よ } \\ & \text { い } \\ & \text { わ } \\ & \text { か } \\ & ら \\ & な \\ & \text { い } \end{aligned}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 555 | 146 | 268 | 71 | 34 | 91 | 119 | 117 | 145 | 52 | 31 | 19 | 56 |
|  |  | 26．3\％ | 48．3\％ | 12．8\％ | 6．1\％ | 16．4\％ | 21．4\％ | 21．1\％ | 26．1\％ | 9．4\％ | 5．6\％ | 3．4\％ | 10．1\％ |
| －年代別 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ～ 29 歳 | 54 | 21 | 33 | 10 | 2 | 13 | 7 | 11 | 9 | 2 | 2 | 2 | 6 |
|  |  | 38．9\％ | 61．1\％ | 18．5\％ | 3．7\％ | 24．1\％ | 13．0\％ | 20．4\％ | 16．7\％ | 3．7\％ | 3．7\％ | 3．7\％ | 11．1\％ |
| 30～39歳 | 58 | 16 | 35 | 8 | 5 | 12 | ． 8 | 8 | 9 | 7 | 5 | 0 | 10 |
|  |  | 27．6\％ | 60．3\％ | 13．8\％ | 8．6\％ | 20．7\％ | 13．8\％ | 13．8\％ | 15．5\％ | 12．1\％ | 8．6\％ | 0．0\％ | 17．2\％ |
| 40～49歳 | 53 | 17 | 30 | 7 | ．．．．． | ．．．．．．9 | 12 | 12 | 14 | ．．．．．．7． | ．．．．3 | 3 | $?$ |
|  |  | 32．1\％ | 56．6\％ | 13．2\％ | 1．9\％ | 17．0\％ | 22．6\％ | 22．6\％ | 26．4\％ | 13．2\％ | 5．7\％ | 5．7\％ | 3．8\％ |
| 50～59歳 | 74 | 12 | 35 | 14 | 6 | 11. | 20 | 17 | 20 | －．．．．．9 | ．．．． 4 | 2 | ．．．．． |
|  |  | 16．2\％ | 47．3\％ | 18．9\％ | 8．1\％ | 14．9\％ | 27．0\％ | 23．0\％ | 27．0\％ | 12．2\％ | 5．4\％ | 2．7\％ | 4．1\％ |
| 60～69歳 | 103 | 23 | 46 | －．．．．． 9 | 5 | 14. | 25 | 26 | 36 | ． .9 | ． 5 | 4 | 11 |
|  |  | 22．3\％ | 44．7\％ | 8．7\％ | 4．9\％ | 13．6\％ | 24．3\％ | 25．2\％ | 35．0\％ | 8．7\％ | 4．9\％ | 3．9\％ | 10．7\％ |
| 70～79歳 | 117 | 28 | 51 | ．．．．9 | 9 | 18 | 27 | 22 | 38 | 12 | 7 | 4 | 11 |
|  |  | 23．9\％ | 43．6\％ | 7．7\％ | 7．7\％ | 15．4\％ | 23．1\％ | 18．8\％ | 32．5\％ | 10．3\％ | 6．0\％ | 3．4\％ | 9．4\％ |
| 80歳以上 | 74 | 25 | 25 | 11 | 5 | ．．．．．．9 | 16 | 13 | 16 | ．．．．．． 4 | ． 5 | 3 | 13 |
|  |  | 33．8\％ | 33．8\％ | 14．9\％ | 6．8\％ | 12．2\％ | 21．6\％ | 17．6\％ | 21．6\％ | 5．4\％ | 6．8\％ | 4．1\％ | 17．6\％ |
| 無回答 |  | 4 | 13 | 3 | 1 | 5 | 4 | 8 | 3 | 2 | 0 | 1 | 0 |
|  |  | 18．2\％ | 59．1\％ | 13．6\％ | 4．5\％ | 22．7\％ | 18．2\％ | 36．4\％ | 13．6\％ | 9．1\％ | 0．0\％ | 4．5\％ | 0．0\％ |

## （2）子どもの人権を守るために必要なこと

子どもの人権を守るために必要なことを聞いたところ，「学校教育の中で，子ども同士の人権や自他共に思いやりを大切にできる教育を充実すること」が $40.2 \%$ で最も高く，これに「学校やその他で，いじめを見逃さないよう，いじめ問題の防止に取り組む」の $37.3 \%$ ，「子ども が気軽に相談できる体制づくりの充実を図る」の $31.5 \%$ が続いています。いずれも子どもに関係し深刻化するいじめや虐待に対する取り組みに関わることが上位となっています。平成 24年度の調査結果と比較すると，「学校教育の中で，子ども同士の人権や自他共に思いやりを大切にできる教育を充実すること」の割合が 22.8 ポイント増加している一方で，平成 24 年度調査で最も割合が高かった「地域で子どもや家庭を応援できる体制をつくるとともに，子どもが周囲から孤立しないような環境をつくること」は $42.6 \%$ から $30.5 \%$ に減少しており，市民全体で差別の解消を図るという視点からは課題がうかがえる結果となっています（下の表中の○囲み参照）。また今回の調査で新設した「SNSを含めたインターネットの正しい使い方の指導の強化や適正な利用を促進する」の割合は $20.9 \%$ で， 5 人に 1 人が子どもの人権を守るため に必要なことをあげています。

> 子どもに関係するいじめや虐待の問題への対応が喫緊の課題であると多くの市民が認識し ている結果がこの設問でも示唆されています。思いやり教育の充実，いじめを見逃さない体制 づくり，子どもが気軽に相談できる体制づくりが求められています。

＜子どもの人権を守るために必要なこと（全体及び 24 年度との比較）＞

|  | 30年度 |  | 24年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\mathrm{n}=555$ | 度数 | \％ | \％ |
| 大人が子どもを独立した人格ととらえ，子ども自身の意志や行動を尊重すること | 169 | 30.5 | 24.9 |
| 地域で子どもや家庭を応援できる体制をつく るとともに，子どもが周囲から孤立しないよう な環境をつくること | 169 | 30.5 | 42.6 |
| 子どもの人権を尊重し，守り育てる意識を大切にする啓発活動を進めること | 58 | 10.5 | 7.1 |
| 学校教育の中で，子ども同士の人権や自他共に思いやりを大切にできる教育を充実する こと | 223 | 40.2 | 17.4 |
| 学校やその他で，いじめを見逃さないよう，い じめ問題の防止に取り組む | 207 | 37.3 | 34.1 |
| 子どもに対する虐待の発見と解決及び虐待 の防止や育児放棄の防止に取り組む | 123 | 22.2 | 17.9 |
| 危険ドラッグや覚せい剤などの薬物や性的な犯罪から子どもを守る取り組みを行う | 78 | 14.1 | 12.7 |
| マスコミなどが紙面•番組などの内容に配慮 したり，企業などがゲームソフトやアプリなど の内容•販売に配慮する | 46 | 8.3 | 18.8 |
| SNSを含めたインターネットの正しい使い方 の指導の強化や適正な利用を促進する | 116 | 20.9 | － |
| 家庭内の人間関係の安定や保護者への相談支援体制を充実する | 60 | 10.8 | － |
| 子どもが気軽に相談できる体制づくりの充実 を図る | 175 | 31.5 | 31.3 |
| その他 | 7 | 1.3 | 1.4 |
| 特になし | 22 | 4.0 | 1.4 |
| 合計 | 1，453 | 複数回答で均2．6個を選 | 当たり平 |

## （3）高齢者の人権を守るために必要なこと

高齢者の人権を守るために必要なことを聞いたところ，「高齢者が，生きがいを持って生活 し，社会の一員として，参加したり，活動できるような環境づくりを充実する」が $44.0 \%$ で最 も高く，これに「高齢者のための保健，医療，在宅サービスなどの福祉サービスを充実する」 の $41.1 \%$ ，「高齢者の生きがいづくりを支援する取り組みを進める」の $28.8 \%$ が多くあげられ ています。

これを年代別にみると，「 $40 \sim 49$ 歳」以下の年代では 4 割から 5 割の人が「高齢者が，生き がいを持って生活し，社会の一員として，参加したり，活動できるような環境づくりを充実す る」をあげ最上位となっています。これに対し「70～79歳」以上では 4 割台の人が「高齢者 のための保健，医療，在宅サービスなどの福祉サービスを充実する」をあげ最上位となってお り，世代間の認識の差がうかがえる結果となっています。

平成 24 年度の調査結果と比較すると，「高齢者に対して周囲の人のちょっとした配慮や気遣 いを強化する」の割合が 13.9 ポイント増加しています。一方「幅広い分野で高齢者が率先し て次世代との連携，交流が図れるよう，世代間交流を進める」の割合が 6.1 ポイント減少，「高齢者のための相談•支援体制を充実する」が 5.3 ポイント，「学校教育の中で，高齢者の人権 についての教育を充実する」が 4.9 ポイント，「高齢者一人ひとりの人生観や信条が大切にさ れる社会をつくる」が 4.2 ポイントなど社会全体で解決しなければならないことを意図した選択肢の割合（下の表中の○囲み参照）が減少しています。

高齢者世代である 70 歳以上の年代からは，高齢者の人権を守るために必要なこととして保健，医療，福祉などのサービスの充実が最も求められている結果となっています。これらのサ ービスの充実と同時に高齢者の日々の生活の充実と密接な関係がある生きがいづくりについ ても推進していくことが必要です。また，高齢者の人権を社会全体で解決していくという市民意識の醸成と仕組みづくりが求められています。
＜高齢者の人権を守るために必要なこと（全体及び 24 年度との比較）＞

|  | 30年度 |  | 24年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| n＝555 | 度数 | \％ | \％ |
| 高齢者が，生きがいを持って生活し，社会の一員として，参加したり，活動できるような環境（㗢く場や能力を発揮できる機会）づくりを充実する | 244 | 44.0 | 44.0 |
| 高齢者一人ひとりの人生観や信条が大切に される社会をつくる | 79 | 14.2 | 18.4 |
| 高齢者に対して周囲の人のちょっとした配慮 や気遣いを強化する | 141 | 25.4 | 11.5 |
| 学校教育の中で，高齢者の人権についての教育を充実する | 75 | 13.5 | 18.4 |
| 建物の階段や道路の段差を解消するなど， バリアフリー化を進める | 139 | 25.0 | 25.6 |
| 高齢者のための保健，医療，在宅サービスな どの福祉サービスを充実する | 228 | 41.1 | 39.1 |
| 高齢者を犯罪から守る取り組みを強化する | 87 | 15.7 | 15.3 |
| 幅広い分野で高齢者が率先して次世代との連携，交流が図れるよう，世代間交流を進め る | 98 | 17.7 | 23.8 |
| 高齢者のための相談•支援体制を充実する | 129 | 23.2 | 28.5 |
| 高齢者の生きがいづくりを支援する取り組み を進める | 160 | 28.8 | － |
| その他 | 3 | 0.5 | 0.7 |
| 特にない | 19 | 3.4 | 2.4 |
| 合計 | 1，402 | 複数回答で均2．5個を選択 | 当たり平 |

＜年代別にみた高齢者の人権を守るために必要なこと＞

|  | $\begin{aligned} & \text { 合 } \\ & \text { 計 } \end{aligned}$ | りり高 を－齢充活者実動が すで， るき生 <br> る き <br> よが <br> うい <br> なを <br> 環持 <br> 境 つ <br> へて <br> 働生 <br> く活 <br> 場し <br> や， <br> 能社 <br> 力会 <br> をの <br> 発一 <br> 揮員 <br> でと <br> きし <br> るて <br> 機 ， <br> 会参 <br> －加 <br> づし <br> くた | 高 齢 者 人 ひ と り の 人 生 観 や 信 条 が 大 切 に さ れ る 社 会 を 」 |  | 学 <br> 校 <br> 教 <br> 育 <br> の <br> 中 <br> で <br> 高 <br> 齢 <br> 者 <br> の <br> 人 <br> 権 <br> に <br> つ <br> い <br> て <br> の <br> 教 <br> 育 <br> を <br> 充 <br> 実 <br> す <br> る | 建 <br> 物 <br> の <br> 階 <br> 段 <br> や <br> 道 <br> 路 <br> の <br> 段 <br> 差 <br> 解 <br> 消 <br> す <br> る <br> な <br> ど <br> バ <br> リ <br> ア $\qquad$ <br> リ <br> I <br> 化 を進 め る | 実 高 す齢 る者 の た め の保健 | $\begin{aligned} & \text { 高 } \\ & \text { 齢 } \\ & \text { 者 } \\ & \text { を } \\ & \text { 犯 } \\ & \text { 罪 } \\ & \text { ら } \\ & \text { 守 } \\ & \text { る } \\ & \text { 取 } \\ & \text { り } \\ & \text { 組 } \end{aligned}$ 犯 罪 か ら る 取 り み を 強 化 す る | う幅世 い代 分間野交で流高 を齢進者 めが る率先 し次世代 と の連携交流 が図 れ る よ | $\begin{aligned} & \text { 高 } \\ & \text { 齢 } \\ & \text { 者 } \\ & \text { た } \\ & \text { め } \\ & \text { の } \\ & \text { 相 } \\ & \text { 談 } \\ & \text { 支 } \\ & \text { 援 } \\ & \text { 体 } \\ & \text { 制 } \\ & \text { を } \\ & \text { 充 } \\ & \text { 実 } \\ & \text { す } \\ & \text { る } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 高 } \\ & \text { 齢 } \\ & \text { 者 } \\ & \text { 生 } \\ & \text { き } \\ & \text { が } \\ & \text { い } \\ & \text { づ } \\ & \text { り } \\ & \text { を } \\ & \text { 支 } \\ & \text { 援 } \\ & \text { る } \\ & \text { 取 } \\ & \text { り } \\ & \text { 組 } \\ & \text { み } \\ & \text { を } \\ & \text { 進 } \\ & め ~ \\ & \text { る } \end{aligned}$ | そ <br> の <br> 他 | $\begin{aligned} & \text { 特 } \\ & \text { に } \\ & \text { な } \\ & \text { い } \end{aligned}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 全体 | 555 | 244 | 79 | 141 | 75 | 139 | 228 | 87 | 98 | 129 | 160 | 3 | 19 |
|  |  | 44．0\％ | 14．2\％ | 25．4\％ | 13．5\％ | 25．0\％ | 41．1\％ | 15．7\％ | 17．7\％ | 23．2\％ | 28．8\％ | 0．5\％ | 3．4\％ |
| ■年代別 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ～ 29 歳 | 54 | 23 | 8 | 15 | 7 | 20 | 20 | 13 | 10 | 16 | 15 | 1 | 2 |
|  |  | 42．6\％ | 14．8\％ | 27．8\％ | 13．0\％ | 37．0\％ | 37．0\％ | 24．1\％ | 18．5\％ | 29．6\％ | 27．8\％ | 1．9\％ | 3．7\％ |
| 30～39歳 | 58 | 33 | 8 | 14 | 6 | 20 | 20 | 7 | 18 | 13 | 16 | 0 | 3 |
|  |  | 56．9\％ | 13．8\％ | 24．1\％ | 10．3\％ | 34．5\％ | 34．5\％ | 12．1\％ | 31．0\％ | 22．4\％ | 27．6\％ | 0．0\％ | 5．2\％ |
| 40～49歳 | 53 | 31 | 5 | 11 | 11 | 11 | 19 | 6 | 15 | 12 | 22 | 0 | 0 |
|  |  | 58．5\％ | 9．4\％ | 20．8\％ | 20．8\％ | 20．8\％ | 35．8\％ | 11．3\％ | 28．3\％ | 22．6\％ | 41．5\％ | 0．0\％ | 0．0\％ |
| 50～59歳 | 74 | 27 | 14 | 17 | 8 | 18 | 37 | 14 | 12 | 19 | 25 | 1 | 0 |
|  |  | 36．5\％ | 18．9\％ | 23．0\％ | 10．8\％ | 24．3\％ | 50．0\％ | 18．9\％ | 16．2\％ | 25．7\％ | 33．8\％ | 1．4\％ | 0．0\％ |
| 60～69歳 | 103 | 51. | 14 | 29 | 20 | 23 | 42 | 17 | 15 | 18 | 28 | 0 | ．${ }^{4}$ |
|  |  | 49．5\％ | 13．6\％ | 28．2\％ | 19．4\％ | 22．3\％ | 40．8\％ | 16．5\％ | 14．6\％ | 17．5\％ | 27．2\％ | 0．0\％ | 3．9\％ |
| 70～79歳 | 117 | 48 | 14 | 31 | 8 | 27 | 52 | 14 | 17 | 27 | 28 | 1 | 4 |
|  |  | 41．0\％ | 12．0\％ | 26．5\％ | 6．8\％ | 23．1\％ | 44．4\％ | 12．0\％ | 14．5\％ | 23．1\％ | 23．9\％ | 0．9\％ | 3．4\％ |
| 80歳以上 | 74 | 25 | 13 | 18 | 10 | 15 | 32 | 11 | 6 | 17 | 20 | 0 | ． 5 |
|  |  | 33．8\％ | 17．6\％ | 24．3\％ | 13．5\％ | 20．3\％ | 43．2\％ | 14．9\％ | 8．1\％ | 23．0\％ | 27．0\％ | 0．0\％ | 6．8\％ |
| 無回答 | $2 ?$ | $\underline{-}$ | 3 | 6 | 5 | 5 | 6 | 5 | 5 | 7. | 6 | O | ． |
|  |  | 27．3\％ | 13．6\％ | 27．3\％ | 22．7\％ | 22．7\％ | 27．3\％ | 22．7\％ | 22．7\％ | 31．8\％ | 27．3\％ | 0．0\％ | 4．5\％ |

## （4）障がい者の人権を守るために必要なこと

障がい者の人権を守るために必要なことを聞いたところ，「障がいのある人もない人も，地域社会の中で共に暮らせる社会を目指す」が $43.1 \%$ で最も高く，これに次いで「障がい者が安心して生活できる環境を整備するとともに日常生活の支援を充実する」の $33.3 \%$ ，「障がい者 の二ーズにあった保健，医療，福祉サービスを充実する」の $27.0 \%$ があげられています。

いわゆる地域共生社会の実現を目指すことが最も高くなっており，この社会を実現するため には，例えば日常生活の支援の充実，保健•医療•福祉サービスの充実，障がい者が活躍でき る場や機会の充実，特別支援学校と児童•生徒の交流などについて取り組んでいく必要があり ます。

ただし，平成 24 年度の調査結果と比較すると，「障がい者の人権に関して，教育•啓発を通 して住民の意識が高まるように努める」が 6.1 ポイント，「学校教育の中で，障がい者の人権 に関する教育を充実する」が 6.4 ポイント減少するなど社会全体で障がいのある人を支えてい かなければならないことを意図した選択肢の割合が減少している点は課題と言えます（下の表中の○囲み参照）。

> 障がい者の人権を守っていくためには，社会全体で障がいのある人を支えていく地域共生社会の実現に向けたさまざまな取り組みを総合的に推進していくことが必要です。

＜障がい者の人権を守るために必要なこと（全体及び 24 年度との比較）＞

|  | 30年度 |  | 24年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\mathrm{n}=555$ | 度数 | \％ | \％ |
| 障がいのある人もない人も，地域社会の中で共に暮らせる社会を目指す | 239 | 43.1 | 44.9 |
| 障がい者団体，施設，作業所，民間福祉活動団体などにおける講演会や体験学習など，様々な機会をとらえ，障がい者との交流を図 る | 97 | 17.5 | 17.6 |
| 障がい者の人権に関して，教育•啓発を通し て住民の意識が高まるように努める | 60 | 10.8 | 16.9 |
| 学校教育の中で，障がい者の人権に関する教育を充実する | 120 | 21.6 | 28.0 |
| 障がい者が安心して生活できる環境（バリア フリーなど）を整備するとともに日常生活の支援を充実する | 185 | 33.3 | 29.2 |
| 障がい者のニーズにあった保健，医療，福祉 サービスを充実する | 150 | 27.0 | 23.1 |
| 障がい者の就職の機会を確保する | 102 | 18.4 | 28.7 |
| 特別支援学校や近隣の小•中学校の児童•生徒との交流教育などを実施し，障がいのあ る子どもに対する理解と認識を深めてもらう | 135 | 24.3 | 24.2 |
| 障がいに応じた教育を支援する仕組みを充実 する | 83 | 15.0 | 26.4 |
| 障がい者のための教育•支援•相談体制を充実する | 92 | 16.6 | 17.2 |
| 障がい者の活躍できる場や機会を増やす | 139 | 25.0 | － |
| その他 | 3 | 0.5 | 0.5 |
| 特にない | 11 | 2.0 | 0.5 |
| 合計 | 1，416 | 複数回答で均2．6個を選 | 入当たり平 |

## （5）外国人の人権を守るために必要なこと

外国人の人権を守るために必要なことを聞いたところ，「外国人と日本人が気軽に交流できる活動や機会を増やす」が $35.7 \%$ で最も高く，これに「日本と外国の文化交流 を行う」の $29.0 \%$ ，「不当な就労や雇用などに対する取締りや罰則を強化する」の $27.7 \%$ が多くあげられています。

平成 24 年度の調査結果と比較すると，「外国人と日本人が気軽に交流できる活動や機会を増やす」の割合が 11.5 ポイント増加しており，これを年代別にみても，割合の高い選択肢は各年代共通で，「外国人と日本人が気軽に交流できる活動や機会を増やす」 となっていますが，「外国人に対する民間住宅への入居差別，就労に関しての不利な扱 いなどを防止する」が 7.3 ポイント，「外国人であることや日本語ができないことが理由で，日本人と同等のサービス（医療，福祉，教育など）が受けられないような障が いを取り除く」が 6.8 ポイント減少していることは課題と言えます（下の表中の○囲み参照）。

外国人とともに生活していくために，外国人と日本人が気軽に交流できる活動や機会を拡充するとともに，医療•福祉•教育などでの日本人と同等のサービスの実現，外国人の人権に関する学校教育の充実などの具体的な施策を推進していくことが必要 です。
＜外国人の人権を守るために必要なこと（全体及び 24 年度との比較）＞

|  | 30年度 |  | 24年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\mathrm{n}=555$ | 度数 | \％ | \％ |
| 日本と外国の文化交流を行う | 161 | 29.0 | 28.0 |
| 外国人の人権に関する住民の意識を高める | 87 | 15.7 | 17.4 |
| 学校教育の中で，外国人の人権に関する教育を充実する | 116 | 20.9 | 19.1 |
| 外国人に対する民間住宅への入居差別，就労に関しての不利な扱いなどを防止する | 86 | 15.5 | 22.8 |
| 不当な就労や雇用などに対する取締りや罰則を強化する | 154 | 27.7 | 28.0 |
| 外国人であることや日本語ができないことが理由で，日本人と同等のサービス（医療，福祉，教育など）が受けられないような障がいを取り除く | 149 | 26.8 | 33.6 |
| 外国人と日本人が気軽に交流できる活動や機会を増やす | 198 | 35.7 | 24.2 |
| 外国人のための人権相談体制を充実する | 79 | 14.2 | 15.1 |
| 外国人を支援する民間ボランティア団体を育成する | 49 | 8.8 | 10.1 |
| 海外から外国人女性を連れてきて，売春など を強要するなどの組織的犯罪に対する取締り を強化する | 118 | 21.3 | 28.0 |
| その他 | 8 | 1.4 | 0.9 |
| 特にない | 42 | 7.6 | 4.0 |
| 合計 | 1，247 | 複数回答で均2．2個を選 | 当たり平 |

〈年代別にみた外国人の人権を守るために必要なこと＞

|  | $\begin{aligned} & \text { 合 } \\ & \text { 計 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 日 } \\ & \text { 本 } \\ & \text { と } \\ & \text { 外 } \\ & \text { 国 } \\ & \text { の } \\ & \text { 文 } \\ & \text { 化 } \\ & \text { 交 } \\ & \text { 流 } \\ & \text { 行 } \\ & \text { j } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 外 } \\ & \text { 国 } \\ & \text { 人 } \\ & \text { の } \\ & \text { 人 } \\ & \text { 権 } \\ & \text { に関 } \\ & \text { す } \\ & \text { る } \\ & \text { 住 } \\ & \text { 民 } \\ & \text { の } \\ & \text { 意 } \\ & \text { 識 } \\ & \text { を } \\ & \text { め } \\ & \text { あ } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 学 } \\ & \text { 校 } \\ & \text { 教 } \\ & \text { 充 } \\ & \text { 中 } \\ & \text { で } \\ & \text { 外 } \\ & \text { 国 } \\ & \text { 人 } \\ & \text { の } \\ & \text { 人 } \\ & \text { 権 } \\ & \text { に } \\ & \text { 関 } \\ & \text { す } \\ & \text { る } \\ & \text { 教 } \\ & \text { 育 } \\ & \text { を } \\ & \text { 充 } \\ & \text { 実 } \\ & \text { す } \\ & \text { る } \end{aligned}$ | な外 <br> ど国 <br> を人 <br> 防に <br> 止対 <br> すす <br> る る <br> 民 <br> 間 <br> 住 <br> 宅 <br> の <br> 入 <br> 居 <br> 差 <br> 別 <br> 就 <br> 労 <br> 関 <br> し <br> て <br> 不 <br> 利 <br> な <br> 扱 <br> い | 不 当 な 就 労 や 雇 用 な ど に 対 す る 取 締 $り$ や 罰 則 を 強 化 す る | をの外取サ国 り \｜人除ビで くスあ <br> へる <br> 医 こ <br> 療と <br> －や <br> 福日 <br> 祉本 <br> －語 <br> 教が <br> 育で <br> なき <br> どな <br> とい <br> がこ <br> 受と <br> けが <br> ら理 <br> れ由 <br> なで <br> い <br> よ日 <br> う 本 <br> な人 <br> 障と <br> が同 <br> い等 | 外 国 人 と 日 本 人 が 気 軽 に 交 流 で き る 活 動 や 機 会 を 増 や す | 外 国 人 の た め の 人 権 相 談 体 制 を 充 実 す る |  | 的海犯外罪か にら対外 す国 る 人取女締性 りを を連強れ化て すき るて売 春 な ど を 強 要 す る な ど の 組 織 | そ の 他 | $\begin{aligned} & \text { 特 } \\ & \text { に } \\ & \text { な } \\ & \text { い } \end{aligned}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 555 | 161 | 87 | 116 | 86 | 154 | 149 | 198 | 79 | 49 | 118 | 8 | 42 |
|  |  | 29．0\％ | 15．7\％ | 20．9\％ | 15．5\％ | 27．7\％ | 26．8\％ | 35．7\％ | 14．2\％ | 8．8\％ | 21．3\％ | 1．4\％ | 7．6\％ |
| －年代別 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ～29歳 | 54 | 17 | 9 | 14 | 15 | 12 | 24 | 21 | 9 | 8 | 10 | 1 | 2 |
|  |  | 31．5\％ | 16．7\％ | 25．9\％ | 27．8\％ | 22．2\％ | 44．4\％ | 38．9\％ | 16．7\％ | 14．8\％ | 18．5\％ | 1．9\％ | 3．7\％ |
| 30～39歳 | 58 | 21 | 11 | 15 | 10 | 17 | 11 | 29 | 9 | 5 | 16 | 1 | 3 |
|  |  | 36．2\％ | 19．0\％ | 25．9\％ | 17．2\％ | 29．3\％ | 19．0\％ | 50．0\％ | 15．5\％ | 8．6\％ | 27．6\％ | 1．7\％ | 5．2\％ |
| 40～49歳 | 53 | 14 | 9 | 10 | 8 | 12 | 15 | 27 | 9 | 4 | 13 | 0 |  |
|  |  | 26．4\％ | 17．0\％ | 18．9\％ | 15．1\％ | 22．6\％ | 28．3\％ | 50．9\％ | 17．0\％ | 7．5\％ | 24．5\％ | 0．0\％ | 1．9\％ |
| 50～59歳 | 74 | 21 | 10 | 11 | 9 | 28 | 26 | 26 | 13 | 5 | 14 | 2 | 2 |
|  |  | 28．4\％ | 13．5\％ | 14．9\％ | 12．2\％ | 37．8\％ | 35．1\％ | 35．1\％ | 17．6\％ | 6．8\％ | 18．9\％ | 2．7\％ | 2．7\％ |
| 60～69歳 | 103 | 32 | 15 | 26 | 15 | 30 | 24 | 38 | 15 | 8 | 13 | 0 | 8 |
|  |  | 31．1\％ | 14．6\％ | 25．2\％ | 14．6\％ | 29．1\％ | 23．3\％ | 36．9\％ | 14．6\％ | 7．8\％ | 12．6\％ | 0．0\％ | 7．8\％ |
| 70～79歳 | 117 | 26 | 18 | 20 | 17 | 33 | 29 | 30 | 11 | 11. | 30 | ．．．． 3 | 12 |
|  |  | 22．2\％ | 15．4\％ | 17．1\％ | 14．5\％ | 28．2\％ | 24．8\％ | 25．6\％ | 9．4\％ | 9．4\％ | 25．6\％ | 2．6\％ | 10．3\％ |
| 80歳以上 | 7.4 | 23 | 12 | 14 | ．．．．．． 6 | 16 | 14 | 20 | 8 | 6 | 18 | ．．．． 1 | 10 |
|  |  | 31．1\％ | 16．2\％ | 18．9\％ | 8．1\％ | 21．6\％ | 18．9\％ | 27．0\％ | 10．8\％ | 8．1\％ | 24．3\％ | 1．4\％ | 13．5\％ |
| 無回答 |  |  |  | 6 | 6 | 6 | －．．．．．．．．． 6 | ． | 5 | 2 | 4 | ．．．． 0 | ．．．．．．． 4 |
|  |  | 31．8\％ | 13．6\％ | 27．3\％ | 27．3\％ | 27．3\％ | 27．3\％ | 31．8\％ | 22．7\％ | 9．1\％ | 18．2\％ | 0．0\％ | 18．2\％ |

## 中村英樹 北九州市立大学法学部教授の総合評価（抜粋）

禁止される差別とは，区別して取り扱うことそのものではなく，ある基準に基づいて比較す れば「等しい」はずの人を「等しくない」ものとして他の人たちよりも不利に取り扱うことで ある。また，平等とは，このような不合理な差別を禁止するものであると同時に，社会環境が要因となって本来「等しい」はずの人が等しく生活することを妨げられている場合には，障害 となっている環境を改善することを社会の責任として要請するものでもある（これが，いわゆ る「ノーマライゼーション」という考え方である）。その点を踏まえて今回の市民意識調査を見てみると，やや気になる点がある。問 10，問 12，問 14，問 16，問 18 などでは，具体的な人権問題に関して「解決するための望ましい方法」や「人権を守るために必要な方法」を尋ね ているが，設問に対する回答の中で，社会の側が積極的に支援を行ったり環境を改善したりす る方法を選んだ回答が，平成 24 年度の前回調査と比較して減少しているように見える部分が あるのである。※「第二次中間市人権教育•啓発に関する基本計画」の中でもノーマライゼー ションという考え方について触れられているが，差別問題や人権問題の解消を当事者たちの自助努力に委ねる傾向があるとすれば，それはノーマライゼーションの考え方とは逆行している。 もっとも，個別の問題によっては必ずしもそのような傾向が見られない部分もある。平等の実現に対する社会の責任という観点から調査結果をより詳細に分析し，施策を検証してみること も有益ではないかと考える。
また，上述の点とも関連するが，差別の背後には，不幸にもそれを成り立たせてきた歴史的背景や，差別してきた側（社会的に有利な立場にあるもの）と差別されてきた側（社会的に不利な立場にあるもの）との間の著しい不釣り合い（非対称性，非対等性）が存在している。つ まり，現在の社会の構造そのものが，差別される側に不利になるようにできあがってしまって いるということである。しかし，そうした構造があるということが市民の間で十分に理解され ていないと，表面的な現象だけを見て，かえつて「差別される側（あるいは人権を主張する側） だけが一方的に優遇されている」といった誤った反発を招いたり，地域社会を分断したりして しまいかねない危険性がある。したがって，人権問題を解決し，地域社会を分断から回復させ， すべての人が等しく配慮され尊重されるまちに近づくためには，なぜそのような人権問題や差別があるのか，その原因は何なのかということを啓発していく地道な取り組みが，これまで同様にどうしても必要不可欠である。
※ $17 \sim 23$ ページの表中の $O$ 囲み参照

## 松村元樹 公益財団法人 反差別人権研究所みえ 常務理事兼事務局長

最も強調したこととして，以下の「自身がもつ属性の有利さへの自覚と，差別を支えない生 き方の確立」を伝えたい。

「生まれもった属性がマジョリティ側にあることにより，意識させられたり努力しなくても有利で優位な状態として生きてこられたこと，生きていけることへの自覚をもつこと。努力す れば，現在の自分になれる位置に生まれ持っているという有利で優位な状態にあること。この ことへの自覚の欠如は，マイノリティへの差別や生きづらさを生み出す社会を結果として容認 する，差別に加担する立ち位置を生み出し，マジョリティがつくり支える差別の解決を，いつ までもマイノリティに押し付ける状態を課す。」
※2019年7月26日開催の「第7回 中間市人権フェスティバル 第2部 同和問題講演会『イ ンターネットと部落差別』」資料

## 第3章 基本計画の方向性

## 1．基本理念（目指す姿）

## （1）人権の定義

人権教育•啓発とは何かを考え推進していくためには，まず「人権」とは何かとい う概念について共通した認識を持つ必要があります。

人権の概念は時代とともに変化しており，専門家の間でも統一した見解はないとさ れています。18 世紀のフランス人権宣言に代表される，思想•良心，表現の自由，信教などの自由権から，20 世紀の「世界人権宣言」や日本国憲法において保障されてい る基本的人権には，教育や社会保障を受ける権利などの社会権を含む概念となってい ます。

近年は，「環境の権利」や「発展の権利」など地球資源の有限性や環境との共生など の観点から世界中の人々の連帯によってはじめて実現できるような内容にまで拡がっ てきています。

「人権尊重のまちづくり」は思想•良心，表現の自由，信教などの自由権とは異な っているようです。多くの人が「人権」という言葉でイメージしているのは，一人ひ とりが人間として生きていく上で欠かすことのできない，誰にとっても大切なもの，日常の思いやりの心によって守られなければならないものを指しているとされており，以下のことを，この計画でいう人権として定義します。

「人権とは，一人ひとりが人間として生きていく上で最も大切で守るべき権利であり，人が人として尊厳ある存在として平等な配慮と尊重を受け，社会において幸福な生活を営むのに欠かすことのできない権利である。」

[^0]
## （2）基本理念（目指す姿）

私たち一人ひとりがお互いの人権を尊重するという思いを育て，日常生活のなかで人権尊重が自然に態度や行動として表れるような文化が定着している社会を目指し，本計画の基本理念を次のとおりとします。

## 市民等による人権擁護の確立された差別のない「人にやさしい，愛のまちなかま」

差別解消を目的とした法令及び「すべての人間は，生まれながらにして自由であり， かつ，尊厳と権利とについて平等である」と定める世界人権宣言の理念にのつとり，部落差別をはじめ，女性，高齢者，障がい者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害をなくし，市民及び事業者（以下「市民等」という。）の人権意識の高揚を図りま す。このことにより市民等による人権擁護の確立された差別のない「人にやさしい，愛のまちなかま」を実現します（「中間市部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消 の推進に関する条例（改正 平成 31 年 3 月 11 日条例第 3 号）」より）。

これからの 5 年間において，この「基本理念（目指すべき姿）」を市民一人ひとりが実現していくための取り組みを推進します。

市民一人ひとりが日常生活の中で，基本理念を意識して行動していくことで，本市 で育つ子どもから大人まで，誰もが自分らしい生き方をすることができるとともに，人権問題を地域社会全体で解決しようとする力を育てることにつながります。その力 を高めていく営みを継続しながら，差別や偏見を見抜き，許さない，市民等による人権擁護の確立された差別のない「人にやさしい，愛のまちなかま」の実現を目指しま す。

## 2．基本理念を実現していくための基本姿勢

本市が取り組んでいる人権教育とは，家庭•学校•地域社会•職域その他のさまざ まな場を通して，市民一人ひとりがその発達段階に応じ，人権尊重に対する認識を深 め，正しく身につけることを目的とした教育活動です。人権啓発とは，人権尊重思想 の普及高揚を市民の間に図ることを目的としており，そのために多様な機会の提供，効果的な手法の採用，市民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を基本姿勢と しています。

## （1）人権教育•啓発活動の推進

人権が尊重される社会を築くため，市内に暮らすすべての人々が人権問題を単に知識としてとどめるのではなく，自らの課題として受け止め，あらゆる場面に活かすこ とができるような人権意識の高揚を目指します。また，市民に人権文化※を広く定着 させるためには，人権に関する知識の普及にとどまらず，市民が人権について主体的 に学び，自らが行動していくことが必要です。市民の誰もが生涯を通して，人権問題 を身近な学習課題のひとつとして，日常生活の中で活かしていけるよう人権教育•啓発活動を継続的に推進します。
※人権文化～あらゆる人々が自己だけでなく，他の人々の尊厳について学び，相互理解を深 めることにより，人権を尊重することが日常生活において定着•習慣化している状態です。

## （2）すべての人が共存できる人権尊重社会の実現

人権の基本は，人間の多様性の存在とともに，お互いの違いや異なる考え方や生き方を認め合うことです。すべての人々が人間らしく生きる権利を有し，それぞれの文化や価値観，個性の違いを認め合い，多様性を尊重しながら共に生きる社会の実現が求められています。人権が尊重される社会を実現するため行政と地域社会が一体とな つて，交流や体験活動などを積み重ねながら差別を認めず許さない社会風土を培い， ノーマライゼーション※の考え方を反映した，共に生きていく社会の実現を目指しま す。

> ※ノーマライゼーション~社会は, 男性や女性, 子どもや高齢者, 健康な人や病気の人, 障がいのある人やない人などさまざまな人で褠成されているのが普通あであって, そのことを肯定し認識して, これをもとに社会づくりを目指そうとする考え方です。

## （3）市民参画による人権行政の推進

人権が尊重される社会を実現するためには，地域全体で取り組むことが必要です。 また，人権に関する市民二ーズが多様化する中では，さまざまなまちづくり活動をし ている市民活動団体などとの連携や協働が重要となります。

このため国，県などの行政機関はもとより人権擁護委員や民生委員•児童委員，地域社会，事業所，市民活動団体などと連携•協働していくとともに，市民が参画でき る人権尊重の行政を推進します。

## 3．基本理念を実現していくための基本目標

本計画では，基本理念を実現するために，次の4つの目標を定め人権教育•啓発を推進します。

## 基本目標（1）人権問題を解決しようとする力を育てる

子どもから高齢者まで，目の前で起こった人権問題を自ら解決しようとする力 や差別や偏見に対して敏感に気づく心を育て，正しく理解し気づくための取り組 みを推進します。

## 基本目標（2）人権についての正しい知識と理解を育てる

人権は市民一人ひとりが自ら確認し，その上で，例えば人権に関する歴史，人権課題，慣習，差別や偏見が人々の日々の生活に与える影響など，人権に関する正しい知識を深めていくための取り組みを推進します。

## 基本目標（3）人権文化推進の担い手を育てる

人権文化の基盤は，さまざまな理由で教育を受ける機会を奪われ，もしくは奪 われている人々への教育の機会を保障することや，お互いを大切な存在として認 め合うことです。このような基盤を支えさらに拡充していくための重要な社会資源である人権文化推進の担い手を育てる取り組みを推進します。

## 基本目標（4）人権問題を解決する環境を整える

[^1]
## 4．施策体系

## 基本理念 市民等による人権擁護の確立された差別のない「人にやさしい，愛のまちなかま」

基本姿勢
（1）人権教育•啓発活動の推進
（2）すべての人が共存できる人権尊重社会の実現
（3）市民参画による人権行政の推進
基本目標

人 人権教育•啓発に関する施策の方向性

（1）就学前における人権教育の充実
（2）学校における人権教育の充実
（3）社会及び家族における人権教育の促進
（1）実践につながる啓発活動の推進
（2）市民に対する啓発活動の充実
（3）民間団体•事業所における啓発活動の促進

3
人権についての正しい知識と理解を育てる

人権文化推進の担い手 を育てる
（3）社会教育関係瞕員などにおける人権研修などの充実
（4）福祉関係瞕員などにおける人権研修などの促進
（5）医療•保健関係者における人権研修などの促進

（1）市の実施体制の充実
（2）相談体制などの充実
（3）関係機関•団体との連携
（4）教材や資料などの整備と提供
（5）要因•手法などに関する調查研究の推進

## 第4章 人権教育•詻発に開する施策の方向性

市民一人ひとりが日常生活を通して人権について理解することが必要であり，学校 だけでなく，家庭や地域，瞕場などあらゆる場において，生涯を通して人権問題を学習し，人権意識を醸成していかなければなりません。特に，市民が自らの権利を正し ＜行使することの意義を認識し，他人に対して公正•公平であり，お互いの人権を尊重することの必要性や人権に係わるさまざまな課題などについて学び，人権尊重の思 いを日々の生活の中で活かしていくことが求められています。

このような観点から，市は家庭，学校，地域，職場といった市民生活のあらゆる場 において，その二ーズに合った人権教育•啓発に努めるとともに，市民一人ひとりが暮らしの中で人権を守り尊重しあう生き方の基礎を培える環境を整えるための取り組 みを行います。

## 1．人権問題を解決しようとする力を育てる

市民意識調査で今後，人権課題の解決に向けて，どのようなことに力を入れるべき かを聞いたところ，43．2 \％の人が「学校内外の人権教育を充実する」をあげ，最も割合が高くなっています。

人権課題を解決していくには，啓発広報活動や学校内外での人権教育の充実を図る ことが重要であり，すべての市民が，目の前で起こった人権問題を自ら解決しようと する力や差別や偏見に対して敏感に気づく心を育て，正しく理解していくための取り組みを推進します。また，参加型学習などさまざまな方法を工夫して解決につながる技能を身につけていくための取り組みを推進します。


## （1）就学前における人権教育の充実

幼児期は，生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり，人権教育をはじめとす るすべての教育の出発点となります。このため人権尊重の精神と態度の育成は，幼い頃からはじめることが重要であり，就学前教育の充実に努めます。また，家庭におい ても，保護者自身が日常生活のあらゆる場面において，偏見を持たず差別しないこと を子どもに示すことが重要であり，その実現に向けて，保護者への啓発機会を拡充す るよう努めます。

## 〈取り組みの方向性〉

## （1）就学前教育の充実

－保育所や幼稚園などにおいて，子どもが，身近な人と親しみ，関わりを深め，愛情や信頼感を持ちながら，一人ひとりの違いを認め，他の人を尊重する心や態度が身に つくよう，さまざまな行事や集団生活，遊びを通して，共感能力を育て能動的な人格 をつくつていき，発達段階や特性に応じた人権教育の推進に努めます。また，幼稚

## （2）家庭，地域などとの連携

－保護者と子どもが，ともに人権感覚を養うことのできる学習機会の確保や情報の提供 に努めます。

## （2）学校における人権教育の充実

今日，学校現場では非行問題をはじめ，いじめ・不登校•規範意識※の低下など，解決すべき問題が依然として山積しているのが現状であり，児童•生徒の人権を守る ために，人権意識の高揚を図る人権教育の役割が重要な課題となっています。

児童•生徒に対する人権教育は，教育活動全体を通して，生命を大切にし，人権が尊重できる豊かな人間性の育成を目指し，人権に関する基本的な知識を学ぶとともに， その内容と意義について理解と認識を深め，感性と感覚を育成する取り組みの推進を図ることが重要です。

各学校においては，年間指導計画に基づいた系統的な人権教育を展開し，児童•生徒が自他の人権を守ろうとする実践力を身につけることができる指導の充実が必要と なっています。また，不登校児童•生徒への指導，支援や特別支援を必要とする児童•生徒への支援も大きな課題です。

人権教育の推進に当たっては，校長をはじめ教職員一人ひとりが昌童•生徒の実態 をきちんと把握し，学校における個々の教育課題を明確にし，共通理解に立ち課題解決にあたることが必要です。このため，指導する立場の教職員自身が人権尊重の理念 を十分に認識するとともに，児童•生徒一人ひとりの人権が守られる環境を整え，そ の発達段階や理解度に応じ，多様性の尊重に配慮した，人権尊重の意識を高めるため の学習機会の充実を図ります。
※規範意識～道徳，倫理，法律などの社会のルールを守ろうとする意識のことです。

## 〈取り組みの方向性〉

## （1）人権尊重の視点にたった学校づくり

－教育活動全体を通して，人権尊重の精神を育てるために，校長を中心とする「人権尊重の視点にたつた学校づくり」に取り組みます。
－教科指導においては，一人ひとりが大切にされる授業に取り組み，お互いの良い所 や可能性が発揮できる学習活動の展開に努めます。
－生徒指導においては，規範意識を培うとともに，生徒の良いところを積極的に伸ばそ うとする生徒指導に努め，互いを認め合う仲間づくり，人間関係づくりを推進します。
－学級指導においては，安心して過ごせる教室などの環境づくりに努めます。そのた めに，スクールカウンセラー，特別支援教育コーディネーター，さらには外部の人材 を活用します。

## （2）校内推進体制の確立

－学校においては校長のリーダーシップのもと，教職員が一体となつて人権教育に取 り組む校内推進体制の確立を図るとともに，児童•生徒の実態及び発達段階に応じ て，地域社会の実態なども踏まえ，自校の具体的な目標を設定し，共通認識に立つ た実践力を身につける取り組みを展開します。
－人権教育の全体計画と年間指導計画の策定を行い，各教科•道徳•特別活動•総合的な学習の時間などにおいて，さまざまな人権問題についての理解を促し，一人ひ とりが大切にされる指導を進めます。
－人権教育を進めるにあたつては，教職員自身が人権尊重の理念を認識するとともに人権感覚を高めることが肝要です。そのために，教職員の資質向上を図るための研修の充実に努めます。

## （3）家庭，地域などとの連携

－小•中学校間や家庭•地域社会•関係機関などとの連携を一層深めるとともに，発達段階に応じた系統的な取り組みを進めます。
－体験的な福祉学習や地域の外国人，高齢者，障がいのある人など当事者との交流活動を通して，子どもが自ら学び，考え，主体的に行動できる学習を進めるとともに，地域との連携の推進に努めます。
－子どもを育む教育環境づくりを進めるため，各学校における人権に関連する懇談会 をはじめとする取り組みのほか，地域全体で子どもの成長を支えるために，家庭，地域などとの連携の推進に努めます。

## （4）心の教育の充実

－いじめや不登校，虐待が増加している今日，教師が子ども一人ひとりの心に寄り添つ た指導や援助ができるよう，ふれあいの時間を多く持ち，日常的に子どもの内面理解に努めるなど，命の大切さを実感させる取り組みを通して，子どもの自尊感情の形成を促すことができるよう，心の教育の充実に努めます。
－スクールカウンセラーの効果的な活用など教育相談機能の充実に努めます。

## （3）社会及び家庭における人権教育の促進

市民一人ひとりが人権意識を高めていくため，生涯学習の一環として，家庭•地域社会などの実情に応じた多様な学習機会の充実を図る必要があります。

また，市民が主体的に人権学習に取り組む意識を醸成するためには，学習や実践活動を通して新たな学習意欲を喚起し，学習活動を進展させながら成果を上げることが必要です。

市民が気軽に参加できる地域活動や地域の実情に応じたボランティアなどへ市民の参画を促進し，個性や価値観の異なる人や人権を侵害された当事者などとの交流を通 して相互理解を深め，人権問題への認識を深めていきながら，心と心のつながりを感 じ互いに支え合えるまちを作り上げていくことが重要です。

さらに，市民の主体的な参加を得ながら進めていくためには，地域社会における学習活動，交流活動・ボランティア活動などの実践活動を活性化していくことが必要で す。

「市民意識調査」では，市が発行している「広報なかま」以外の人権啓発活動につ いては知らない人の割合が高く，また，市が開催している講演会に参加しなかったと回答した人の割合も高くなっていることは課題と言えます。

このような現状から，社会教育における今後の人権教育は，すべての市民を対象に，多様な学習機会の場を提供しながら，一人ひとりが相互の人権を尊重する社会の実現 が必要です。

今日，人権問題はますます複雑化•多様化しています。このため市民一人ひとりが人権を尊重したまちづくりに向けて主体的に参加することを促しながら，学びたくな る学習活動を通してさまざまな人権問題に関する総合的な理解を目指します。

また，人権問題を知識として学ぶだけでなく，日常生活において態度や言動に反映 させる実践的な人権感覚を身につけられるよう，効果的な人権教育を進めます。

そのために，多様な学習機会の提供とともに，学習成果の活用に努め，学習の場と体験的な実践活動の場を結びつけるなど工夫を図りながら，生涯における重要なテー マとして位置付け，人権教育の充実を推進します。

さらに地域社会の実態に応じた学習活動を取り組むため，地域社会における指導的役割を果たす人材の養成や資質向上に努め，効果的な人権教育の推進に努めます。

## 〈見た，読んだ，参加したことのある人権課題の解決策＞

「市民意識調査」で人権課題の解決のための教育や啓発活動についての認知度及び経験を聞いたところ，「市の発行する広報誌（広報なかま，人権センターたより『よか かぜ』）」が $53.2 \%$ で最も高く，これに「チラシ（同和問題啓発強調月間や人権週間の チラシなど）」の $28.5 \%$ ，「講演会など（「中間市人権フェスティバル」や人権センター で開かれている教養文化教室，人権学級の開催など）」の $19.1 \%$ となっています。

平成 24 年度の調査結果と比較すると，割合が増加しているのは「中間市ホームペー ジ」（4．8 ポイント増）と「中間市の人権教育•啓発活動を知らない（見た・読んだ・参加したことはない）」（ 2.7 ポイント増）です。「 $40 \sim 49$ 歳」から「 $70 \sim 79$ 歳」の年代では「市の発行する広報誌」が $50 \%$ を超え高くなっていますが，「30～39歳」以下 の年代では「中間市の人権教育•啓発活動を知らない（見た・読んだ・参加したこと はない）」の割合が $30 \%$ 台で高くなっていることが啓発活動の課題と言えます。
＜見た，読んだ，参加したことのある人権課題の解決策（全体及び 24 年度との比較）

|  | 30年度 |  | 24年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\mathrm{n}=555$ | 度数 | \％ | \％ |
| 講演会など（「中間市人権フェスティバル」や人権センターで開かれている教養文化教室，人権学級の開催など） | 106 | 19.1 | 19.1 |
| 街頭啓発活動（7月の同和問題啓発強調月間の街頭啓発活動や12月の人権週間など） | 65 | 11.7 | 14.4 |
| チラシ（同和問題啓発強調月間や人権週間 のチラシなど） | 158 | 28.5 | 30.8 |
| 市の発行する広報誌（広報なかま，人権セン ターたより『よかかぜ』） | 295 | 53.2 | 62.4 |
| 中間市ホームページ | 49 | 8.8 | 4.0 |
| 隣保館事業 | 10 | 1.8 | 3.1 |
| その他 | 4 | 0.7 | 0.7 |
| 中間市の人権教育•啓発活動を知らない（見 た・読んだ・参加したことはない） | 130 | 23.4 | 20.7 |
| 合計 | 817 | 複数回答で1均1．5個を選択 | 当たり平 |

＜性別，年代別にみた（見た，読んだ，参加したことのある）人権課題の解決策＞

|  | $\begin{aligned} & \text { 合 } \\ & \text { 計 } \end{aligned}$ | 室や講 <br> －人演人権会権セな学ンど級ター <br> の <br> 開で中 <br> 催開間 <br> なか市 <br> どれ人 <br> して権 <br> いフ <br> る ェ <br> 教ス <br> 養テ <br> 文ィ <br> 化バ <br> 教ル <br> ᄂ | の街街頭頭啓啓発発活活動動へ や 7 1 月 2 の月同 の和人問権題週啓間発 な強 ど調 $\smile$ 月 | $\begin{aligned} & \hline \text { チチ } \\ & ラ ラ \\ & \text { ラシ } \\ & \text { なへ } \\ & \text { ど同 } \\ & \text { 和 } \\ & \text { 閴 } \\ & \text { 題 } \\ & \text { 発 } \\ & \text { 強 } \\ & \text { 調 } \\ & \text { 間 } \\ & \text { や } \\ & \text { 人 } \\ & \text { 権 } \\ & \text { 週 } \\ & \text { 間 } \\ & \text { の } \\ & \hline \end{aligned}$ | タ市 <br> －の <br> た発 よ行 <br> りす <br> る <br> \＆広 <br> か 報 <br> か 誌 <br> ぜへ <br> 〔広 <br> －報 <br> な <br> か <br> ま <br> 人 <br> 権 <br> ン |  | 隣 <br> 保 <br> 館 <br> 事 <br> 業 | $\begin{aligned} & \text { そ } \\ & \text { の } \\ & \text { 他 } \end{aligned}$ | た中 <br> －間 <br> 読市 <br> んの <br> だ人 <br> －権 <br> 参教 <br> 加育 <br> し。 <br> た啓 <br> こ 発 <br> と活 <br> は動 <br> なを <br> い知 <br> ら <br> な <br> い <br> 見 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 全体 | 555 | 106 | 65 | 158 | 295 | 49 | 10 | 4 | 130 |
|  |  | 19．1\％ | 11．7\％ | 28．5\％ | 53．2\％ | 8．8\％ | 1．8\％ | 0．7\％ | 23．4\％ |
| 性別 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 男性 | 224 | 39 | 30 | 70 | 118 | 24 | 5 | 1 | 51 |
|  |  | 17．4\％ | 13．4\％ | 31．3\％ | 52．7\％ | 10．7\％ | 2．2\％ | 0．4\％ | 22．8\％ |
| 女性 | 306 | 63 | 35 | 80 | 166 | 21 | 4 | 3 | 73 |
|  |  | 20．6\％ | 11．4\％ | 26．1\％ | 54．2\％ | 6．9\％ | 1．3\％ | 1．0\％ | 23．9\％ |
| 無回答 | 25 | 4 | 0 | 8 | 11 | 4 | ． 1 ！ | 0 | 6 |
|  |  | 16．0\％ | 0．0\％ | 32．0\％ | 44．0\％ | 16．0\％ | 4．0\％ | 0．0\％ | 24．0\％ |
| 年代別 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ～29歳 | 54 | 8 | 5 | 14 | 18 | 4 | 0 | 0 | 18 |
|  |  | 14．8\％ | 9．3\％ | 25．9\％ | 33．3\％ | 7．4\％ | 0．0\％ | 0．0\％ | 33．3\％ |
| 30～39歳 | 58 | 12 | 7. | 17. | 23 | 4 | 1 | 3 | 21 |
|  |  | 20．7\％ | 12．1\％ | 29．3\％ | 39．7\％ | 6．9\％ | 1．7\％ | 5．2\％ | 36．2\％ |
| 40～49歳 | 53 | 14 | 8 | 14 | 31 | 6 | 0 | 0 | 10 |
|  |  | 26．4\％ | 15．1\％ | 26．4\％ | 58．5\％ | 11．3\％ | 0．0\％ | 0．0\％ | 18．9\％ |
| 50～59歳 | 74 | 11 | 5 | 14 | 42 | 5 | 0 | 0 | 19 |
|  |  | 14．9\％ | 6．8\％ | 18．9\％ | 56．8\％ | 6．8\％ | 0．0\％ | 0．0\％ | 25．7\％ |
| 60～69歳 | 103 | 22 | 10 | 29 | 70 | 6 | 0 | 0 | 19 |
|  |  | 21．4\％ | 9．7\％ | 28．2\％ | 68．0\％ | 5．8\％ | 0．0\％ | 0．0\％ | 18．4\％ |
| 70～79歳 | 117 | 20 | 23 | 41 | 68 | 16 | 6 | 1 | 24 |
|  |  | 17．1\％ | 19．7\％ | 35．0\％ | 58．1\％ | 13．7\％ | 5．1\％ | 0．9\％ | 20．5\％ |
| 80歳以上 | 74 | 15 | 7 | 20 | 32 | 5 | 2 | 0 | 15 |
|  |  | 20．3\％ | 9．5\％ | 27．0\％ | 43．2\％ | 6．8\％ | 2．7\％ | 0．0\％ | 20．3\％ |
| 無回答 | 22 | 4 | 0 | 9 | 11 | 3 | 1 | 0 | 4 |
|  |  | 18．2\％ | 0．0\％ | 40．9\％ | 50．0\％ | 13．6\％ | 4．5\％ | 0．0\％ | 18．2\％ |

## ＜取り組みの方向性＞

## （1）学習が実践活動に活かされる学習体系の整備

－多くの市民が人権問題に興味と関心を持ち，正しい理解と共感を呼び起こさせるとと もに，その成果を実践活動に活かすことが重要です。学習の場と実践活動の場が連携して充実した活動ができるよう図っていきます。

## （2）多様な学習プログラムの提供

－人権学習とは単に知識を得るだけでなく，参加者が自ら主体的に学ぼうとする多様 な学習プログラムを工夫し，人権尊重に対する意欲を育てながら人権意識を向上さ せるものでなければなりません。「人権の大切さを理解し，あらゆる差別を許さない」 という人権意識が身につくよう学習活動の充実を図るとともに，人権教育を進める組織，団体と連携しながらそれぞれの課題解決へ向けた学習に努めます。
－参加体験型学習や参加者のニーズに応じた学習プログラムの提供など，市民にとつ て参加しやすく，主体的に学んでいることが実感でき，学習意欲を高める魅力的な講座の開設に努めます。

## （3）市民活動団体との連携•協働による学習機会や実践活動の場の提供

－市民活動団体に対して人権問題に関する研修会の開催を呼びかけ，講師を紹介す るなど，市民活動団体との連携•協働により，市民に対して学習機会や実践活動の場の提供に努めます。
－人権学習会，自主学習グループへの支援などをはじめ，人権•同和問題に関する講座，講演会，研修会など，人権関連学習事業の充実に努めるとともに，人権問題に関する市民の多方面にわたる学習活動を支援するため，講座などの開催状況，教材や資料，講師や指導者など，さまざまな情報の収集•提供に努めます。

## （4）地域社会•家庭への人権教育の取り組み

－市民一人ひとりが人権意識を高めていくためには，人権問題を自らの課題として認識し学習を継続することが必要です。本市の人権センター，中央公民館や生涯学習 センターなどでの各種講座や学習会，講演会などを通して，学習機会の情報の提供 を図るとともに，地域社会•家庭における人権感覚を高めていく取り組みを推進しま す。
－保護者と子どもが共に豊かな人権感覚を育むために，地域社会で大きな役割を果 たしているPTA，自治会などの地域団体との連携のもと，人権に関する学習機会や情報の提供を行うなど，家庭教育の支援に努めます。

## ⑤ 担当者•指導者に対する研修の推進

－市民が論理的なものの見方•考え方，合理的な生活態度を身につけ，人権問題を自 らの課題として主体的に解決していくためには，担当者や地域社会において先頭に立って推進していく指導者の役割が重要であることから，その育成及び資質の向上 を目指した研修を推進します。こうした研修を計画的•系統的に積み上げながら，地域社会において人権意識が広く浸透していくように努めます。

## 2．人権についての正しい知識と理解を育てる

人権は市民一人ひとりが自ら確認し，その上で，例えば人権に関する歴史，人権課題，慣習，差別や偏見が人々の日々の生活に与える影響など，人権に関する正しい知識を深めていくための取り組みを推進します。

## （1）実践につながる啓発活動の推進

人権啓発の取り組みでは，市民一人ひとりが人権に関する知識を習得し，正しく理解を得られるように促すことが重要です。人権全般に係わる理念や，個別の人権問題 などについて，まず知ってもらい，認識してもらうことで，市民一人ひとりが人権に ついて考え，人権意識の高揚につなげていくことを目指します。
また，市民意識調查の結果をみると，差別問題や人権問題の解消を当事者たちの自助努力に委ねる煩向がうかがえることから（「第2章 人権をめぐる現状（市民意識調查から）」 $16 ~ 24$ ページ参照），知識の普及だけでなく，市民が自らの問題として受け とめ，学びたいと感じる取り組みが必要となっています。

市民一人ひとりの意識の中で人権に関する理解が深まったとしても，それが日常生活において，自らの態度や行動に示さなければ，真の意味での人権尊重の社会の実現 にはつながりません。このため，得られた知識や人権意識などを，日常生活の中での実践につなげていくための取り組みを推進します。

## 〈取り組みの方向性〉

## （1）認知•認識から行動に結びつける啓発

－啓発の目的は，市民一人ひとりが人権の意識や人権尊重の重要性について正しい認識を持つとともに，そうした認識を日常生活において自らの態度や行動に具体的 に結びつけることです。このため以下のことを意識した啓発活動を展開します。

```
@1)(認知•認識) 「人権問題を正しく理解する」
\downarrow
(2)(態度形成) 「人権問題を考える」
\downarrow
(3)(態度変容及び行動)「日常生活での態度や行動につなげる」
\downarrow
以上, 3つの段階を意識した啓発活動を展開します。
```


## （2）市民に対する啓発活動の充実

啓発の実施にあたっては，多くの人に，記憶に留まる強い印象を与えられることが重要です。このため，市民のさまざまな状況に合わせ，可能な限り多くの機会をとら えて，さまざまな手法で啓発を行います。

広報活動においては，あらゆる機会を通して，市の発行する広報誌（広報なかま，人権センターたより『よかかぜ』）や市ホームページ，街頭啓発活動（7月の同和問題啓発強調月間の街頭啓発活動や 12 月の人権週間など），チラシ（同和問題啓発強調月間や人権週間など），隣保館事業のほか SNS を活用するなど，さまざまな手法で市民 に働きかけます。その際，高齢者や障がいのある人，外国人などの情報の入手に困難 を感じている人に配慮し，だれにも分かりやすい啓発に努めます。

また，講座•講演会（「中間市人権フェスティバル」や人権センターで開かれている教養文化教室，人権学級の開催など）などの啓発活動についても，参加者が人権問題 をより身近に感じられるよう，啓発の目的•内容に鑑み，様々な手法を考えつつ実施 していくよう努めます。

## ＜取り組みの方向性〉

## （1）市民に対する啓発活動の充実

－本市が取り組んでいる市内広報活動，講演会及び街頭啓発などは，人権問題を自分のこととして捉えられるように努めてきました。今後とも，人権尊重に対する理解を深めるため，内容や手法に工夫を凝らしながら啓発活動の一層の充実に努めます。
－北九州地域人権啓発活動ネットワーク協議会※と連携して啓発活動を推進します。啓発資料の作成•配布や，各種相談の案内など，人権にまつわる情報の提供を行 い，市民が人権問題に触れる機会の提供に努めます。特に，さまざまな人権課題に係る啓発強調期間（7月の同和問題啓発強調月間の街頭啓発活動や 12 月の人権週間など）においては，重点的な広報に努めます。

## （2）きめ細かな啓発活動の推進

－日常生活の身近な問題をテーマとしながらふさわしい啓発手法•媒体を活用して，き め細かな啓発活動を推進します。
－市の発行する広報誌やチラシ，ホームページなどの作成にあたっては，誰にもわか りやすい表記に努めます。

## （3）相談機能の充実

－人権問題に関する悩みなどを感じている人に対し，市内の人権擁護委員による人権相談窓口※を開設し気軽に相談できる身近な相談機能の充実を図ります。

## （4）人権センターの充実

－人権課題の習得や正しい理解に向けた講座，当事者や支援者の体験を交えた講演会を実施するなど，市民の人権意識の高揚を図る機会や人権についての気づきを得られる機会の提供に努めます。特に，啓発強調期間（7月の同和問題啓発強調月間の街頭啓発活動や 12 月の人権週間など）や講座•講演会（「中間市人権フェステ ィバル」や人権センターで開かれている教養文化教室，人権学級の開催など）にお いては，さまざまな啓発活動の重点的実施に努めます。

## ⑤ その他の啓発活動の充実

－人権センター，生涯学習センター，中央公民館，なかまハーモニーホール，ハピネ スなかまをはじめとした人権•福祉に関連する市内公共施設を拠点に，各種事業や学習会などの実施に努めます。
※北九州地域人権啓発活動ネットワーク協嶬会～地域の実情に応じて広域的に連携協力する ことで，啓発活動を効果的に推進していくための地方公共団体のネットワークです。
※人権擁護委員～人権擁護委員法にもとづいて，人権相談を受けて問題解決のお手伝いをし たり，法務局の職員と協力して人権侵害による被害者を救済したり，市民に対して人権の考 えを広める活動をしている民間ボランティアです。

## 〈効果的な人権啓発をするための啓発広報活動について＞

「市民意識調査」で人権啓発を推進するために，どのような啓発広報活動などが効果的かを聞いたところ，「広報誌・パンフレット・ポスター」が $46.3 \%$ で最も高く，こ れに「講演会や研修会」の $29.7 \%$ ，「自由な意見の交換ができる会合」の $13.5 \%$ の順と なっています。また，今回の調査での新しい質問「地域の組織や隣近所など顔見知り の人たちと一緒に考える会合」の割合が $13.0 \%$ となっています。

「広報誌・パンフレット・ポスター」と「講演会や研修会」が効果的であるとする人の割合が高くなっていますが，顔見知りの人たちと一緒に考えたり，自由な意見交換ができる会合を支持する割合も一定程度の支持があることがうかがえることから，年代，地域の二ーズに合わせたきめ細かな啓発広報活動が求められていることがわか ります。
＜効果的な人権啓発をするための啓発広報活動について（全体）


## （3）民間団体•事業所における啓発活動の促進

市内の民間団体※では，さまざまな人権問題に対する関係者の理解と認識を深める ため，講演会の開催，調查•研究，情報交換など人権啓発の有意義な取り組みが行わ れています。また，県や本市が主催する講演会，各種イベントへの参加など人権にかか わるさまざまな活動を展開しており，人権啓発の実施主体として重要な一翼を担って います。

さらに，事業所においても同和問題をはじめとする人権教育は，個々の事業所の実情や方針に応じて，自主的に行われています。

基本計画に基づく人権教育及び人権啓発を推進するにあたっては，民間団体，事業所での自主的な取り組みの展開が必要です。また，教育•啓発の効果的な推進を図る ため，国•県などの関係機関と緊密な連携と協力を保つことが必要です。

民間団体や事業所に対しても，教育•啓発を計画的に取り組んでもらうよう働きか けるとともに，研修教材や情報の提供などを行い，教育•啓発の積極的な推進が図ら れるよう連携を深めていく必要があります。
※民間団体～「民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体」であ
り，具体的には財団法人，社団法人，特定非営利活動法人などのほか，いわゆる任意団体も含まれます。企業や地方公共団体は除かれます。

## ＜取り組みの方向性＞

## （1）民間団体や事業所への研修支援

－民間団体に対して，研修に合わせた講師の紹介や研修教材の提案などの支援を行 います。
－事業所に対しては組織の社会的責任の自覚と役割とともに，人権を大切にする事業所づくりや職場の環境づくりを進めながら人権尊重が図れる講師の紹介，研修教材 の提供などの支援を行います。

## （2）民間団体や事業所への情報提供

－民間団体や事業所に対して人権問題に関する情報提供を行うなど，人権啓発が自主的に取り組まれるよう積極的な働きかけを行います。

## 3．人権文化推進の担い手を育てる

すべての市民の人権が尊重される社会を実現するためには，さまざまな分野の人々 を刘象に，あらゆる場，機会を通して人権教育及び啓発の取り組みが必要です。
特に人権と深いかかわりのある特定の瞕業（教職員•社会教育関係瞕員，医療関係者，福祉関係瞕員，労働行政関係瞕員，消防職員，公務員などの業種に従事する人に対し ては，人権尊重の精神を涵養するための研修を実施していくことが必要不可欠であり， このような基盤を支えさらに拡充していくための重要な社会資源である人権文化推進 の担い手を育てる取り組みを推進します。また，この基本計画に基づく施策を着実に推進していくためには，実際にその瞕務に携わる個々の職員自身の人権意識の高揚と，職員が市民に対し人権の大切さを正しく理解してもらえるような実践力の向上が必要 となってきます。このため，特に瞕種•瞕務に応じて計画的•発展的な研修を実施す るとともに，効果的な方法に留意しながら，人権尊重の理念についての理解と認識を高め，実践力を身につけるための研修に取り組みます。

## （1）行政職員における人権研修などの充実

地方自治体は，憲法の基本理念の一つである「基本的人権の尊重」を具体化する責任と役割があります。この責任と役割を果たすためには，行政に従事する職員の一人 ひとりが国際人権規約※の視点や日本国憲法の理念を遵守し，あらゆる人権問題を自 らのこととして捉え人権に対する理解と認識の確立が必要です。このため，行政樴員一人ひとりが，人権文化の担い手のリーダー的な役割を果たしていくことをめざした研修を積極的に実施します。また，それぞれの職務内容に爬じた人権意識，知識をも って職務に対応できるよう，それぞれの部署における研修の充実に努めます。

> ※国際人権規約~世界人権宣言の内容を基礎として, これを条約化したものであり, 人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。社会権規約と自由権規約は, 1966 年の第 21回国連総会に採いて採択され 1976 年に発効。日本は 1979 年に批准しました。

## 〈取り組みの方向性＞

## （1）職員研修の充実

－さまざまな人権問題への理解とともに，「人権文化」を㹡げていくといら基本的な課題 についての理解を深めるため全職員を対象とした研修を実施します。
－公権力の行使に関わる職員，市民と接する機会の多い職員，特に社会的に弱い立場に置かれている人と接する職員，道路や建物の建設などまちづくりに携わる職員 など，それぞれの職務内容に応じた人権意識，知䪭をもって職務に対応できるよう， それぞれの部署における研修の充実を図ります。

## （2）教職員などにおける人権研修などの充実

教育の果たす役割は，人権を尊重する意識を日常的に定着させるために極めて大き いものがあります。教職員は児童•生徒の心身の成長発達を促進し，支援する役割を担っていることから，確かな人権感覚を備えるとともに，人権尊重の理念を根底にお いた教育活動を展開することが求められます。このため教職員自身が人権課題につい ての認識を深め，確かな人権意識を持つよう，研修の充実に努めます。また，子ども に効果的な人権教育が行えるよう，指導方法や指導内容の研修を深め，実践的指導力 の向上を図ります。

## 〈取り組みの方向性〉

## （1）教職員などに対する本市ならではの研修の促進

－学校などにおけるさまざまな教育活動を通して，子どもが「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり，それがさまざまな場面や状況下で具体的な態度や行動に表れるようにするため，教職員自身が人権課題や本市ならでは の歴史や現状についての認識を深め，効果的な人権教育を子どもに行うための研修の充実を促進します。

## （2）実践的指導力の向上を支援

－子どもに効果的な人権教育が行えるように，学習形態の工夫や教材•資料の開発な ど，指導方法や指導内容の研修を行い，実践的指導力の向上を支援します。

## （3）社会教育関係職員などにおける人権研修などの充実

社会教育関係職員などは，地域社会を基盤に地域住民と密接なかかわりをもって活動しており，そのなかで人権問題について共に語り合い，学習をすることが大切です。 このため社会教育関係職員などについては，人権教育が生涯学習における重要な課題 であることを認識し，地域住民の人権意識を確立させていくことを目的とした研修の充実を図り，その力量を高めるよう努めます。

## 〈取り組みの方向性〉

## （1）人権教育の企画力などの向上

－さまざまな市民に対して具体的な人権教育の企画，コーディネートができるよう，研修の充実を図り，その力量を高めるよう努めます。

## （4）福祉関係職員などにおける人権研修などの促進

女性，子ども，高齢者，障がいのある人など，社会的弱者といわれる立場にある人々 と接する機会が多い福祉関係者（民生委員•児童委員，家庭児童相談員，母子自立支援員，福祉事業従事者など）は，個人情報を知り得る機会が多く，職務の遂行上，人権の尊重や個人のプライバシーへの配慮が特に必要です。

福祉関係者にとって人権意識を高めることが重要な瞕務であることを踏まえ，誰も が公平で一人ひとりの人権を尊重した福祉が受けられる人権教育や研修の推進を図り ます。また，保育所などの職員については，職員自らの人権意識を高め，子どもや保護者などの人権問題に対する理解を深め，実践力の向上を図るための研修を進めます。

## ＜取り組みの方向性＞

## （1）保健，医療，介護など職員の人権意識の向上

－介護支援専門員（ケアマネージャー），ケースワーカー，ヘルパーや福祉施設などの職員，民生委員•児童委員などについても，地域住民や利用者などの人権を尊重す るとともに，人権といら観点からのきめ細かい対応ができるよう，職員の人権意識の向上に努めます。

## （2）保育所など職員研修の充実

－保育内容の向上と遊びや生活を通して子どもに人権尊重の芽がはぐくまれるよう，ま た子育て相談などを通して親への啓発ができるよう，人権問題に対する理解を深 め，実践力の向上を図るための研修を進めます。

## （5）医療•保健関係者における人権研修などの促進

医療技術の進歩，生活様式の変化に伴い市民の健康意識や価値観は大きく変化し，患者の人権を尊重した医療のあり方や患者と医療関係者の望ましい関係構築が重要と なっています。医師•看護師•薬剤師•医療技術者など，あらゆる医療•保健従事者 は，人の生命や健康を守るという重要な役割を担っています。職務遂行にあたっては，医療に関する高度な専門知識や技術はもとより生命の尊厳を重んじるとともに，患者 や家族の立場を尊重し，患者本位の医療を提供することが求められています。

また，災害時や救急医療に従事する消防署などの瞕員は，高度な専門知識や技術を もとに市民の人権を尊重した避難•救助活動が求められます。そのためには，患者の プライバシーへの配慮など，患者の人権に対する深い理解と認識が必要であり，人権意識に根ざした行動が求められています。

## ＜取り組みの方向性〉

## （1）医療•保健関係者に対する人権教育の促進

－患者が納得して安全で適正な医療を受けることができるよう，インフォームド・コンセ ント※の徹底や患者の人権を尊重するため，医療関係者に対する人権教育に関す る研修などの充実が図られるよう関係機関，団体に対して県や関係専門機関と連携 して働きかけを行います。
※インフォームド・コンセント～医師が患者に診療の目的や内容を十分に説明し，患者の同意 を得ることです。

## 4．人権問題を解決する珸境を整える

いじめや虐待，セクハラ，パワハラなど，人権が侵害されている状況下では人権に ついての知識や理解を根づかせることはできません。こうした人権侵害をなくすため市民などが人権教育•啓発を十分に推進でき人権が大切にされる環境を整えていくた めの取り組みを実施します。具体的な施策の推進にあたっては，本計画の趣旨や内容 を市役所庁内の各部署に対して徹底するとともに，相互の連携を深めて取り組んでい きます。また，学校，民間（団体•事業所），地域及び家庭などと連携を図りながら，全市をあげた取り組みを進めます。

## （1）市の実施体制の充実

本市は人権教育•啓発の推進のため，これまでも各種事業に取り組んできましたが，今後も本計画に基づき，総合的かつ効果的な推進を図るため，人権男女共同参画課を中心に全庁体制で総合的かつ計画的な取り組みに努めます。

## ＜取り組みの方向性＞

## （1）全庁的な取り組みの充実

－すべての幸福実現のベースに人権があることを踏まえ，教育•啓発が効果を出すた めには，人権課題を踏まえた施策の展開が必要であることから，各部署において は，本計画にあげた人権課題の方向性を踏まえた施策を進めます。
－人権教育•啓発•研修などに関連のある各部署においては本計画の趣旨を踏まえ，人権教育•啓発に関する取り組みを積極的に行います。
－各部署における人権施策にかかる総合的な調整および啓発について人権男女共同参画課が，各部署での人権教育•啓発•研修などに関連する施策の取り組み状況 を把握するほか，県や他市などとの連絡調整や，庁内外への人権施策に係る情報提供などに努めます。

## ② 計画の見直し

－本計画は，今後の人権問題を取り巻く国際的な動向や国•県の状況，社会環境の変化などに的確に対応するために，「中間市人権教育啓発審議会」及び「中間市人権教育•啓発推進会議」などに諮り，必要に応じて見直しを行うこととします。

## （2）相談体制などの充実

人権侵害を受けた人が，安心して気軽に相談できる相手と，解決に向けた方法を一緒に考えていける環境を整えることが重要です。そのためには，市民に対して人権擁護委員や人権に関する身近な相談窓口について，あらゆる場を通して周知していくと

ともに，相談を受ける側の人権意識の高揚や人権問題の認識と理解を深めていくため の相談のあり方の充実を図ります。

## 〈取り組みの方向性〉

## （1）多方面からの相談体制の充実

－本市では，市民に対して人権に関する身近な相談窓口を提供できるよう，各種の相談事業に対する相談体制の充実に努めます。

## ＜本市の主な相談事業〉

| 相談名 | 概 要 |
| :---: | :--- |
| なやみごと相談 | 家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル，学校や職場におけるいじめ， <br> 差別など悩みや困りごとなど人権に関する問題を人権擁護委員（市内在 <br> 住6名）が無料で相談に応じます。 |

## 同和問題に関する窓口

| ＜市内施設•人権センター（隣保館）＞ | 地域住民の生活の社会的•経済的•文化的改善と，差別など人権に関す る様々な問題の解決を図る隣保事業を行っています。 |
| :---: | :---: |
| ＜市外施設－福岡法務局北九州支局＞ | 部落差別をはじめ様々な差別問題や人身売買，パートナーからの暴力な ど，人権に関する問題を扱っています。 |
| ＜市外施設•八幡公共職業安定所 （ハローワーク）＞ | 市民の雇用など企業紹介をはじめ，同和地区における職業訓練事業や企業に対する指導などを行っています。 |

その他人権に関わる相談窓口

| みんなの人権110番 | 差別や虐待，パワーハラスメントなど，様々な人権問題についての相談 を受け付ける相談電話です。電話は，おかけになった場所の最寄りの法務局•地方法務局につながります。 |
| :---: | :---: |
| 子どもの人権110番 | 「いじめ」，虐待など，子どもの人権問題に関する専用相談電話です。 |
| 女性の人権ホットライン | 配偶者・パートナーからの暴力やセクシュアル・ハラスメントなど，女性の人権問題に関する専用相談電話です。 |
| インターネット人権相談受付窓口 | パソコンや携帯電話からインターネットを利用して，いつでもアクセス でき，相談を行うことができます。 |
| 外国語人権相談 | 日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じるため，専用の相談電話（ナビダイヤル）を設置しています。全国どこからでもこ の電話番号にかけていただくことにより人権相談をお受けします。 |
| Foreign－language Human Rights <br> Hotline（Navi Dial） | The phone number（Navi Dial）is available for human rights counseling for those who are unable to speak Japanese fluently．Feel free to consult with us by telephone from anywhere in Japan． |
| 外国人のための相談場所 | 外国人のための人権相談所を「アクロス福岡3階こくさいひろば（福岡市中央区天神1－1－1）」に開設しています。 |
| Human Rights Counseling Offices for Foreigners | KOKUSAI HIROBA ACROS Fukuoka 3rd Floor 1－1－1 Tenjin Chuo－ku Fukuoka－shi |
| アイヌの方々のための相談専用フリーダ イヤル | 公益財団法人人権教育啓発推進センターでは，アイヌの方々の悩みをお受けするフリーダイヤルを開設しています。嫌がらせ，差別，プライバ シー侵害などのご相談もお受けします。 |

## （3）関係機関•団体との連携

人権侵害を受けた人が，安心して相談できる相手と，解決に向けた方法を一緒に考 えていける環境を整えます。また，人権に関係する関係機関•団体との連携を図りま す。具体的には，本計画の取り組みの実効性を高めるために，国や県，他の市町村と の連携を図ることが重要となってきます。そのため，国の動きを注視しながら，県及 び県内の他市町村との連携を図り，積極的な取り組みに努めます。

また，人権教育•啓発を推進するにあたっては，行政の中だけでなく他の関係団体 などとの連携が必要です。今後はさらに連携•協力を強化しながら，より効果的な人権教育•啓発の推進に努めます。

## ＜取り組みの方向性＞

## （1）相談窓口の周知と関係機関•団体との連携

－市民に対し地域の人権擁護委員や人権に関する身近な相談窓口について，あらゆ る場を通して周知していくとともに，相談を受ける側の人権意識の高揚や人権問題 の認識と理解を深めていくための相談のあり方について模索します。
－本市域を管轄する人権擁護機関である福岡地方法務局北九州支局や八幡公共職業安定所，福岡県の人権関係の部署，福岡県人権研究所，人権に関する身近な相談窓口，人権擁護委員，民生委員•児童委員，介護支援専門員（ケアマネージャ ー），ケースワーカー，ヘルパーや福祉施設などの職員などとの連携を推進します。

## （4）教材や資料などの整備と提供

人権教育•啓発の推進にあたっては，新たに起こる人権問題も含めた個別の人権課題に関することをはじめとして，人権問題の歩みや施策，そして，人権問題相互の関連も考慮して総合的かつ体系的な教材や資料などを整備し提供する体制を整えます。

## 〈取り組みの方向性〉

## （1）総合的かつ体系的な人権問題関連資料の整備

－人権問題が日常的に興味•関心とともに共感を呼び起こし，日々の暮らしの中での人権への配慮とともに，具体的に態度や行動に現れるような教材や資料の開発•整備に努めます。
－提供に当たっては，市民一人ひとりが理解したい，学びたいことに見合った情報を入手できるように環境を整えるとともに，広報やチラシなどを効果的に活用した広報を行います。

## （5）要因•手法などに関する調査研究の推進

学校，市役所，事業所などにおいては，これまでさまざまな人権教育•啓発に取り組んできた実績があります。内容においては，人権の歴史と歩み，差別の現実と実態，人権問題と自分とのかかわり，差別や偏見をなくしていく取り組みなど，日常生活や地域社会に根差したものなど広い範囲に及んでいます。手法においても，広報紙，チ ラシをはじめとして，講演形式や体験的な参加型学習などが実践されてきました。

これらの要因•手法においては，対象者や地域社会の実情を生かし，実践を通して その効果を確かめたり，検証したりしながら，効果的な内容•手法を工夫•模索して いきます。

## 〈取り組みの方向性〉

## （1）実効性のある研修プログラムなどの開発•普及

－今後は，過去の効果的な内容•手法とともに，他市町の先進事例や取り組みを参考 にし，対象者や地域社会の実情や目的に応じた効果の期待できる新たな実効性の ある研修プログラムなどの開発•普及に努めます。

## 第5章 分野㸮施策の推進

多岐にわたる人権課題の中で，本計画におけるさまざまな課題とその解決に向けて の取り組みを以下に示します。

## 1．同和問題（部落差別に関する問題）

## ＜現状と課題＞

本市においては，1972 年（昭和 47 年）に同和対策事業を推進するために隣保館を建設 しました。1979 年（昭和 54 年）に同和地区実態調査を行うとともに，「中間市同和対策基本計画策定委員会」を設置，1981 年（昭和 56 年）に「中間市同和対策基本計画」を策定し，本市の同和対策事業については本計画に基づいて，国の時限立法で定められた すべての同和対策特別措置法が失効する 2002 年（平成 14 年）までの 33 年間にわたり，地域改善対策事業を展開してきました。

この間，本市においては，国及び県と互いに密接な連携を図りながら諸施策を推進 してきており，これらの施策推進と地区住民の自主的な努力によって，生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備が図られたところです。

また，本市では平成 10 年に「中間市人権擁護条例」を制定し，人権施策を推進し基本的人権を擁護するため総合的な対策を図ってきました。その結果，生活環境の改善 をはじめとする物的な基盤整備は着実な成果が見られたところです。

一方，差別意識の解消に向けた教育及び啓発もさまざまな創意工夫のもとに推進し てきましたが，地域，職場，学校などの場面において，依然として差別事象が発生し ており，差別意識の解消には至っていないのが実情です。特に，インターネット上で は，個人や団体を誹謗中傷する書き込みや，不当な差別的取扱いを助長•誘発する目的で同和地区の所在地情報を流布するなどの問題も発生しています。

そうした中，2016 年（平成 28 年）に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行 されました。この法律では，「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり，部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消するこ とが重要な課題である」として，部落差別の解消についての基本理念を掲げるととも に，相談体制の充実や教育•啓発に関し，国の責務や地方公共団体の努力義務を定め，国が行う部落差別の実態調査について規定しています。

このような動きをうけ，本市では平成 31 年 3 月議会で，条例の一部改正が可決され，「中間市部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を同年 4月1日から施行しました。この改正は，平成 28 年の国による「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」，「ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」，「部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）」の公布，施行を受けたものであり，国の動向や本市の事情を踏まえるとともに条例の目的に今一度立ち返り，部落差別を はじめ，女性，子ども，高齢者，障がい者などに対するあらゆる差別や人権侵害をな くし，差別のないまちを実現するための取り組みを推進しているところです。

このように差別意識の解消に向けた教育及び啓発もさまざまな創意工夫のもとに推進してきましたが，差別問題は依然として後を絶たず，未だ差別意識の解消に至って いないのが現状です。今日においても，就職や結婚問題などを中心に差別意識は根深 く存在し，部落差別落書きやインターネットなどを利用した差別記事の書き込みなど，形態を変えた悪質な差別事象が多発しています。

「市民意識調査」で「あなたは同和問題を解決するためには，どのような方法が望 ましいと思いますか。」という設問では，「小•中学校などの人権教育で，同和問題に関する正しい知識を教える」が高い割合（48．3\％）を占めています。これに「国や地方自治体が同和問題の解決に向け積極的に取り組むべき」の $26.3 \%$ の順となっていま すが，「わざわざとりあげないで，そっとしておく方が良い」もほぼ同率の $26.1 \%$ を占 めており，市民全体で差別の解消を図るという視点からは課題のある結果となってい ます（17ページ参照）。

同和問題をはじめとしてすべての人権問題の解決のためには，自分の問題としてし つかりと受け止め，自らの課題として進んで解決をしようとする態度•実践力が必要 です。「市民意識調査」の結果に見られるように「学校の人権教育で正しい知識を教え る」や「行政が同和問題の解決に積極的に取り組む」ことだけに同和問題の解決を求 めるのではなく，自らが主体的に解決しなければならない問題としてきちんと捉える ことのできるきめ細かな啓発の積み上げが必要です。

本市が取り組んでいる市内広報活動，講演会及び街頭啓発などは，人権問題を自分 のこととして捉えるために実施してきました。これからも，人権尊重に対する正しい理解を深めるため，内容や手法に工夫を凝らしながら啓発活動の一層の充実に努める とともに，北九州地域人権啓発活動ネットワーク協議会と連携して啓発活動を推進し

ます。「市民意識調査」で，「（同和地区の人を敬遠する意識が）残っていると思う」と回答した人に限定し「具体的にどのような場面でそうした意識（同和地区の人を嫌が ったり，避けたりするような意識）が残っていると思われましたか」という設問では，「結婚」と回答した人の割合が平成 24 年の $60.0 \%$ から $47.9 \%$ に減少したものの，未 だに半数近くの人が「結婚」に関して差別意識が残っている結果となっています。 また，「同和地区の人と結婚しようとした時，家族や親せきに反対されたらどうしま すか。」という設問では，「反対を押し切って結婚する」という回答が $21.8 \%$ となって います。このことは，結婚差別ときちんと向き合い，結婚差別を自らの努力で解消し差別問題と対峙している受け止め方になっています。反面，「わからない」が $36.3 \%$ ，「他の家族や親せきに相談する」が $34.1 \%$ となっており，自分の問題，そして市民全体の問題として解決に取り組んでいくことの重要性を積極的に啓発していくことが求 められています。

さらに，「同和地区の人を嫌がったり，避けたりするような意識がまだ残っていると思いますか。」という設問では，「残っていると思う」という回答の割合が平成 24 年の $48.2 \%$ から $39.5 \%$ に減少はしていますが，依然として比較的高い割合を示しています。「わからない」という回答が $28.9 \%$ から $38.4 \%$ に増加していることも注視していく必要があります。

本市は差別意識の解消に向けた施策•教育及び啓発をさまざまな創意工夫のもとで取り組んできましたが，部落差別は依然として根強く残っており，残念ながら未だに差別意識の解消に至っていないことを「市民意識調査」の結果が示しています。今後も市民一人ひとりが人権に対する正しい理解と認識を深め，さまざまな人権•同和問題の解決への取り組みを促進するため，なお一層人権問題を重要な柱ととらえ， すべての人の基本的人権が尊重される人権教育，啓発活動の着実な推進を図っていく ことが求められています。
＜同和地区を避けたりする意識が残っていると思った場面（全体及び 24 年度との比較）＞

|  | 30年度 |  | 24年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\mathrm{n}=219$ | 度数 | \％ | \％ |
| 結婚 | 105 | 47.9 | 60.0 |
| 就職•就業 | 44 | 20.1 | 22.0 |
| 職種（仕事） | 23 | 10.5 | － |
| 進学など | 3 | 1.4 | － |
| 普段のおつきあい | 39 | 17.8 | 28.3 |
| 地域•地名など | 140 | 63.9 | － |
| 政策•施策•法律 | 17 | 7.8 | 16.1 |
| 本・テレビ・インターネット | 17 | 7.8 | 11.2 |
| 具体的にはわからない | 16 | 7.3 | 10.7 |
| その他 | 3 | 1.4 | 6.3 |
| 合計 | 407 | 複数回答で1均1．9個を選㧊 | 当たり平 |

＜家族等から反対を受けた場合の対応（全体及び 24 年度との比較）＞

|  | $\begin{gathered} \text { あなたの場合 } \\ \mathrm{n}=555 \end{gathered}$ |  |  | 子どもの場合 n＝555 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 30年度 |  | 24年度 | 30年度 |  | 24年度 |
| n＝555 | 度数 | \％ | \％ | 度数 | \％ | \％ |
| 他の家族や親せきに相談 | 189 | 34.1 | 25.4 | 175 | 31.5 | 22.6 |
| 第三者（友人，学校の先生，行政機関など） に相談し，反対する人々を説得後，結婚する （結婚させる）※ | 76 | 13.7 | － | 84 | 15.1 | － |
| 結婚をあきらめる（あきらめさせる）※ | 52 | 9.4 | 11.3 | 52 | 9.4 | 8.2 |
| 反対を押し切って結婚する（結婚させる）※ | 121 | 21.8 | 12.9 | 71 | 12.8 | 9.4 |
| 何もできない | 46 | 8.3 | 8.5 | 64 | 11.5 | 4.9 |
| その他 | 22 | 4.0 | 3.1 | 27 | 4.9 | 3.8 |
| わからない | 205 | 36.9 | 13.2 | 231 | 41.6 | 6.8 |
| 合計 | 711 | 複数回答で1 <br> 均1．3個を選択 | 当たり平 | 704 | 複数回答で1 <br> 均1．3個を選択 | 当たり平 |

＜同和地区の人を嫌がったりするような意識について（全体及び 24 年度との比較）＞

|  | 30年度 |  | 24年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 度数 | \％ | \％ |
| 残っていると思う | 219 | 39.5 | 48.2 |
| 残っていないと思う | 117 | 21.1 | 21.9 |
| わからない | 213 | 38.4 | 28.9 |
| 無回答 | 6 | 1.1 | 0.9 |
| 合計 | 555 | 100.0 | 100.0 |



## ＜施策の方向＞

1991 年（平成 8 年）に出された地域改善対策協議会の意見具申※の趣旨を認識し， これまで同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果などを踏まえ，すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育•啓発を発展的に再構築していく必要 があります。

本市では，同和問題における歴史的な背景やこれまでの問題解決への取り組みの経緯を十分に認識し，これからも人権教育及び啓発活動の積極的な取り組みを推進しま す。

また，近年顕在化する傾向にある地区住民に対する誹謗•中傷などの差別事象につ いては，法務局をはじめ関係機関との連携を図りながら適切な解決を図るとともに，市民一人ひとりが同和問題についての正しい理解と認識を深め，差別の解消に主体的 に取り組むことができるよう，研修会や講演会などさまざまな事業を推進します。 ※地域改善対策協議会の意見具申～同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題で あるとの精神を踏まえて今後とも国や地方公共団体はもとより，国民一人ひとりが同和問題 の解決に向けて主体的に努力しなければならないなどの意見のことです。

## （1）人権教育の推進

## （1）学校教育

－学校教育においては，小•中学校の教育活動を通して，人権尊重の精神の育成を目指し，児童•生徒の発達段階や地域社会の実態を踏まえた系統的，発展的な人権•同和教育を実践するとともに，教育内容の充実，改善を図ってきました。「市民意識調査」の結果では，人権課題の解決に向けて力を入れるべきこととして，市民が「学校内外の人権教育の充実」に期待を寄せていることから，学校教育における重要な課題であることを今一度認識し，これまでに積み上げられてきた人権•同和教育 の成果と教訓を踏まえながら，総合的な推進に努めます。そのために，すべての児童•生徒が生命と人権の尊さを認識できるように，計画的かつ効果的な人権•同和教育を今後も推進し，豊かな人権感覚と感性の育成を目指します。
－教職員の人権教育，とりわけ同和問題に対する正しい認識を培ら研修の充実を図 り，児童•生徒に人権尊重の態度や実践力が身につくような効果的な指導が行われ るよう指導力と資質の向上に努めます。

## （2）社会教育

－人権•同和問題については，市民一人ひとりが自らの課題としてきちんと捉え，解決 に向けて主体的に努力，実践していく必要があります。そのためには，子どもから高齢者に至るまで人権•同和問題について正しい理解と認識をもち，人権意識を向上 させ，自身はもとより，他人の人権を尊重する態度と行動を身につけることが大切で す。
－これまで行われてきた同和地区の住民に対する学習活動の成果を踏まえながら，地域における計画的•効果的な学習活動が行われるよう支援に努めます。
－地域社会は，さまざまなふれあいや体験を通して社会の構成員としての成長を促す大切な場であり，人権尊重の意識を育むらえで，社会教育における人権•同和教育 は大きな役割を果たすものです。このことから，社会教育や生涯学習をはじめとする各種教育は大切な学習機会ととらえ，人権•同和問題に対する差別意識と偏見の解消に向けた指導者の育成や人権教育•啓発を積極的に取り組みます。

## （3）職員などにおける人権•同和教育

－同和問題の解決は，行政における重要な課題であることを再認識するとともに，市民 の教育•啓発に対する期待や願いに応えるために，市民と身近に接する機会が多い市の職員などの役割は大切です。市職員などは同和問題と同時に他の人権に関す る理解と認識をさらに深めるため，充実した人権•同和研修を行い指導力と資質の向上を図ります。

## （2）人権啓発の推進

## （1）市民への啓発

－市民一人ひとりが同和問題についての正しい理解と認識を深め，部落差別の解消 に主体的に取り組むことができるよう，国や県が行っている同和問題啓発強調月間 や人権週間を中心に，講演会の開催や啓発活動を行います。
－啓発にあたつては，日常生活や地域など身近に起こる同和問題をはじめ，女性•子 ども・高齢者及び障がいのある人などの人権問題に視点をあて，市民一人ひとりが日々の暮らしと密接なかかわりがあることを自覚し，かつ認識することが大切です。そ のために本市では，市民との協働でポスターの掲示や講演会などを開催し，市の広報紙やホームページ・機関誌などを利用してだれもが理解しやすい情報提供を行い ます。

## （2）事業所などにおける啓発

－市内の事業所や商工団体，社会福祉施設などの職員に対して差別のない職場づく りを自主的に進めるための啓発•研修に取り組むよう働きかけていきます。
－同和問題を解決するための重要な課題は，仕事の保障と就職の機会均等を確保す ることです。このことから公共職業安定所〈ハローワーク〉の取り組みに協力し，雇用主が同和問題についての正しい理解と認識のもとに，差別のない公正な選考や採用を行うよう啓発に努めます。

## （3）えせ同和行為に対する啓発

－「えせ同和行為」は同和問題解決を阻害する悪質な差別行為です。同和問題を悪用して，違法•不当な利益を強要する行為は，これまで同和問題の解決に真執に取 り組んできた関係者や関係団体に対して，永年にわたり努力してきた教育や啓発の効果を根底から踏みにじるものです。加えて，同和問題に対する誤った認識をもたら し，社会や市民に悪影響を生じさせるなど，同和問題解決の大きな阻害要因となっ ています。本市においては，えせ同和行為の排除に取り組むため，関係団体や関

係機関などと連携を十分に図りながら同和問題についての正しい理解を深める啓発 を推進します。

## 〈沿革•背景〉

## －「同和対策事業特別措置法」

－1965年（昭和 40 年）の同和対策審議会の答申を踏まえ，1969年（昭和 44 年）に制定。 その後，数次にわたる特別立法措置がとられ，2001年度（平成 13 年度）まで， 33 年間に わたり同和対策，地域改善対策として総合的措置が講じられてきました。

- 「地域改善対策協議会意見具申」
- 1996 年（平成 8 年），特別措置法失効後の差別意識解消に向けた教育•啓発の推進などの必要性が述べられ，以降の「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」や「人権教育•啓発に関する基本計画」において，これまで積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ，全ての人の基本的人権を尊重していくための人権教育•啓発として発展的 に再構築し，その中で，同和問題を人権問題の重要な柱として捉え，この問題に固有の経緯などを十分に認識しつつ，積極的に推進すべきとされました。
－「部落差別の解消の推進に関する法律」
2016 年（平成 28 年）に施行。部落差別の解消に関し基本理念を定め，並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに，相談体制の充実等について定めることにより，部落差別の解消を推進し，もって部落差別のない社会の実現を目的としています。


## 2．女性に関する問題

## 〈現状と課題〉

本市では，1995年（平成 7 年）を初年度とする「中間市第 3 次総合計画」に女性政策を掲げ，同年 12 月には「中間市女性行政推進協議会」（現在の「中間市男女共同参画推進委員会」）を設置し，庁内における男女共同参画推進体制を整えました。その後，国や県の取り組みが進展してきたことから，関係機関や各分野から講師を招いての研修や講演会などを実施し，市職員はもとより市民の意識改革を図ってきました。

一方，市内の女性団体から女性政策推進のための要望書が出されたことを受けて， 1996 年（平成 8 年），市内の女性団体・グループによるネットワークづくりにも取り組み，1997年（平成9年）7月には，「女性の地位向上を図り，男女共生社会をめざし た地域づくりに寄与すること」を目的としたネットワーク，「女性ネットなかま」が発足しました。

こうした動きを捉え本市では，男女がともに地域を創造していく上で，男女共同参画社会の確立に向けた「中間市男女共同参画プラン（10 年計画）」（以下，「プラン」と いう。）を策定し，同年「中間市男女共同参画行動計画」を策定しました。その中で「21世紀は男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い，その個性と能力を十分 に発揮することができる社会を実現する施策を展開してい＜必要がある」と基本姿勢 を打ち出しました。

その後，「プラン」策定から中間年に当たる2009年（平成 21 年）に，市民と協働し，本市の男女共同参画の推進を図ることを目的に「中間市男女共同参画審議会設置条例」 を制定し，「中間市男女共同参画審議会」（以下，「審議会」という。）（学識経験者•有識者•市民団体•一般公募市民など，11名で構成）を設置しました。同年には市民意識調査を実施し，その調査結果などを基礎資料として，「審議会」において「プラン」 の見直しを行い，改訂版を策定しました。その「プラン（改訂版）」を実効性のあるも のにするため，2010 年（平成 22 年）「中間市男女共同参画後期行動計画」を策定し， さらに 2013 年（平成 25 年）10月1日には後期行動計画の主要な施策であった「中間市男女共同参画推進条例」を制定し，「ひとり一人が活きるまち」を目指した男女共同参画へ向けた取り組みを展開してきました。

その後，この「プラン」が 2013 年までの計画であることに伴い，新たな「プラン」 の策定が必要となりました。そこで，2012年（平成 24 年）には，男女共同参画に関 する意識や本市の現状を把握し，今後の施策に反映させるため，市民意識調査を実施

しました。この調査結果及び，国や県の情勢などを踏まえて，本市の実質的な社会状況に合わせて「プラン」の見直しを行い，2014 年（平成 26 年）「中間市男女共同参画 プラン きらり」を策定しました。

一方，国においては2015年（平成27年）8月，「女性活躍推進法」が成立し，国に おける男女共同参画の実現に向けた取り組みは新たな段階に入るとともに，長時間労働を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況，いわゆるM字カーブ問題や働き方 の二極化，女性のライフスタイルや家族構成の変化への対応などさまざまな側面から の課題が浮上しました。このような課題を踏まえた上で施策の評価を行い，2019 年（平成 31 年） 3 月に「中間市男女共同参画プラン きらりII」を策定しました。

「中間市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果をみると，「あなたは次にあげ る分野で，男女の地位は平等になっていますか。」というさまざまな場における男女の地位の平等意識という設問では，すべての場において，女性より男性の方が優遇され ているという割合が高く，特に，「政治や政策決定の場」と「社会通念•慣習・しきた りなど」では，「男性の方が優遇されている」，「どちらかといえば男性の方が優遇され ている」という回答の合計は7割を占めています。現状では，男女の実質的な平等感 が達成されておらず，多くの課題が残されています。


「中間市男女共同参画プラン」では，すべての市民がお互いに一人の人間として尊重され，性別にかかわりなく，その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を推進 していくことが目標となっています。しかし現実の社会では，女性の就職難や就業形態による男女の賃金格差，介護や育児などにおいても女性に対する依存が大きく，無意識のうちに性別役割分担意識※が根付いています。

また，差別•偏見•暴力などは個人の人権を著しく侵害するものであり，いかなる場合であっても決して許されるものではありません。人権に関する正しい認識を深め，尊重し，新しい価値観に基づいた男女のあり方を，個人はもとより社会全体で創り出 していくことが重要な課題となっています。

2018 年（平成 30 年）の全国のストーカー事案の相談などの件数は 2 万 1,556 件で前年に比べ 1,523 件（ $3.5 \%$ ）減少しましたが，「ストーカー規制法（ストーカー行為等 の規制等に関する法律）」の施行後から 23 年までに比べ 24 年以降は高水準で推移して います。警察庁「平成 30 年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」によると，被害者の $87.9 \%$ が女性となっています。また，事件の凶悪化も留まる事がなく，連れ去り・暴行•殺人などの重大事件に発展するケースも多くなり，事態は深刻化しています。

さらに近年では，配偶者・パートナー，介護者からの暴力やネグレクトが顕在化し ています。「中間市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果をみると，配偶者・パ ートナーからの暴力を受けたと回答した女性の割合が男性より高くなっています。D Vは，個人や家庭の問題として捉えられるために周囲が気付かないうちに暴力がエス カレートし，被害が深刻化してしまうという特徴があります。このため，2008 年（平成 20 年）には「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）」 が改正され，強化されています。今後は，被害者に対する相談•支援体制など，関係機関との連携を図るとともに，さまざまな暴力に対する人権意識を高めることが重要 です。女性を取り巻くこうした状況を踏まえ，社会のあらゆる分野に男女が対等に参画し，個性と能力を活かすことができる社会を形成するために，市民への啓発を積極的に進めていく必要があります。
※性別役割分担意識～「男は仕事，女は家庭」「子育ては母親」といった性別による行動や慣習などの固定的な役割分担意識のことです。

「男は仕事，女は家庭」という考え方について［全体，性別］（前回，前々回調査比較）

※中間市男女共同参画に関する市民意識調查報告書（平成31年3月）

パートナーからの暴力の有無［全体，性別］


## ＜施策の方向＞

女性の人権が尊重される社会を実現するためには，社会の一員として男女の対等な関係が保障されて，社会のさまざまな分野の活動に自分の意志に基づいて参画する機会が確保され，さまざまな利益を男女が平等に享受することができ，共に責任を担う男女共同参画の推進が大切です。

本市では，2019年（平成31年）3月，「中間市男女共同参画プラン きらりII」で定められた基本目標を踏まえ，性別にとらわれず，一人ひとりが自立し，自らの意志 をもって社会にかかわることができるように市民の意識づくりの高揚を図ります。

また，男女がお互いの人権を尊重することで男女平等意識の定着を図り，男女共同参画社会を形成するための取り組みを積極的に推進します。

## 「中間市男女共同参画プラン きらりII」の基本目標

中間市男女共同参画プランの基本目標は，お互いに認め合い，様々な困難に対し，協働 して立ち向かっていく，「市民社会」の構築にあります。
市民社会の構築にあたつては，性別，年齢などに関わりなく，市民一人ひとりが自立し，自らの意志をもつて社会にかかわり，強い絆を形成していく意識づくりの高揚を図ること が必要です。

これらの考えに基づき，以下にあげる 5 つの目標を「基本目標」として設定します。
1．地域における女性の活躍推進
2．働く権利の保障と働く場における男女平等の推進
3．男女の自立促進と生活•子育て支援
4．男女の健康づくりと暴力の根絶
5．男女共同参画社会の実現に向けた啓発•教育の推進

## （1）地域における女性の活嚾推進

## （1）地域社会における男女共同参画の推進

－性別や就業状況などに関わらず，地域活動への参加を促し女性の活躍を促進する ために，仕事と家庭の両立を支援する体制整備，地域活動•地域貢献の重要性の啓発，地域活動についての情報提供，事業所などと連携した労働時間の改善策な どに係わる取り組みを推進します。
－男女がともに主体的に地域活動やボランティアなどに参画するために，地域コミュニ ティにおける男女共同参画の環境づくりを推進します。
－男女が対等に地域のリーダーとして活躍できるよう，男女共同参画の公民館講座を実施し，指導者の育成•支援体制づくりを推進します。
－市内の女性団体ネットワーク組織「女性ネットなかま」などをとおして，男女共同参画社会への環境づくりを推進します。

## ② 政策•方針決定の場への女性の参画促進に向けた意識改革の推進

－女性の参画を促進するには，女性の能力開発•人材育成による職域拡大，管理職 への登用を図ることが柱となります。そのためには，意志決定における男女共同参画 を促進する要因と阻害する要因を十分に議論，検討した上で，女性自身の意識改革に向けた研修会•勉強会の開催，地域における女性リーダー養成と人材発掘など に努め，女性が積極的に参画できる環境づくりを推進します。

## ③ 防災•災害時における男女共同参画の推進

－本市においては，豪雨による遠賀川の汇濫などの自然災害が発生するおそれがあり ます。平成 30 年度市民意識調査によると，「男女別のトイレ，入浴施設，寝所など，性差に配慮した施設•空間の設置」を望む方の割合が男女ともに 8 割台となっている ほか，「避難所の運営管理などに，男性と女性の双方の視点が採り入れられること」 を望む方の割合が，男女ともに 4 割台となっており，性差及び性の多様性に配慮し た対応を推進します。
－防災における男女共同参画の推進が重要な課題となっており，政策や方針決定の場に，男女の意見が反映される環境づくりを促進します。

## （2）働く権利の保障と働く場における男女平等の推進

## （1）雇用の場における男女平等の促進

－女性と男性が対等な扱いを受け，意欲と能力に応じた待遇を受ける社会をめざし て，男女を問わず能力開発と意識変革のための学習機会の提供など，それぞれが能力を発揮して働くことができる環境を整備します。

## （2）雇用環境の整備と就労支援

－2007年（平成19年）に「改正男女雇用機会均等法」が施行され，企業に対してセク シュアル・ハラスメント（以下，セクハラといら。）対策の強化が求められることになりまし た。これは，男女双方に対しての「性的嫌がらせ」を禁止しています。しかし，セクハ ラだと思われる行為を受けているにもかかわらず，それをセクハラだと認識していな い人がみられます。また，セクハラだと思われる行為を受けたことがある人の割合は女性が極めて高くなっています。男性も女性も働きやすい職場環境にするために も，人権侵害行為であるセクハラ防止に対する啓発活動を行い，女性も男性も働き やすい職場環境づくりに努めます。

## ③農業及び自営業などにおける女性の地位向上

－地域の活性化には農業や商工自営業に携わる女性の活躍が欠かせません。地域と深い関わりを持つ農業や商工自営業で，女性の能力を発揮した農業や商工業の経営への参画や，農村，商店街などで女性が活躍できるよう男女共同参画をさらに進 めていきます。
－人の交流や定住を促す取り組みや地域資源を活用した新たな商品やサービスの開発や起業などにおいても女性の能力が発揮できる環境を整えていきます。
－女性の視点を活かした女性による起業を支援するため，あらゆる情報の提供や研修体制の整備など，女性の経営参画意識や経営管理能力をサポートするための支援策を充実します。
－女性の能力と個性を十分に発揮するために，外部との交流や意見交換の場を通し て，知識を深める機会を増やします。また，女性の仕事が正当に評価され，女性自身が経営管理•活動方針の場へ積極的に参画できるよう環境整備を促進します。

## （3）男女の自立促進と生活•子育て支援

## （1）ワークライフバランスの推進

－女性の社会進出に伴い，女性が自らの意志で働き続けるためには，仕事と家庭が両立できる社会環境を整備することが大きな課題になっています。仕事と家庭が両立 できる社会を実現するために，企業だけでなく社会全体で取り組みを推進します。
－家庭生活は夫婦が共に担うものであり，そのため「育児•介護休業法」などの制度周知や職場の就業環境整備を促進し，仕事と家庭が両立できる社会環境を整備しま す。

## ② 子育て支援の充実と児童の健全育成

－児童は，「児童憲章（1951 年制定）」「児童の権利に関する条約（1994 年批准）」によ って健やかに成長することが保障されており，そのことを社会全体で守っていかなけ ればなりません。しかし，児童虐待などの問題が発生しており，地域社会や家庭内に おける子育て支援体制の強化を図ります。
－虐待をはじめ児童に関するあらゆる問題への対応を円滑に行うために，2000年（平成 12 年）に「中間市はばたけ子どもネットワーク（中間市児童虐待防止連絡協議会）」を設置しており，個別ケース会議を実施し早期発見と適切な支援に努めます。
－本市では，今後も男女が共に責任を担い，子どもを安心して産み育てることができる よう，支援体制の一層の整備，拡充を進めます。

## ③ 生活上の困難に直面する世帯への支援

－近年，家族形態が多様化し，母子•父子のひとり親家庭も増加の傾向にあります。国勢調査によると，本市におけるひとり親家庭の母子世帯数は，全国平均と比較して高い傾向にあります。ひとり親家庭などが，自立して安定した生活を送ることができる よう，相談業務を充実させ，経済的支援や生活支援を行います。
－高齢者，障がい者，外国人など，さまざまな困難を抱える人々が直面する問題を解決するために，福祉サービスの充実を図るとともに，生活上の困難に直面している人 が安心して生活できる環境整備に努めます。

## （4）男女が共に介護を担う社会環境づくり

－近年，介護を必要とする人の割合は増加傾向にあります。中でも，高齢者の介護•介助は女性が中心的役割を果たしています。介護が必要になっても，住み慣れた地域 で安心して生活できることは，これからの高齢社会を考える上でも重要です。その実現のため，介護負担を性別，年齢を超えた共通の問題として，市民全体の意識を変 えることを目的とした広報•啓発の取り組みを推進します。

## （4）男女の健康づくりと暴力の根絶

## （1）生涯を通じた男女の健康づくりの推進

－女性は妊娠•出産の機能がもたらす特有の健康問題があり，ライフスタイルを通して男性と異なる健康上の問題が生じるため，女性特有の病気に留意しなければなりま せん。国の調査では，女性特有のがん死亡率及び人工妊娠中絶率において，福岡県は全国の中でも上位に位置し，ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害経験で「避妊に協力してくれない」「脅しや暴力により性的な行為を強要された」という「リプ ロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）を侵害された経験を持 つ人も少なくありません。このため健康や生殖に関する予防などの正しい知識の普及を図るための取り組みを推進します。
－母性機能の社会的重要性についての認識を浸透させるとともに，男女の性差に応 じた健康づくりに対する理解を深める取り組みを推進します。
－「思春期」，「子育て期」，「更年期」といったライフステージ（生活周期）に応じた健康管理のための施策を推進します。

## ② あらゆる暴力防止対策の推進

－差別•偏見•暴力などは，個人の人権を著しく侵害するものであり，いかなる場合であ っても決して許されるものではありません。人権に関する正しい認識を深め，尊重し，新しい価値観に基づいた男女のあり方を，個人はもとより社会全体で創り出していく ための取り組みを推進します。
－配偶者・パートナー，介護者からの暴力やネグレクトが顕在化しています。DVは，個人や家庭の問題として捉えられるために周囲が気付かないらちに暴力がエスカレー トし，被害が深刻化してしまうといら特徴があることから，被害者に対する相談•支援体制など，関係機関との連携を図るとともに，さまざまな暴力に対する人権意識を高 めていくための取り組みを推進します。

## （5）男女共同参画社会の実現に向けた啓発•教育の推進

## （1）男女共同参画の視点に立った広報•啓発の推進

－男女共同参画社会を実現するためには，男女といら性別にこだわらず，一人ひとりの個性や能力が尊重される社会を築き，あらゆる分野において男女平等の意識を深め るとともに，固定的な性別役割分担意識に影響を与えている社会的な慣行にとらわ れないように物事を見直す努力が必要です。市民一人ひとりの意識改革や動機づ けを図るため，各種イベント・学習会の開催などを中心とした効果的な広報活動な ど，行政が中心となった積極的な取り組みを推進します。

## 生涯を通した男女平等教育の充実

－本来，子どもは性別にかかわりなく，一人ひとりに多様な能力や個性が備わっていま す。そのため，子どもの成長過程において，「男女の不平等意識」や「固定的性別役割分担意識」にとらわれない生き方を選択できるような指導が必要であり，就学前児童を含め発達段階に応じ，「家庭」，「学校」，「地域社会」における男女平等の視点 に立った教育•環境整備を推進します。
－学校教育の場だけでなく，生涯を通して男女共同参画の理念や意識の形成が必要 であり，さまざまな機会をとらえた意識啓発•学習を促進します。

## 〈沿革•背景〉 <br> - 国連•世界— <br> - 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」

1967 年（昭和 42 年）の「女子差別撤廃宣言」採択を経て，1979 年（昭和 54 年）に国連総会で採択され，日本は1985年（昭和60年）に批准。同条約には，女性差別は女性の基本的人権の侵害であり，国の発展，福祉，平和は男女平等が前提条件であること，女性の全面的な社会参加•参画と固定的な性別役割の変更などが盛り込まれています。
－「ウィーン宣言及び行動計画」
1993 年（平成 5 年）の「ウィーン国連世界人権会議」で採択。男女の平等な地位及び女性 の人権，特に女性に対する暴力の根絶が打ち出されました。また，同年の国連総会におい て「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。

## －「北京宣言及び行動綱領」

1995 年（平成 7 年）北京で開かれた第 4 回世界女性会議で採択。女性のエンパワーメント を主要課題にした具体的な行動が示されました。その後，2000年（平成 12 年）国連特別総会の「女性 2000 年会議」では，この綱領の完全実施に向けた政治宣言及び成果文書が

採択され，さらに，2005年（平成17年）の第49回国連婦人の地位委員会（通称「北京＋ 10 ［プラステン］」）で再確認され，一層の取組みを求める宣言が採択されています。

## 一国—

－「男女雇用機会均等法」
1986 年（昭和 61 年）に施行。募集•採用時における男女の均等取り扱い，配置•昇進•教育訓練，福利厚生，定年•退職•解雇などについて，女性労働者であることを理由にし た男性労働者との差別的取扱の禁止を目的とするものです。直近では2017年（平成29年） に改正法が施行，妊娠•出産などに関するハラスメント防止措置義務が盛り込まれました。
－「男女共同参画2000年プラン－男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年度（2000年度）までの国内行動計画」

1996 年（平成 8 年）に策定。基本的方向として，「男女共同参画を推進する社会システム の構築」「職場•家庭•地域における男女共同参画の実現」「女性の人権が推進•擁護さ れる社会の形成」「地球社会の「平等•開発•平和」への貢献」が示されました。その後， 2000 年（平成 12 年）に「男女共同参画基本計画」が策定されて以降，現在では 2015 年（平成 27 年）に改定された「第 4 次基本計画」に基づき，男女共同参画社会の形成に関する施策が総合的かつ計画的に推進されています。
－「男女共同参画社会基本法」
1999 年（平成 11 年）に施行。21 世紀の日本社会の最重要課題と位置付けられた男女共同参画社会の形成を促進することを目的とするものです。

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV 防止法）
- 2001年（平成 13 年）に施行。女性に対するさまざまな暴力は，犯罪となる行為をも含め て人権侵害であり，緊急に取り組むべき重要な課題として位置付けられています。その後， 2004 年（平成 16 年）に被害者保護対策の強化が盛り込まれ，2008年（平成 20 年）には，被害者の保護命令制度の拡充などが盛り込まれ，2014年（平成 26 年）には，生活の本拠 を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について，この法律を準用する改正がされ ました。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」
- 2015年（平成 27 年）に制定。女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し， もって男女の人権が尊重され，豊かで活力ある社会を実現することを目的とするものです。
- 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」
- 2018年（平成30年）に施行。政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進 し，もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とするものです。


## 3．子どもに関する問題

## 〈現状と課題〉

子どもは，人格を持っている一人の人間として大切にされるとともに，一人ひとり が基本的人権の権利主体であることを認識し，人権尊重や保護のための取り組みが必要です。

本市においても，子どもが幸福に生きる権利を守るとともに，家庭の相談•支援の ために，家庭児童相談事業を早くからスタートさせ，子どもとその家庭の支援事業を開始しました。1998年（平成10年）には，「子どもの権利条約」※などを載せた「おな じ空の下に」と題した子どもの権利をわかりやすく説明した啓発冊子を，市内に全戸配付しました。2000年（平成12年）には，虐待児童の早期発見，適切支援を図るため中間市児童虐待防止連絡協議会「中間市はばたけ子どもネットワーク」を創設し，当初 32 関係機関で発足しました。

同ネットワークを 2005 年（平成 17 年）には虐待に加え，いじめ・不登校•不適切養育など，子どもが幸せに生きる権利を阻害する行為の根絶を図るため 42 機関まで拡げ，連携を強化しました。また，同年には地域全体で子育てを支援する体制を整備し，安心して子どもを生み育てることができる環境づくり，次世代を担う子どもたちが健や かに生まれ育つ環境づくりを行っていく上での指針となる「中間市次世代育成支援行動計画」を策定しました。2015 年（平成 27 年）には，「中間市次世代育成支援行動計画」を継承するとともに，子育て支援新制度への移行に伴う子ども・子育て支援給付 に係る幼児期の教育や保育，地域子ども・子育て支援事業の提供体制の実施に関する方策を盛り込んだ「中間市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。さらに，子どもの人権擁護の動きが本格化しているにもかかわらず，一方においては，依然と して子どもの人権を侵害する事象が後を絶たず，児童虐待，いじめや体罰など多くの深刻な問題が生じています。令和元年10月には，「新•放課後子ども総合プラン」の策定や児童福祉法改正などを受けた児童虐待防止対策•社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるとともに，幼児教育•保育の無償化の実施のために，「子ども・子育て支援法」の改正が行われ，本市では「子ども・子育て支援事業計画」の見直しを進めています。

「市民意識調査」で，「子どもに関する事がらで，特に人権上問題があると思われる のはどのようなことですか。」という設問では，「子ども同士で仲間はずれや暴力，無視などのいじめをしたり，させたりすること」の割合が最も高く，これに「保護者な

どが子どもを身体的，心理的（放任や無視を含む），性的に虐待すること」，「学校や就職先の選択などについて，大人が子どもに自分の考えを強制し，子どもの意見や考え方を無視すること」の順となっています。


少年非行は，低年齢化が進み凶悪化や粗暴化の傾向が目立ち，有害情報の氾濫，薬物乱用など子どもの福祉や健康をむしばむ懸念すべき状況となっています。

また，近年は，子どもに対する親からの身体的虐待やネグレクト※などの虐待が深刻な様相を呈しています。学校においては，自立に向けて発達段階の違いにより特別 に支援を必要とする子どもの問題，学校に行きたくても行けないなど不登校の問題， そして校内暴力やいじめなどが依然として続いており，子どもたちを取り巻く環境は憂慮すべき状況になっています。

子どもにとって大切なことは，家庭，地域社会，保育所，幼稚園，学校がそれぞれ緊密に連携しながら子どもの人権を守り，夢や希望をもって豊かに暮らすことのでき る環境をつくっていくことです。
※子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）～1989 年（平成元年）国連総会で採択され，児童の人権の尊重や児童保護等の推進を目指した条約です。
※ネグレクト～保護者などが子どもや高齢者•病人などに対して，必要な世話や配慮を总るこ とです。

## ＜施策の方向＞

次世代を担う子どもの人権を日常的に大人が尊重し，健やかに成長することの大切 さを改めて認識することが必要です。

子どもの権利並びに児童福祉の普及を図るために，人権啓発を積極的に行うととも に，子どもが成長していく上での社会環境の点検や改善，学習機会の提供などを積極的に推進します。

また，子育ての支援体制の整備，地域社会全体で子どもを育てるという環境づくり のために，家庭や地域社会の教育力の向上を図りながら，子どもが心豊かに育まれる地域社会を目指して，人権意識の高揚を図ります。

さらに，子どもの健全育成のための諸施策を推進し，子どもの人権尊重及び擁護に向けた取り組みを行うことで，子ども一人ひとりが豊かな人間関係の中で暮らせるま ちづくりをめざします。

## （1）教育•啓発の推進

## （1）啓発活動の推進

－次世代を担う子どもの人権を尊重し，健やかに育成する大切さの一層の周知を図る とともに，児童福祉並びに子どもの権利の普及を図るために，市の広報紙やホーム ページなどを活用して広報•啓発を行います。

## （2）子どもの権利に関する理念の教育•啓発

－子どもが人格を持った一人の人間として尊敬•尊重•保護され，健やかに成長するた めには，家庭をはじめ地域社会全体が最善の努力をしていくことが必要です。この ため「児童の権利に関する条約」の趣旨の普及に向けてさまざまな広報媒体を活用 し，大人一人ひとりが理解を深めるよう広報•啓発を行らとともに，あらゆる機会を通し て，子どもたち一人ひとりの特性が活かされ個人が大切にされる人権教育•啓発が行われるように努めます。
－「市民意識調査」の結果をみると，「子どもの人権を守るために必要なことはどのよう なことだと思いますか。」といら設問（19ページ参照）では，子どもに関係するいじめ や虐待への対応が喫緊の課題であると多くの市民が認識していることが示されてい ることから，思いやり教育の充実やいじめを見逃さない体制づくり，子どもが気軽に相談できる体制づくりなど子どもの人権を守るための体制充実を図ります。

## （2）いじめや虐待対策の推進

## （1）いじめ問題に対する取り組み

－学校においては，一人ひとりの児童•生徒を大切にした教育活動を展開するととも に，命の尊さや正義感を重んじる心，思いやりや優しさなどの豊かな心や感性を育 むようにします。
－学校においては，いじめや体罰の問題をはじめとして児童•生徒の人権を侵害する行為を根絶し，いじめを「しない・させない・みのがさない」学級づくり・学校づくりを目指すとともに，心に悩みを持つ子どもたちの支援や相談活動の充実，強化に努めま す。
－2013年（平成25年）の「いじめ防止対策推進法」の制定に伴い各学校では「いじめ防止基本方針」を策定しており，この方針に基づき本市及び本市教育委員会，学校，地域社会の住民，家庭などが連携しあい，社会総がかりでいじめに対応していくた めの体制整備を推進します。
－いじめを生まないためにも，家庭や地域社会はもちろんのこと，少年相談センターな どの関係機関との緊密な連携を図り，規範意識の徹底や子どもの相談•支援を積極的に進めます。

## （2）児童虐待防止に対する取り組み

－児童虐待を早期かつ的確に把握し子どもの安全を確保するとともに，心身の健全育成が図られる措置を迅速に実行する体制を整えます。
－市職員をはじめ児童福祉施設職員，教職員，民生委員•児童委員，医師，学童保育指導員など児童虐待を察知しやすい立場にある職種の人々や関係機関との緊密な連携を図り，事態の早期発見•早期対応，そして早期解決に努め，通報網の整備や速やかな判断による一時保護の措置など，子どもを擁護する取り組みを推進しま す。

## （3）健全育成及び性的被害•健康被害の防止

## （1）健全育成に向けての取り組み

－有害図書や有害広告，アダルトビデオなど成長に好ましくない環境から子どもを守る ことは重要な課題です。子どもたちを有害な環境から守るため，子どもたちを取り巻く有害環境の点検を徹底するとともに浄化に努め，国及び県などと連携し関係業界へ の自肃•自制の働きかけを推進します。
－本市においては，関係機関や自治会との連携を図りながら「ふるさとみまわり隊」を結成し，安全で安心なまちづくりとともに，青少年の健全育成や街頭犯罪などの未然の防止のために，市内巡回パトロールを実施します。
－少年相談センターでは白いポストの有害図書の回収や警察署と連携して立ち入り調査や補導活動などを通じ，子どもの非行防止や環境の浄化を図るなど，安全で安心 なまちづくりを目指します。その具体化のためにも，健全育成の拠点となる場と機会 を提供しながら，子どもの心身を鍛え創造性や自主性，協調性を育み，心身ともに健康な子どもたちを育成する事業を推進します。

## （2）子どもの性的被害の防止及び健康被害の防止

－子どもがインターネット，SNS の出会い系サイト※などを利用し被害に巻き込まれる深刻な事態や児童買春，児童ポルノなどの性的被害が全国的に増加しています。子ど もや保護者の防犯意識，性に対する正しい理解と知識を高めるための広報や啓発活動を実施し，地域社会での見守りを推進します。
－学校においては，児童•生徒を対象に，妊娠，出産，育児などについての保健教育 を実施するとともに，性に関する正しい知識の習得と生命の尊厳などの重要性を認識させるため，発達段階に応じて計画的，系統的な教育活動に努めます。
－薬物乱用による子どもの健康被害を未然に防止するため，学校や地域社会におい て薬物乱用防止の啓発活動の取り組みを推進します。
※出会い系サイト～インターネットを通して不特定の男女が出会いを目的としたやり取りを するウェブサイトの総称です。

## （4）子育て支援及び相談体制の充実

## （1）子育て支援の充実

－子育てをしている親に対しては，子育て支援センターによる行政からの子育て支援 や保育機関などにおける子育てサービス，地域での支え合いが必要です。本市で は，仕事と子育ての両立を支援するとともに，子育ての負担の軽減に努め，安心して子育てができるような環境整備を促進し，保護者の多様なニーズに応える支援体制 の充実を図ります。

## （2）子どもの貧困対策

－子どもの貧困は，社会構造による格差現象と格差に伴う教育の機会に及ぼす影響を踏まえ，新たな人権課題と提え行政的な取り組みが求められています。なかでも，子 どもの貧困問題は，経済的な問題のみならず，家庭環境の不安定さからくる教育の機会の保障や親子の関わりの欠如，社会的つながりの希薄化，生活習慣の乱れな ど，さまざまな問題が相互に関係しています。この課題解消に向け，国や県と十分に連携を図りながら，具体的な方策を検討していきます。

## （3）相談体制の充実

－子どもを取り巻く社会環境の変化に伴って，虐待や育児放棄など子どもの健やかな成長を阻害する要因が増加し内容も多様化しています。子どもに対するさまざまな問題を未然に防いだり，解決するために，市の家庭児童相談窓口や少年相談セン ターなどの各種相談機関との連携を強化し，子どもや家庭に関する相談体制の整備 と充実を推進します。

## 〈沿革•背景〉

- 国連•世界—
- 「児童の権利に関するジュネープ宣言」
- 1922年（大正11年）の「世界児童憲章」で，子供が「権利の主体」としての存在である ことが明確にされたその 2 年後の 1924 年（大正 13 年），子供の生存と発達のための最低限の保障を盛り込んだ，史上初の子供の権利宣言が国際連盟により採択されました。
- 「児童の権利宣言」
- 1959年（昭和34年）に国連総会で採択。「ジュネーブ宣言」を継承，発展させた，より具体的な権利が規定されています。また，宣言採択から20年となる1979年（昭和54年） は「国際児童年」とされています。
- 「児童の権利に関する条約」
- 1989年（平成元年）に国連総会で採択。これまでの子供の権利思想を受け継ぎつつ，第 12 条には意見表明権を明記するなど権利内容をより豊かに発展させてきました。このこと により，保護の対象とされてきた子供が，人として尊重されるべき存在として，その権利 が広く認識されるようになりました。
- 国—
- 「児童福社法」
- 子供の健やかな成長と最低限度の生活を保障するため，1947年（昭和22年）に制定。直近では2016年（平成28年）に改正法が施行，その第1条に「児童が権利の主体」である ことが明記されました。
- 「児童買春•児童ポルノ禁止法」
- 子供を性の暴力から守るため，1999 年（平成 11 年）に制定。子供の人権の啓発と擁護へ の本格的な取組みが始まりました。
- 「児童虐待の防止等に関する法律」
- 2000年（平成 12 年）に施行。その後数次の改正を経て，子供の虐待死などが後を絶たな い中，2009 年（平成 21 年）に，児童相談所の権限強化，施設への親の接近禁止令などを盛り込み一部改正し施行されました。
- 「いじめ防止対策推進法」
- 2013年（平成 25 年）に制定。いじめの防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進 することを目的とするものです。
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」
- 2013年（平成 25 年）に制定。貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備す るとともに，教育の機会均等を図ることを目的とするものです。


## 4．高齢者に関する問題

## 〈現状と課題〉

本市の 2018 年（平成 30 年 10 月）の総人口にしめる 65 歳以上の割合（高齢化率） は $36.7 \%$ となっており，全国平均（ $28.1 \%$ ）よりも 8.6 ポイント高くなっています。今後，高齢化率は 2045 年までに 8.3 ポイント上昇し $43.3 \%$ に達し，おおよそ 10 人に 4 人が高齢者になると見込まれます（国勢調査及び国立社会保障•人口問題研究所将来推計人口）。このように急速に高齢化が進む中，就労の意志•能力を持っているにもか かわらず，高齢ということで就労の機会が確保されず，結果として社会参加や自己実現などの権利が十分に保障されていないという問題が増加しています。高齢者は，多年にわたり社会の発展に寄与してきた者として敬愛されるとともに，家庭や地域社会 の一員として尊重される存在であり，高齢者の人権や人格は十分に配慮されなければ なりません。
高齢化の進展に伴う諸問題に社会全体で対応していくため，1999年（平成11年）には，全国の自治体が策定した「介護保険事業計画」をもとに，高齢者保健福祉施策の一層 の推進を図る「新ゴールドプラン」が策定されました。2000年（平成12年）4月には介護保険制度が導入され，本市では従来の「中間市老人保健福祉計画」を「中間市高齢者総合保健福祉計画」と改め，すべての高齢者を視野に入れ高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の一体的な運用を行い，自らの意思で介護保険サービスの選択ができるよ うになりました。

しかし，介護保険制度の導入後も，少子高齢化と核家族化のさらなる進展に伴い，一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加するとともに，寝たきりや認知症高齢者の増加が顕著となっています。オレオレ詐欺などの悪徳商法も年々巧妙化し，一人暮らしや高齢者夫婦世帯を中心に被害が及んでおり，加齢に伴う判断能力などの変化 が認められる高齢者の財産管理という深刻な問題も生じています。近年顕在化する高齢者に対する虐待問題をはじめ，認知症高齢者の財産管理や身上監護を支援するため の権利擁護も必要となってきており，介護などで高齢者の相談業務に携わる地域包括支援センターの充実を図るなど，高齢者が安心して日常生活を営むことが出来るよう な環境づくりや，住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができるための施策とし て「介護予防，生活支援事業」の充実が迫られています。

一方，加齢に伴う心身機能の変化が認められ介護が必要となった高齢者に対し，一部のサービス提供事業者で人格やプライバシーを無視した処遇をしたり，身体を拘束

する事件が発生するなど，高齢者の「尊厳」が脅かされる事例が多くなっており，高齢者の人権を守っていくための仕組みづくりと幅広い支援が求められています。

## ＜施策の方向＞

高齢化が進んでいく中で，明るく活力のある高齢者社会を確立するため，地域社会 での声掛け・見守りなどへの参加及び勧誘を充実していくとともに，高齢者が積極的 に社会参加できるよう，健康保持や生きがい対策を強化しながら，いきいきと暮らせ る地域社会づくりを目指します。

本市においては，高齢者が尊厳や生きがいをもち，長年住み慣れた地域社会で安心 して健やかに暮らし続けることができるよう，これまで培ってきた知識や技術，経験 を活かしたボランティア活動などの社会参加の促進に努めます。併せて，地域社会全体が介護問題をはじめとした高齢者をとりまく諸問題に対する理解を深め，認識を高 めるための取り組みを推進します。

一方で，社会福祉施設や介護施設などの入所者に対する身体的•心理的などの虐待行為が，大きな社会問題となっています。この問題の対策として「高齢者虐待防止法」 が施行され，制度面での整備は進みつつあります。しかし，制度がいくら整備されて も，施設瞕員の虐待に対する認識の改善が図られるとともに，確かな人権意識が育っ ていなければ高齢者への虐待防止の取り組みは期待できません。加えて，介護疲れや介助の困難さに伴うストレスなどの関係で家族による虐待行為や認知症などに見られ る老々介護の困難さや介護疲れ・ストレスなどから起こる虐待行為が増加の傾向を示 すとともに，内容も深刻化しクローズアップされています。こうした虐待行為を防ぐ ためには，「介護は一人で背負わせない」「家族だけに介護を担わせることは不可能で あることの積極的な啓発活動」「介護を他人に任してはいけないという意識の変革」「介護を地域社会全体で担う」など，介護に対する対策や施策を根本的に見つめ直すこと や，介護している家族や老々介護者を手助けできる地域のネットワーク化が緊急に求 められています。

本市としては，今後増加することが見込まれる高齢者に対する虐待問題をはじめ，認知症高齢者の財産管理や身上監護などの権利擁護をするための日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）※，成年後見制度※といった制度の周知と支援体制の充実 を図り，介護している家族などを手助けできる地域のネットワーク化を促進します。

[^2]由で判断能力が十分でない人に対し，福祉サービスの手続きのお手伝いや日常的な金銭管

理•書類の預かりサービスなどを行うもので，市や社会福祉協議会が連携して行っている事業です。
※成年後見制度～認知症，精神障がい，知的障がいなどの理由で判断能力の不十分な人は，不動産や預貯金などの財産を管理したり，身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり，遺産分割の協議をしたりする必要があっても，自分 でこれらのことをするのが難しい場合があります。また，自分に不利益な契約であっても良 し悪しの判断ができずに契約を結んでしまい，悪徳商法の被害にあうおそれもあります。こ のような判断能力の不十分な人を保護し，支援する制度です。

## （1）高齢者に対する市民意識の高揚

－高齢者の一人ひとりが敬愛される社会の構成員として尊重されるために，高齢者の人権に対する市民意識の理解を深め高揚を図るための教育•啓発を推進します。
－講演会や研修会の開催，広報による啓発活動を推進し，認知症など高齢者に関す る知識についての正しい理解を深めるとともに，成年後見制度の啓発や相談窓口体制の充実を図ります。
－一人暮らしの高齢者などの見守りや支援を強化し，高齢者がかかわる老人会などの行事や高齢者福祉について，市民の関心と理解が得られるように努めます。

## ② 学校における福祉教育の推進

－学校においては，各教科，道徳，特別活動，総合的な時間を通して，高齢者への尊厳や感謝の気持ちを育むとともに，児童•生徒が福祉施設などへ訪問，高齢者の学校行事への招待などの交流を進める福祉教育に努めます。
－高齢者福祉に関する教育講演会などの実施を通して，高齢化社会に関する知識，福祉，介護などの問題について，児童•生徒が高齢者に対して理解の深まるような福祉教育の充実を図るように努めます。

## ③ 高齢者に対する虐待防止の取り組み

－身体への暴行や介護放棄などの高齢者に対する虐待は，高齢者の安全と尊厳を著 しく脅かす極めて重大な問題であることから，国により2006年（平成18年）に高齢者虐待の防止を目的とした「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等 に関する法律」が施行されました。本市では，この法律の趣旨の積極的な周知を図 るとともに，高齢者への虐待問題に関して市民に対する取り組みを推進します。
－介護などで直接高齢者とかかわる関係施設や関係機関との連携を密にし，虐待の早期発見•早期対応やネットワークの充実に努めます。

## （4）地域生活支援体制の推進

－高齢者が住み慣れた地域で，有する能力に応じて，自立した日常を営むことができ るよう，医療，介護，介護予防，住まい及び自立した日常生活への支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の強化•推進が人権を守る上でも重要な課題で あるため，サービス基盤の整備はもとより，これらのサービスを支える人材の確保と人権意識を高めていくための取り組みを推進します。
－多世代での世代間交流事業や福祉のまちづくりの推進・ボランティア活動の促進な ど，高齢者を地域全体で支える地域生活支援体制をつくるため，地域包括ケアの視点に立った相談支援体制づくりと向こう三軒両隣の関係づくりを推進します。
－悪徳商法や消費者トラブルに巻き込まれる高齢者を保護したり，支援したりするため関係機関と連携を図るとともに，本市の出前の生活相談を行います。
－地域社会において認知症高齢者が徘徊し，行方不明になった時に早期発見できる ような援助サービスや，さりげない手助けや見守り，声かけなどを促進します。
－判断能力が低下してきた人の代わりに，お金の管理•身の回りをサポートする成年後見制度の普及を推進します。
－地域社会や自治会内で孤立する人をつくらない，見守る必要のある人は確実に見守るなどのことを実現できるような地域社会づくりを目指すとともに，地域包括支援セ ンターと民生委員などが日常的に協力，連携し，地域社会で困っている高齢者及び家族の助けとなり，誰もが安心していきいきと暮らすことのできる福祉支援活動を推進します。

## （5）介護サービスの充実

－介護保険の基本理念である住み慣れた地域社会で高齢者が尊厳を保持し，能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように，被介護者の在宅生活を支えるため の在宅福祉サービスなどの基盤整備を推進します。
－介護や支援の必要な高齢者が適切な介護サービスを利用できるようにするため，情報の整備や提供とともに，相談体制の充実に努め，さまざまなサービスを利用できる環境づくりを進めます。
－今後，認知症の高齢者の増加も考えられることから，認知症対応型施設をはじめ， すべての施設や病院などの関係者が人権に配慮した看護や介護を行ら体制づくり を促進します。
－高齢者の急増に伴い高齢者向けの介護施設や地域包括支援センターだけでは介護サービスやサポートが困難になりつつある現状を乗り越えていくために，NPO法人の立ち上げや組織化を促進します。

## 生活支援体制の充実

－高齢者をはじめとして市民一人ひとりが，安心して地域で生活できる環境づくりを推進するとともに，安全かつ円滑に移動できるまちづくりを推進します。
－地域包括支援センターで高齢者や介護者などの保健•医療•福祉の相談事業を積極的に推進するとともに，他の関係機関と連携しながら相談体制の充実に努めま す。

## （7）健康•生きがいづくりの推進

－高齢者が健康で地域社会の活動に積極的に参加し，自らいきいきとした豊かな人生 を創造できるように生きがい・健康づくり・仲間づくりを充実するとともに，買い物や移動支援に関する取り組みを推進します。また，「ふれあい・いきいきサロン」と地域社会における「老人クラブ」の充実とともに，文化•学習・スポーツ事業への活動支援を推進します。
－高齢者が社会とのつながりを持ち，住み慣れた地域社会で可能な限り生活を続けて いけるよう，社会的な孤立を防ぎ，自助•共助•公助をもとに，安心して住み続けられ

る人にやさしいまちづくりを目指します。その実現を目指して，高齢者の健康寿命を延ばす取り組みを推進するとともに，自立して暮らしていけるまち，社会の担い手とし て活動し続けられるまち，高齢期を人生の成熟期として豊に暮らせるまち，健康でい きいきと学べるまち，安心と人格が確保されたまちづくりに努めます。
※ふれあい・いきいきサロン～小地域（自治会など）において，在宅で生活する高齢者が住み慣 れた地域で生きがいを持ち，いきいきとした生活が送れるよう地域の住民と協働で企画•運営し，地域ぐるみで見守り支え合ら活動の場です。


## 〈沿革•背景〉

- 国連•世界一
- 「高齢者のための国連原則」
- 1991 年（平成 3 年）に国連総会で採択。この原則は，高齢者の自立，参加，ケア，自己実現，尊厳の項目ごとに具体的な目標を設定し，その実現を目指しています。また，この国連原則を普及させるため，1999年（平成11年）を「国際高齢者年」と定め，「すべての世代のための社会を目指して」をテーマに，高齢化社会の課題，高齢者の個人的•社会的 ニーズ，社会への貢献，高齢者観の転換の必要性などの認識を高めることとしています。
- 「高齢社会対策基本法」
- 急速な高齢化の進展に対処するため，1995年（平成 7 年）に制定。これを受け 1996 年（平成 8 年）に「高齢社会対策大綱」，2001年（平成 13 年）に「新高齢社会対策要綱」が閣議决定されました。また高齢社会が進む 21 世紀に向けて，高龄社会対策の推進を図る上 で，基本姿勢を明確にし，関連施策を横断的に取り組をよう課題が設定されました。
- 「成年後見制度」
- 2000 年（平成 12 年）に，高齢者などの権利を保護するため，禁治産•準禁治産制度を改正し，柔軟で利用しやすい制度が創設されました。
－「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
2006 年（平成 18 年）に施行。高龄者の権利擁護の推進を図るためのものです。
－「高齢者，障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律」
2006 年（平成 18 年）に制定。公共建築物の段差解消など物理的障壁の除去を進めるため に制定された「高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関す る法律（ハートビル法）」と「高齢者，身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が統合されたもので，バリアフリー化 の対象が「点」から「線」へそして「面」へと拡大されました。


## 5．障がいのある人に関する問題

## ＜現状と課題〉

障害者基本法は，「すべて障害者は，社会を構成する—員として社会，経済，文化そ の他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と定めていますが，現実には，障がいのある方々は建物や道路の段差など物理的，または資格•免許など の付与を制限するなど社会的に不利益を被ることが多く，その自立と社会参加が阻ま れている状況にあります。

2003 年（平成 15 年）には，障害福祉サービスの一部が「措置制度」から本人の選択に よる利用を基本とする「支援費制度」へ移行し，2006年（平成18年）に「障害者自立支援法」が施行，その後，2013年（平成25年）4月に「障害者総合支援法」が新たに施行 され「障がい者」の定義に難病などが追加され，障害福祉サービスの拡充などが図ら れるとともに，本人の主体性をより尊重した制度になったことなど，人権尊重の取り組みの具体化が促進されています。

その後，関係法の改正や2016年（平成28年）に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」において，「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら，共生 する社会の実現」を目指すと規定されました。このことから，障がいに対する正しい知識の普及や日常的なふれあいを通した相互理解の促進などが求められるようになり ました。

本市では障がいの有無にかかわらず，市民一人ひとりがかけがえのない個性をもっ た一人の人間として尊重される社会を実現するため，1999 年（平成 11 年）に「中間市第 1 次障害者基本計画」，2007年（平成19年）に「中間市第2次障害者基本計画」，2016年（平成 28 年）には「中間市第3次障害者基本計画」を策定し，基本目標の実現に向 け，さまざまな障がい福祉施策を積極的に推進していくとともに，市民や関係団体等 と一体となって計画目標の実現を目指しています。また，市内の各小•中学校におい ては，障がいのある児童•生徒のニーズを尊重したきめ細かな指導の充実を図るとと もに，障がいに応じて自立し社会参加できるような教育を実施していくために特別支援教育の推進を図っています。

「市民意識調査」の結果をみると，「障がい者に関する事がらで，とくに人権上問題 があると思われることはどのようなことですか。」という設問では，「働ける場所や能力を発揮できる機会が少ないこと」が最も高い割合を示しており，これに「経済的に

自立が困難なこと」「差別的な言動をされること」の順となっています。また，「障が い者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。」という設問で は，「障がいのある人もない人も，地域社会の中で共に暮らせる社会を目指す」が最も高い割合を示しており，これに「障がい者が安心して生活できる環境を整備するとと もに日常生活の支援を充実する」，「障がい者の二ーズにあった保健，医療，福祉サー ビスを充実する」の順となっており，地域共生社会の実現を目指す内容が高くなって います（22ページ参照）。


また，障がいのある人がいきいきと生活し，心豊かに活動できる社会を目指してい くノーマライゼーションの理念は，色々な啓発や広報を通して市民の中に浸透し始め ています。しかしながら，私たちの社会には障がいのある人に対する差別意識，そし て誤解や偏見など心理的•物理的な問題が未だに存在しています。

ノーマライゼーションの理念が市民一人ひとりに深く浸透するために，幼少期から の福祉教育の充実や障がいのある人との交流の機会を創り出していくことが必要です。

一方においては，障がいのある児童•生徒や保護者が入学•通学にあたり，地元の小•中学校の特別支援学級へ通学した方がよいのか，特別支援学校へ通学した方がよ いのか，学校選択につながるような情報提供が必ずしも十分とは言いきれず，学校選択で悩んだり，心を痛めたりすることのないサポートが求められています。特に，将来の進路先も含め，児童•生徒の自立や社会参加も判断できるような幅広い情報提供 が大切です。

## 〈施策の方向＞

国•県•本市の取り組みや施策により，障がい者に対する市民の理解や認識は徐々 に深まっています。また，地域社会においても支援体制も整いはじめ，障がい者の自立と社会参加できる環境も徐々に増しています。

ノーマライゼーションの理念の実現は，心身に障がいがあっても自分の力で物事を決定し，誇らしく生きることができることです。

また，障がいの有無にかかわらず，市民が住み慣れた家庭や地域社会で安心して暮 らすことができるよう，互いに支え合い社会参加できるまちづくりを推進します。

さらに，障がい者に対する差別や偏見に積極的に対応し，権利の擁護やさまざまな サービスについて情報提供を行うとともに，障がい者の問題などに対する理解と共感 を育んでいく取り組みが必要です。

加えて，障がい者が必要な時に，必要な場所で適切な支援をスムーズに受けられる よう関係各課との適切な連携及び役割分担を機能させ，障がい者に応じた施策が企画•立案され，実施される必要があります。

「障害者週間」（12月3日～9日）などさまざまな行事を通して，障がい者の問題に対 する理解を深め，障がい者の人権が尊重される啓発活動に努めます。

## （1）自立と社会参加の促進

－講演会や研修会の開催，広報による啓発活動を推進し，障がいのある人に関する知識の正しい理解を深めるため，成年後見制度の啓発や相談窓口体制の充実に向け た取り組みを推進します。
－障がいのある人が地域社会の諸活動に快く参加できるよう，市の広報紙や市のホー ムページなどを効果的に活用しながら広報活動を行い，障がいのある人に対する市民の理解と認識を深めます。
－学校•保育所などにおいては，障がいのある子どもが，交流を通して体験を広め，す べての子どもが障がいのある子どもへの正しい認識，理解を深め，思いやりの心を培うため，学校，保育所などとの交流を積極的に推進するとともに，子ども一人ひとり の教育的ニーズに応じた教育環境と学習指導の充実に向けた取り組みを進めま す。
－学校においては特別支援教育コーディネーターを配置し，その支援のもとに教職員 が障がいのある児童•生徒一人ひとりの教育的なニーズを把握し，障がいの種類•程度に応じたきめ細かな教育を行うとともに，交流教育の推進や地域活動の支援を行 います。
－障がいのある児童•生徒の発達を支援するために，障がい児及びその家族に対し て，就学前から学校卒業に至るまで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供で きる仕組みが必要です。加えて，障がいのある児童•生徒に対して必要な支援を行 い，その年齢や能力に応じ，かつ，特性を踏まえた十分な教育を障がいのない児童•生徒と一緒に受けることのできる仕組みが必要です。
－障がい者の自立と就労を一段と進め，働く意欲を持つ障がい者が，意欲や個性に応 じて就労が図れるような雇用•就労の機会の確保のための支援を充実するため，関係機関との連携を緊密にしていきます。また，関係機関と連携し事業主の理解と協力を求め障がいのある人の雇用の促進に努めます。

## 保健•医療の促進

－母子保健，成人保健の重要性について啓発するとともに，健康診断の受診勧奨に努め，障がいの早期発見，早期治療を促進します。

## ③ 日常生活における支援

－障がいのある人が安心して日常生活を送れるように，居宅生活の支援，日中活動の支援，施設入所支援を推進するとともに，社会福祉協議会をはじめ福祉関係団体と の連携を密にしながら，地域生活支援事業や障害福祉サービスと最新情報の提供 に努めます。
－障がいの有無にかかわらず，市民として自立した日常生活と社会生活が営まれるよ うな地域社会の実現を目指します。
－障がい者が適切な配慮を受けることができるよう，関係各課の市職員などが障がい者や関係団体の理解•支援の促進に努めるとともに，障がい者がその権利を円滑に行使することができるように努めます。

## （4）生活環境の整備

－障がいのある人や高齢者などの安全を確保するため，道路•建物•交通安全施設な どの段差解消や公共施設のスロープ化•点字ブロック・車イスの設置などを進めると ともに，今後も障がいのある人などの意見を反映していけるように関係機関との連携 を図り，障がい者が安心して，快適に暮らせる人にやさしいまちづくりを推進します。
－障がいのある人の自立と社会的活動への参加を阻むさまざまな障壁があることや， バリアフリー，ユニバーサルデザインなどの理念を学び，障がいのある人が安心して いきいきと暮らせるまちづくりに取り組みます。
－障がい者の自立と日常的な社会参加を実現するには，関係団体と行政が一体とな り，生活環境の整備のために支援•協力する関係性が確立されなければなりませ ん。そのためにも，行政が関係団体と緊密に連携していくような体制がきちんと整え られるように努めます。

## 〈沿革•背景〉

一国連•世界一

## －「障害者の権利宣言」

－1975年（昭和50年）に国連総会で採択。障害者の具体的な権利を規定したものです。ま た，1981年（昭和56 年）を「国際障害者年」と定め，「障害者の完全参加と平等」をテ ーマに掲げ，1982 年（昭和 57 年）には「障害者に関する世界行動計画」を採択，1983年 （昭和 58 年）には，以降 10 力年の「国連障害者の 10 年」を定め，各国において障害の ある人の福祉を増進するよう提唱してきました。

## －「障害者の権利に関する条約」

－2006年（平成 18 年）に国連総会で採択。障害のある人の基本的人権を促進，保護するこ と，固有の尊厳の尊重を促すことを目的としたものです。

- 国—
- 「障害者基本法」
- 1993年（平成5年）に制定。障害者施策の基本となる法律で，精神障害者も障害者に位置付けられました。2011年（平成23年）には，全ての国民が，障害の有無によって分け隔 てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため，改正法が施行されています。


## －「精神保健福祉法」

－1995年（平成 7 年）に制定。精神保健の領域に初めて福祉を目的とする施策が加えられ，精神障害者保健福祉手帳が創設されました。1999年（平成11年）には法の一部が改正さ れ，人権に配慮した医療の確保や精神障害者の保健福祉施策の充実などが盛り込まれてい ます。2014 年（平成 26 年）には，精神障害者の地域生活への移行を促進するため，改正法が施行されています。

## －「障害者基本計画」

－障害者施策の基本的方向を定めるためのもの。2002年（平成14年）に策定されて以降，現在では2018年（平成30年）に改定された「第4次計画」に基づき，障害者施策が総合的かつ計画的に推進されています。

## －「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

－2012年（平成 24 年）に施行。障害者への虐待の予防と早期発見，及び養護者への支援を講じ，障害者の権利利益の擁護に資することを目的としたものです。

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」
- 2013年（平成 25 年）に，平成 18 年（2006 年）に施行された障害者自立支援法を改正す る形で施行。障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳に心さわしい日常生活又は社会生活を営むことを目的としたものです。制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病なども対象とする障害者の範囲に位置付けられました。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」
- 2016 年（平成 28 年）に施行。全ての国民が，障害の有無によって分け隔てられることな く，相互の人格と個性を尊重し合いながら，共生する社会の実現を目指すことを目的とし たものです。


## 6．インターネットに関する問題

## ＜現状と課題＞

インターネットは情報の収集や発信，コミュニケーションの手段として，私たちの暮らしを飛躍的に変化させ，便利なものにしています。最近では，携帯電話，タブレ ットなど，特に多機能を備えたスマートフォン（多機能携帯電話）の急速な普及に伴 い，大人はもちろんのこと，子どもにとっても身近なものとなっています。その一方 でインターネットの掲示板やソーシャルネットワーキングサービス（通称：SNS）な どへの個人情報の掲載などによるプライバシーの侵害，特定の個人を対象とした誹謗•中傷や差別的な表現の書き込み，学校裏サイトなどでのいじめ，インターネット上で人権を侵害できる行為が深刻で大きな社会問題となっています。

また，インターネットを通した出会い系サイトによる誘い出しによって未成年者が，性的な被害や過激な暴カシーンを含むサイトにより暴力犯罪に巻き込まれるという事例も多く発生し，ここ数年高い水準で推移しています。

さらに，インターネット上では，名前や顔を知られずに情報を発信することが可能 となるため，むしろ現実の世界よりも人権を侵害したり，軽視できる行為もしやすく なっています。しかも，情報が多くの人に瞬時に伝わってしまい，一度公開されてし まうと情報を消すことはほとんど不可能です。

加えて，急速なインターネットの普及を背景に，個人や団体にとって有害な情報を掲載したり，未成年被疑者の実名や顔写真の掲載などが行われたりする問題が発生し ています。

特に，インターネットによる個人情報の流失や漏えいの問題，掲示板やチャットな どによる嫌がらせ，誹謗•中傷，脅迫，不快なメッセージや会話の横行，犯罪の誘発 につながるような有害サイト，不正なアクセスによる個人情報の違法な盗み出し，詐欺まがいの商法や悪徳商法•虚偽広告によるトラブルの発生などの弊害も十分に考え られるので，知識や経験不足の利用者に対して，啓発の在り方が大きく問われます。

「市民意識調査」で「インターネットに関することがらで，人権がとくに尊重され ていないと思うことはどのようなことですか。」という設問では，「他人を誹謗中傷す る表現を掲載していること」の割合が最も高く，これに「出会い系サイトやSNSな どが犯罪を誘発する場となっていること」，「個人情報の流出やプライバシーの侵害な どの問題が多く発生していること」の順となっています。

## ＜施策の方向＞

利用者一人ひとりが人権問題に対する正しい理解の下，人権を侵害する情報をイン ターネット上に掲載しないことを目的とした広報•啓発を推進する必要があります。 また，学校教育の現場においても，情報化の進展が社会にもたらす悪影響について理解し，情報の収集と発信における個人の責任，情報モラル，危険についての教育の充実を図る必要があります。

## （1）広報•啓発の推進

－県や国と連携を密にするとともに，講演会や研修会の開催，広報による啓発活動に より，情報モラルの正しい理解と認識を広め，ネット上の誹謗中傷などの発生を未然 に防ぐための取り組みを推進します。

## ② 子どもに対する教育•啓発の推進

－学校教育において，情報モラルの指導，スマートフォンやSNS の利用における学校 や家庭でのルールづくりなど，児童•生徒が情報社会を生きる上での知識や活用方法などの提供，環境整備を推進します。
＜インターネットに関することで人権が特に尊重されていないと思うこと（全体）＞


## —国—

「プロバイダー責任制限法」が 2002 年（平成 14 年）に施行され，一定の発信情報の開示 を請求できるようにはなったものの，依然として人権侵害は後を絶ちません。そのような状況の中，2009 年（平成 21 年）に「青少年が安全に安心してインターネットを利用でき る環境の整備等に関する法律」が施行されました。2018 年（平成 30 年）には， 18 歳末満 の青少年への携帯電話契約時に，事業者がフィルタリングについて説明し有効にすること を必要とするなどのことを義務として盛り込んだ改正法が施行されています。

## 7．外国人に関する問題

## 〈現状と課題〉

国際化の進展に伴い，経済をはじめとするさまざまな分野でグローバル化の流れは地方にも及び，地域で暮らす外国人は年々増加するとともに国籍が多様化しています。一方では，地域社会や雇用の場などにおいて，外国人と日本人との間で言語，文化，生活習慣，価値観の相違などに起因した日常生活に関係する理解不足や生活習慣の違 いによる問題が生じています。

また，人々の意識の中には，歴史的経過からくるアジア諸国などの人々に対して差別や偏見が未だに残っています。特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動いわ ゆるヘイトスピーチを行っているとされた団体によるデモ・街宣活動が全国で確認さ れており，ヘイトスピーチを解消するため，2016年（平成28年）に「本邦外出身者 に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。

「市民意識調査」の「外国人に関する事柄で特に人権上問題があると思われること」 とをみると，「外国の生活習慣や文化などへの理解が不足しており，地域社会の受け入 れが十分でないこと」の割合が最も高く，これに「特定の民族や国籍の人に対する差別的言動（ヘイトスピーチ）を受けること」，「外国語に対応できる行政窓口や施設な どが少ないこと」の順となっています。さらに，平成 24 年度の結果と比べて「特定の民族や国籍の人に対する差別的言動（ヘイトスピーチ）を受けること」の割合が 6.3 ポイント増加しています。

このような中，本市における外国人登録者数は，2019年（平成31年）4月1日現在19力国 262 人となっており，今後も市内に居住する外国人の数は増加するものと考えら れます。外国人が同じ地域社会の一員として市民とお互いに理解しあい，尊敬しあい ながら暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要が あります。
＜外国人に関して特に人権上問題があると思われもの（全体及び 24 年度との比較）＞

|  | 30年度 |  | 24年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\mathrm{n}=555$ | 度数 | \％ | \％ |
| 外国人の人格や行動が尊重されないこと | 49 | 8.8 | 10.4 |
| 特定の民族や国籍の人に対する差別的言動 （ヘイトスピーチ）を受けること | 172 | 31.0 | 24.7 |
| 外国人が働ける場所や能力を発揮する機会 が少ないこと | 95 | 17.1 | 25.9 |
| 保健，医療，防災，教育などの生活に必要な情報が十分に手に入らないこと | 100 | 18.0 | 18.8 |
| 国籍を理由に結婚を周囲が反対すること | 49 | 8.8 | 15.5 |
| 外国籍であることが知られると差別や不利益 を受けることがあるため，本名を名乗れないこ と | 56 | 10.1 | 11.3 |
| 住宅を容易に借りることができないこと | 54 | 9.7 | 11.8 |
| 就職や仕事の内容，待遇などで不利な扱い を受けること | 108 | 19.5 | 26.8 |
| 外国の生活習慣や文化などへの理解が不足 しており，地域社会の受け入れが十分でない こと | 184 | 33.2 | 34.8 |
| 学校の受験資格の扱いや受け入れ体制が十分でないこと | 36 | 6.5 | 6.1 |
| 駅や公共交通機関，文化・スポーツ施設， ショッピング施設などで，外国語表示がなく十分なサービスが受けられないこと | 103 | 18.6 | 16.9 |
| 外国語に対応できる行政窓口や施設などが少ないこと | 157 | 28.3 | － |
| その他 | 19 | 3.4 | 5.4 |
| 合計 | 1，182 | 複数回答で1 <br> 均2．1個を選択 | 当たり平 |

## ＜施策の方向＞

外国人たちが市民と共に安心して生活できるまちにするため，異なる文化や価値観 や生活習慣などの違いを認めあい，お互いの人権を尊重しあいながら，外国人との相互理解を深め友好関係を築いていく必要があります。

今後，本市で生活する外国人は増加していくことが予想され，言語や宗教，生活習慣などの違いから，就労差別やアパートなどへの入居拒否など外国人の人権に関わる さまざまな問題への対応が求められることになります。特に，特定の民族や国籍の人々 を排斥する差別的言動いわゆるヘイトスピーチは，人々に不安感や嫌悪感を与えるだ けでなく，人としての尊厳を傷つけ，差別意識を生じさせる行為であり，解消に向け て取り組む必要があります。さらに，外国人と日本人が共に暮らしやすい地域社会を形成するためには，多言語での情報提供や相談対応などの環境整備を進めるとともに，市民の間に，異なる言語や文化，慣習に対する認識を深め，多様な価値観を尊重する心を育むことが必要です。

本市では，人種•民族•国籍を問わず，市内居住の外国人の人権をお互いに尊重し あい外国人にとって住みやすいまちづくりに努めます。

## （1）相互理解の促進やヘイトスピーチ解消に向けた啓発の推進

－さまざまな交流イベントの開催や外国人との交流活動を通して，相互理解を促進しま す。
－「ヘイトスピーチ解消法」を踏まえ，ヘイトスピーチは許されないといら認識を広め，法務局，県などと連携し，その解消を図るための啓発活動を推進します。

## （2）相談体制の充実

－福岡県国際交流センターや国際交流協会などの専門的な分野の相談に対応できる機関や団体との一層の連携•強化を図ります。
－労働基準法をはじめとする労働関係法規や住居の確保などに関する県内の相談窓口について，事業主や外国人労働者への周知に努めます。
－本市においても外国人を対象とした相談体制の充実を図ります。

## （3）保健•医療•福祉施策の推進

－福岡県国際交流センターと連携し，外国人に対する保健•医療•福祉施策に関する情報提供に努めます。
－国民健康保険の受付窓口となる職員に対する研修などを通して，国民健康保険が適用される外国人への制度周知に努めます。
－本市の健康，医療，福祉に携わる職員などに対する研修の充実を図ります。

## （4）国際理解教育の推進

－国際化の進展に伴い，次代を担う児童•生徒が国際社会の一員としての自覚を持 ち，これまでの歴史や文化•習慣の違いを認識しながら，お互いの人権を尊重し，認 め合って共に生きていく意識と態度を培うため，国際理解教育を推進します。
－市民が主体となった国際交流活動の実施や啓発資料の作成•配布など，さまざまな機会や場を通して国際理解教育を推進し，世界各国の歴史や多様な文化を理解す るための学習機会の提供•拡充に努めます。

## 〈沿革•背景〉

- 国連•世界—
- 「世界人権宣言」など

1948 年（昭和 23 年）の「世界人権宣言」以降，「国際人権規約」「難民の地位に関する条約」「人権差別撤廃条約」などが採択され，国際的な人権基準が形成されてきました。

- 国—
- 「内外人平等原則」
- 日本に居住する外国人の生活権を，日本人として同様に保障する「内外人平等原則」を打 ち出し，これら一連の人権条約を批准して国籍条項で制限されてきた多くの社会保障制度 を部分的ではありますが適用するようになりました。
－「地域における多文化共生推進プラン」
－地域における多文化共生を促進するため 2006 年（平成 18 年）に「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。
－「ヘイトスピーチ解消法」
2016 年（平成 28 年）には，本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題 であることに鑑み，その解消に向けた取組みについて，基本理念を定め，及び国等の責務 を明らかにするとともに，基本的施策を定め，これを推進することを目的として，「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律（ヘイトス ピーチ解消法）」が制定されました。


## 8．性的少数者に関する問題

## ＜現状と課題＞

性的少数者に対する差別的取扱いが不当であるとする認識は社会に広がりつつあり ますが，「市民意識調查」では性的少数者の人権に関することがらで，人権がとくに尊重されていないと思うことに関して，「性的少数者に対する理解が足りないこと」が最 も高く，これに「差別的言動を受けること」「法令や制度などの整備が十分でないこ と」の順で高くなっているほか，「わからない」が 4 人に 1 人の割合となっており，理解が十分とはいえない状況です。
男性が男性を好きになることや，女性が女性を好きになることで嫌がらせやいじめ を受けたり，からだの性と心の性が一致しない人が，周囲の心ない好奇の目にさらさ れるなど，社会生活の中で，性的指向や性自認を理由とした偏見や差別があります。
＜性的少数者の人権がとくに尊重されていないと思うこと（全体）＞


## ＜施策の方向＞

性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を受けることなく，誰もが自分らしく生 きることができる社会の実現に向け，性の多様性について多くの人が認識し，理解を深めるためのさらなる啓発が必要です。

教育活動においても，性的少数者である児童•生徒に配慮する取り組みが進められて いますが，児童•生徒や教職員の性的少数者に対する理解は十分とは言えず，児童•生徒の性的指向•性自認に関する相談に対応できる体制を整えていきます。

## （1）啓発活動の推進

－地域社会や職場において，性の多様性に関する正しい理解と認識を深め，性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすために，庁内関係課や事業所，支援団体などと連携し，講演会や研修の開催，啓発資料の配布など様々な手法による啓発を推進します。

## （2）教育活動の推進

－教職員及び児童•生徒の性的少数者に対する適切な理解を促進するとともに，いか なる理由でもいじめや差別を許さない生徒指導と人権教育を推進します。
－当該児童•生徒の心情に十分配慮し，当該児童•生徒が安心して学校生活を送るた めに必要な支援及び相談体制の充実を図ります。

## 〈沿革•背景〉

- 国連•世界—
- 「性的指向による差別禁止」など

2008 年（平成 20 年）に性的指向と性自認に基づいた人権侵害の根絶を世界に呼びかける宣言を出しました。
－ 2014 年（平成 26 年）には，オリンピック憲章に「性的指向による差別禁止」が盛り込ま れ，欧米諸国では，同性婚や同性カップルに婚姻と同等の権利を認める動きも出てきてい ます。

- 国—
- 「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」
- 2004年（平成16年）に「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され，一定の要件を満たせば，家庭裁判所に対し，性別の取扱いの変更の審判を申し立てること ができるようになりました。
－2016年（平成28年）には，職場での性的少数者への差別的な言動がセクシャルハラスメ ントに当たることを，男女雇用機会均等法に基づく事業主向けの「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」に明記しまし た。このように，性的少数者の人権に関するさまざまな動きがあります。


## 9．人権に関するさまざまな問題

## ＜現状と課題＞

同和問題，女性問題，子どもの問題，高齢者の問題，障がい者の問題，インターネ ット，外国人，性的少数者に関する問題の分野別人権問題のほかにも，いわゆる社会的弱者として人権が十分に保障されていない人たちに関する問題，社会情勢の変化に伴って発生した人権問題が存在します。

分野斺以外の人権問題の解決のためには，まず何が人権問題なのかを的確に判断で きる知識也感性を育てるとともに，一人ひとりがお互いの違いを認め合い，個人の尊厳を守るという理念を基調にしながら，みんなで社会を支えていく「共生社会」の実現に向けて取り組むことが重要です。

## ＜施策の方向＞

前述の8項目以外にも，さまざまな人権課題が存在しています。
これらの人権課題についても，差別と偏見を解消するため，あらゆる機会をとらえ
て，引き続き教育や啓発活動を推進します。

## （1）H I V感染者・ハンセン病（元）患者などに関する問題

－HIV感染者やハンセン病（元）患者•難病患者などについて正しく理解し，差別意識 や偏見を取り除くよう関係機関と連携し市民への啓発活動を推進します。
－学校教育においては，HIV感染症に対する正しい知識の理解と認識を深めるため の，エイズに関する教育などを実施します。

## （2）その他の人権に関する問題

－これまでに記述した以外にも，刑を終えて出所した人の問題，東日本大震災による風評被害，中国残留孤児や家族の問題，アイヌの人々の問題，矯正施設における被収容者の問題，北朝鮮による日本人拉致問題，人身取引の問題，ホームレスの問題など，人権に関するさまざまな問題があります。このような人権問題に対しても， あらゆる機会をとらえて差別意識や偏見をなくすため，個々の課題に応じた施策の推進に努めます。
－国際化や高度情報化，少子高齢化などの社会の急激な変化に伴い，今後新たに生 じる人権問題についても，それぞれの状況に応じた取り組みを進めます。
－「アイヌの人々」への民族差別，「ホームレス」への嫌がらせや暴行，偏見などの人権課題があります。また，「セクハラ，パワハラ，モラハラ」など，さまざまな「ハラスメント」 による人権侵害などの問題も生じています。今後も，これらの問題への正しい理解と認識を深めるための啓発を推進します。
－これまで，人権課題として取り扱われることはあまりなかった問題についても，それぞ れの状況に応じた取り組みを進めます。

## 〈沿革•背景〉

## 一国—

日本における少数民族であるアイヌの人々は，長い歴史の中で差別と迫害を受けてきまし た。1997年（平成9年）に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定され，同法に基づき施策が推進されてきました。また， 2007年（平成 19 年）に国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され， 2008 年（平成 20 年）に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両議院 で採択されました。2019 年（平成 31 年） 5 月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され，同年（令和元年）9月には「ア イヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針」が定められました。 1999年（平成 11 年），「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。我が国のエイズ対策はこの法律に基づき策定された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」に沿って講じられてきました。この指針は，エイズの発生動向の変化などを踏まえ，3度の見直しを行い，直近の改正については平成 30 年 1月から施行しました。改正後のエイズ予防指針に基づき，国と地方の役割分担の下，人権 を尊重しつつ，普及啓発及び教育，検查•相談体制の充実，医療の提供などの施策に取り組むこととしています。
2006 年（平成 18 年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関す る法律」が施行され，2007年（平成19年）に一部改正されました。また，毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としています。 2009（平成21）年に，全国 13 の国立ハンセン病療養所の入所者の方々が，地域社会から孤立することなく安心して生活する場とするために，療養所を多目的な施設として地域へ開放するなどを通して，地域や市民に広くひらかれた療養所とする「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が施行されました。


## 資 料 編

## 1．世界人権宣言

前 文
人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは，世界における自由，正義及び平和の基礎であるので，人権の無視及び軽侮が，人類の良心を踏みに じった野蛮行為をもたらし，言論及び信仰の自由が受けられ，恐怖及び欠乏のない世界の到采が，一般の人々の最高の願望として宣言されたので，人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには，法の支配によって人権を保護することが肝要であるの で，諸国間の友好関係の発展を促進することが，肝要であるので，国際連合の諸国民は，国連憲章 において基本的人権，人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し，かつ，一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので，加盟国は，国際連合と協力して，人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約し たので，これらの権利及び自由に対する共通の理解は，この誓約を完全にするためにもつとも重要 であるので，よって，ここに，国運総会は，社会の各個人及び各機関が，この世界人権宣言を常に念頭に置きながら，加盟国自身の人民の間にも，また，加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも， これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普通的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように，す べての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として，この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は，生まれながらにして自由であり，かつ，尊厳と権利について平等である。人間は，理性と良心とを授けられており，互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。第2条 すべて人は，人種，皮膚の色，性，言語，宗教，政治上その他の意見，国民的若しくは社会的出身，財産，門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることな く，この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
2 さらに，個人の属する国又は地域が独立国であると，信託統治地域であると，非自治地域であ ると，又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず，その国又は地域の政治上，管轄上又 は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。
第3条 すべて人は，生命，自由及び身体の安全に対する権利を有する。
第 4 条 何人も，奴隷にされ，又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は，いかなる形においても禁止する。
第5条 何人も，拷問又は残虐な，非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることは ない。
第 6 条 すべて人は，いかなる場所においても，法の下において，人として認められる権利を有す る。
第 7 条 すべての人は，法の下において平等であり，また，いかなる差別もなしに法の平等な保護 を受ける権利を有する。すべての人は，この宣言に違反するいかなる差別に対しても，また，そ のような差別をそそのかすいかなる行為に対しても，平等な保護を受ける権利を有する。
第8条 すべて人は，憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し，権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。
第9条 何人も，ほしいままに逮捕，拘禁，又は追放されることはない。
第10条 すべて人は，自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って，独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。
第11条 犯罪の訴追を受けた者は，すべて，自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開 の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは，無罪と推定される権利を有する。
2 何人も，実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また，犯罪が行われた時に適用された刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条 何人も，自己の私事，家族，家庭若しくは通信に対して，ほしいままに干渉され，又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて，このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。
第13条 すべて人は，各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
2 すべて人は，自国その他いずれの国をも立ち去り，及び自国に帰る権利を有する。
第14条 すべて人は，迫害を免れるため，他国に避難することを求め，かつ，避難する権利を有 する。
2 この権利は，もつぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追 の場合には，援用することはできない。
第15条 すべて人は，国籍をもつ権利を有する。
2 何人も，ほしいままにその国籍を奪われ，又はその国籍を変更する権利を否認されることはな い。
第16条 成年の男女は，人種，国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく，婚姻し， かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は，婚姻中及びその解消に際し，婚姻に関し平等の権利を有する。
2 婚姻は，両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
3 家族は，社会の自然かつ基礎的な集団単位であって，社会及び国の保護を受ける権利を有する。
第17条 すべて人は，単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
2 何人も，ほしいままに自己の財産を奪われることはない。
第18条 すべて人は，思想，良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は，宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して，公的に又は私的に，布教，行事，礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。
第19条 すべて人は，意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は，干渉を受けるこ となく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により，また，国境を越えると否とにかかわり なく，情報及び思想を求め，受け，及び伝える自由を含む。
第20条 すべての人は，平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
2 何人も，結社に属することを強制されない。
第21条 すべでの人は，直接に又は自由に選出された代表者を通じて，自国の政治に参与する権利を有する。
2 すべて人は，自国においてひとしく公務につく権利を有する。
3 人民の意思は，統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は，定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は，平等の普通選挙によるものでなければなら ず，また，秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行なわなければならな い。
第22条 すべて人は，社会の一員として，社会保障を受ける権利を有し，かつ，国家的努力及び国際的協力により，また，各国の組織及び資源に応じて，自己の尊厳と自己の人格の自由な発展 とに欠くことのできない経済的，社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。
第23条 すべて人は，勤労し，職業を自由に選択し，公正かつ有利な勤労条件を確保し，及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
2 すべて人は，いかなる差別をも受けることなく，同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
3 勤労する者は，すべて，自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正か つ有利な報酬を受け，かつ，必要な場合には，他の社会的保護手段によって補充を受けることが できる。
4 すべて人は，自己の利益を保護するために労働組合を組織し，及びこれに参加する権利を有す る。
第24条 すべて人は，労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。
第25条 すべて人は，衣食住，医療及び必要な社会的施設等により，自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業，疾病，心身障害，配偶者の死亡，老齢その他不可抗力による生活不能の場合は，保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは，特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は，嫡出であると否と を問わず，同じ社会的保護を受ける。
第26条 すべて人は，教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階に おいては，無償でなければならない。初等教育は，義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は，一般に利用できるものでなければならず，また，高等教育は，能力に応じ，すべての者にひとしく開放されていなければならない。
2 教育は，人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならな い。教育は，すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解，寛容及び友好関係を増進し，かつ，平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
3 親は，子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。
第27条 すべて人は，自由に社会の文化生活に参加し，芸術を鑑賞し，及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
2 すべて人は，その創作した科学的，文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。
第28条 すべて人は，この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序 に対する権利を有する。
第29条 すべて人は，その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対 して義務を負う。
2 すべて人は，自己の権利及び自由を行使するに当っては，他人の権利及び自由の正当な承認及 び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳，公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として，法律によって定められた制限にのみ服する。
3 これらの権利及び自由は，いかなる場合にも，国際連合の目的及び原則に反して行使してはな らない。
第30条 この宣言のいかなる規定も，いずれかの国，集団又は個人に対して，この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し，又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国民は，正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し，われらとわれらの子孫のた めに，諸国民との協和による成果と，わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し，政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し，ここに主権が国民に存す ることを宣言し，この憲法を確定する。そもそも国政は，国民の厳粛な信託によるものであつて， その権威は国民に由来し，その権力は国民の代表者がこれを行使し，その福利は国民がこれを享受 する。これは人類普遍の原理であり，この憲法は，かかる原理に基くものである。われらは，これ に反する一切の憲法，法令及び詔勅を排除する。

日本国民は，恒久の平和を念願し，人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであ つて，平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して，われらの安全と生存を保持しようと決意した。 われらは，平和を維持し，専制と隷従，圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において，名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは，全世界の国民が，ひとしく恐怖と欠乏 から免かれ，平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは，いづれの国家も，自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて，政治道徳の法則は，普遍的なものであり，この法則に従ふことは，自国の主権を維持し，他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は，国家の名誉にかけ，全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第3章 国民の権利及び義務

第1 O 条 日本国民たる要件は，法律でこれを定める。
第11条 国民は，すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は，侵すことのできない永久の権利として，現在及び将来の国民に与へられる。
第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は，国民の不断の努力によつて，これを保持し なければならない。又，国民は，これを濫用してはならないのであつて，常に公共の福祉のため にこれを利用する責任を負ふ。
第13条 すべて国民は，個人として尊重される。生命，自由及び幸福追求に対する国民の権利に ついては，公共の福祉に反しない限り，立法その他の国政の上で，最大の尊重を必要とする。
第14条 すべて国民は，法の下に平等であつて，人種，信条，性別，社会的身分又は門地により，政治的，経済的又は社会的関係において，差別されない。
2 華族その他の貴族の制度は，これを認めない。
3 栄誉，勲章その他の栄典の授与は，いかなる特権も伴はない。栄典の授与は，現にこれを有し，又は将来これを受ける者の一代に限り，その効力を有する。
第15条 公務員を選定し，及びこれを罷免することは，国民固有の権利である。
2 すべて公務員は，全体の奉仕者であつて，一部の奉仕者ではない。
3 公務員の選挙については，成年者による普通選挙を保障する。
4 すべて選挙における投票の秘密は，これを侵してはならない。選挙人は，その選択に関し公的 にも私的にも責任を問はれない。
第16条 何人も，損害の救済，公務員の罷免，法律，命令又は規則の制定，廃止又は改正その他 の事項に関し，平穏に請願する権利を有し，何人も，かかる請願をしたためにいかなる差別待遇 も受けない。
第17条 何人も，公務員の不法行為により，損害を受けたときは，法律の定めるところにより，国又は公共団体に，その賠償を求めることができる。
第18条 何人も，いかなる奴隷的拘束も受けない。又，犯罪に因る処罰の場合を除いては，その意に反する苦役に服させられない。
第19条 思想及び良心の自由は，これを侵してはならない。
第20条 信教の自由は，何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も，国から特権を受 け，又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も，宗教上の行為，祝典，儀式又は行事に参加することを強制されない。
3 国及びその機関は，宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
第21条 集会，結社及び言論，出版その他一切の表現の自由は，これを保障する。
2 検閲は，これをしてはならない。通信の秘密は，これを侵してはならない。
第22条 何人も，公共の福祉に反しない限り，居住，移転及び職業選択の自由を有する。
2 何人も，外国に移住し，又は国籍を離脱する自由を侵されない。
第23条 学問の自由は，これを保障する。
第24条 婚姻は，両性の合意のみに基いて成立し，夫婦が同等の権利を有することを基本として，相互の協力により，維持されなければならない。
2 配偶者の選択，財産権，相続，住居の選定，離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては，法律は，個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して，制定されなければならない。
第25条 すべて国民は，健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2 国は，すべての生活部面について，社会福祉，社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めな ければならない。
第26条 すべて国民は，法律の定めるところにより，その能力に応じて，ひとしく教育を受ける権利を有する。
2 すべて国民は，法律の定めるところにより，その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は，これを無償とする。
第27条 すべて国民は，勤労の権利を有し，義務を負ふ。
2 賃金，就業時間，休息その他の勤労条件に関する基準は，法律でこれを定める。
3 児童は，これを酷使してはならない。
第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は，これを保障する。
第29条 財産権は，これを侵してはならない。
2 財産権の内容は，公共の福祉に適合するやうに，法律でこれを定める。
3 私有財産は，正当な補償の下に，これを公共のために用ひることができる。
第30条 国民は，法律の定めるところにより，納税の義務を負ふ。
第31条 何人も，法律の定める手続によらなければ，その生命若しくは自由を奪はれ，又はその他の刑罰を科せられない。
第32条 何人も，裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。
第33条 何人も，現行犯として逮捕される場合を除いては，権限を有する司法官憲が発し，且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ，逮捕されない。
第34条 何人も，理由を直ちに告げられ，且つ，直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなけれ ば，抑留又は拘禁されない。又，何人も，正当な理由がなければ，拘禁されず，要求があれば， その理由は，直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。
第35条 何人も，その住居，書類及び所持品について，侵入，捜索及び押収を受けることのない権利は，第三十三条の場合を除いては，正当な理由に基いて発せられ，且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ，侵されない。
2 捜索又は押収は，権限を有する司法官憲が発する各別の令状により，これを行ふ。
第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は，絶対にこれを禁ずる。
第37条 すべて刑事事件においては，被告人は，公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
2 刑事被告人は，すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ，又，公費で自己のため に強制的手続により証人を求める権利を有する。
3 刑事被告人は，いかなる場合にも，資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自 らこれを依頼することができないときは，国でこれを附する。
第38条 何人も，自己に不利益な供述を強要されない。
2 強制，拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は，これ を証拠とすることができない。
3 何人も，自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には，有罪とされ，又は刑罰を科 せられない。

第39条 何人も，実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については，刑事上の責任を問はれない。又，同一の犯罪について，重ねて刑事上の責任を問はれない。
第40条 何人も，抑留又は拘禁された後，無罪の裁判を受けたときは，法律の定めるところによ り，国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規
第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は，人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて，これらの権利は，過去幾多の試錬に堪へ，現在及び将来の国民に対し，侵すことの できない永久の権利として信託されたものである。

3．人権をめぐる国内外の動き

| 年 | 世 界 | 日 本 |
| :---: | :---: | :---: |
| $\begin{gathered} \hline \text { 1945年 } \\ \text { (昭和 } 20 \text { 年) } \end{gathered}$ | 「国際連合」設立 |  |
| $\begin{gathered} \text { 1946年 } \\ \text { (昭和21年) } \end{gathered}$ | 国連人権委員会の設置 | 日本国憲法公布「基本的人権の尊重」 |
| $\begin{gathered} \text { 1947年 } \\ \text { (昭和22年) } \end{gathered}$ |  | 「教育基本法」制定「学校教育法」制定「労働基準法」制定「児童福祉法」制定 |
| 1948年 （昭和23年） | 人権に関する世界宣言「世界人権宣言」採択 |  |
| $\begin{gathered} \hline \text { 1949年 } \\ \text { (昭和24年) } \end{gathered}$ | 「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関 する条約」採択 | 「身体障害者福祉法」制定 <br> 「人権擁護委員法」制定 |
| 1951年 （昭和26年） |  | 「生活保護法」施行 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 1951年 } \\ \text { (昭和26年) } \end{gathered}$ |  | 「児童憲章」制定 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 1953年 } \\ \text { (昭和28年) } \end{gathered}$ | 「婦人の参政権に関する条約」採択 |  |
| $\begin{gathered} \text { 1955年 } \\ \text { (昭和 } 30 \text { 年) } \end{gathered}$ |  | 「婦人の参政権に関する条約」批准 |
| 1956年 （昭和31年） |  | 「国際連合」加盟 |
| 1958年 （昭和 33 年） |  | 「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関 する条約」批准 |
| 1959年 （昭和 34 年） | 「児童の権利に関する宣言」採択 |  |
| 1960年 <br> （昭和 35 年） |  | 「知的障害者福祉法」制定「障害者㕍用促進法」制定「同和対策審議会設置法」制定 |
| 1963年 （昭和 38 年） |  | 「老人福祉法」制定 |
| 1964年 （昭和39年） |  | 「母子及び父子並びに察婦福祉法」制定 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 1965年 } \\ \text { (昭和 } 40 \text { 年) } \end{gathered}$ | 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」採択 | 同和対策審議会答申「同和地区に関する社会的及 び経済的諸問題を解決するための基本方針」 |
| $\begin{gathered} \text { 1966年 } \\ \text { (昭和 } 41 \text { 年) } \end{gathered}$ | 「国際人権規約」採択 |  |
| 1969年 （昭和44年） |  | 「同和対策事業特別措置法（同対法）」制定 |
| 1970年 （昭和 45 年） |  | 「心身障害者対策基本法」制定 |
| 1971年 （昭和 46 年） |  | 「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」制定 |
| 1972年 <br> （昭和 47 年） |  | 「勤労婦人福祉法」制定 |
| 1973年 （昭和48年） | 「アパルト犯罪の抑圧及び処罰に関する国際条約｣採択 |  |
| 1975年 （昭和50年） | 「障害者の権利に関する宣言」採択 |  |


| 年 | 世 界 | 日 本 |
| :---: | :---: | :---: |
| $\begin{gathered} \text { 1976年 } \\ \text { (昭和51年) } \end{gathered}$ | 「国連婦人の10年」開始 |  |
| $\begin{gathered} \text { 1979年 } \\ \text { (昭和54年) } \end{gathered}$ | 「女子に対するあらゆる形態の差別の撒廃に関す る条約（女子差別撤廃条約）」採択 | 「国際人権規約」批准 |
| 1980年 <br> （昭和556年） |  | 「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」制定 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 1982年 } \\ \text { (昭和57年) } \end{gathered}$ | 「国連障害者の10年宣言」採択 | 「地域改善対策特別措置法」制定 <br> 「障害者対策に関する長期行動計画」策定 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 1984年 } \\ \text { (昭和59年) } \end{gathered}$ | 「拷問及び他の残虐な非人道的又は品位を傷つけ る取扱い又は刑罰に関する条約」採択 | 地域改善対策協議会意見具申「今後における啓発活動の あり方について」 |
| 1985年 （昭和60年） | 「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」採択 | 「女性差別撤廃条約」批准 <br> 「男女雇用機会均等法」制定 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 1986年 } \\ (\text { 昭和61年) } \end{gathered}$ |  | 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」制定 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 1987年 } \\ \text { (昭和 } 62 \text { 年) } \end{gathered}$ |  | 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置の関する法律（地対財特法）」制定 |
| $\begin{gathered} \text { 1989年 } \\ \text { (平成元年) } \end{gathered}$ | 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」採択 | 「エイズ予防法」制定 <br> 「高齢者保健福祉推進 10 ヶ年戦略（ゴールドプラ ン）」制定 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 1991年 } \\ \text { (平成 } 3 \text { 年) } \end{gathered}$ | 「高齢者のための国連原則」採択 |  |
| $\begin{gathered} \hline \text { 1993年 } \\ \text { (平成5年) } \end{gathered}$ | 国連人権高等弁務官の新設 | 「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正 |
| $\begin{gathered} \text { 1994年 } \\ \text { (平成6年) } \end{gathered}$ | 「人権教育のための国連 10 年宣言」採択 | 「新高齢者保健福祉推進 10 ヶ年戦略（新ゴールド プラン）」策定 <br> 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」批准 |
| $\begin{gathered} \text { 1995年 } \\ \text { (平成7年) } \end{gathered}$ | 「人権教育のための国連10年」開始 | 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」批准 <br> 「高齢社会対策基本法」制定「障害者プラン」策定 |
| $\begin{gathered} \text { 1996年 } \\ \text { (平成8年) } \end{gathered}$ |  | 地域改善対策協議会意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方につい て」 <br> 「人権擁護施策推進法」制定 <br> 「らい予防法の廃止に関する法律」制定 |
| $\begin{gathered} \text { 1997年 } \\ \text { (平成9年) } \end{gathered}$ |  | 「アイヌ文化振興法」制定 <br> 「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 1998年 } \\ \text { (平成 } 10 \text { 年) } \end{gathered}$ |  | 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」制定 |
| $\begin{gathered} \text { 1999年 } \\ \text { (平成11年) } \end{gathered}$ | 国際高齢者年 | 「男女共同参画社会基本法」制定「不正アクセス禁止法」制定「児童買春，児童ポルノ禁止法」制定 |


| 年 | 世 界 | 日 本 |
| :---: | :---: | :---: |
| $\begin{gathered} 2000 \text { 年 } \\ \text { (平成 } 12 \text { 年) } \end{gathered}$ | 国連特別総会「女性2000年会議」開催 | 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育•啓発推進法）」制定 <br> 「児童虐待防止法」制定 <br> 「ストーカー規制法」制定 <br> 「犯罪被害者保護法」制定 <br> 「男女共同参画基本計画」策定 |
| $\begin{gathered} \text { 2001年 } \\ \text { (平成13年) } \end{gathered}$ |  | 「D V防止法」制定 <br> 「高齢者の居住の安定確保等に関する法律」制定「ハンセン病療養所入所者等に対する保証金の支給等に関する法律」制定 <br> 「プロバイダー責任制限法」制定 |
| $\begin{gathered} \text { 2002年 } \\ \text { (平成14年) } \end{gathered}$ |  | 「人権教育•啓発に関する基本計画」策定 <br> 「新子どもプラン」策定 <br> 「障害者基本計画」策定 <br> 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」制定 <br> 「北朝鮮によって拉致された被害者等の支援に関 する法律」制定 |
| $\begin{gathered} \text { 2003年 } \\ \text { (平成 } 15 \text { 年) } \end{gathered}$ | 国連識字の10年 | 「性同一性障害者の性別の取扱の特例に関する法律」制定 <br> 「出会い系サイト規制法」瀬艇 <br> 「個人情報の保護に関する法律」制定 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 2004年 } \\ \text { (平成16年) } \end{gathered}$ | 「人権教育のための世界計画」採択 | 「犯罪被害者等基本法」制定 <br> 「発達障害者支援法」制定 <br> 「人権教育の指導方法等の在り方について」第一次とりまとめ |
| $\begin{gathered} \text { 2005年 } \\ \text { (平成17年) } \end{gathered}$ |  | 「高齢者虐待防止法」制定 <br> 「障害者自立支援法」制定 <br> 「犯罪被害者等基本計画」策定 |
| $\begin{gathered} \text { 2006年 } \\ \text { (平成 } 18 \text { 年) } \end{gathered}$ | 「障害者の権利に関する条約」採択「人権理事会」設立決議を採択 | 「バリアフリー新法」制定 <br> 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題 への対処に関する法律」制定 <br> 「自殺対策基本法」制定 <br> 「地域における多文化共生推進プラン」策定 <br> 「人権教育の指導方法等の在り方について」第二次とりまとめ |
| $\begin{gathered} \hline \text { 2007年 } \\ \text { (平成19年) } \end{gathered}$ | 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択 | 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の確保に関 する法律」制定 |
| $\begin{gathered} 2008 \text { 年 } \\ \text { (平成 } 20 \text { 年) } \end{gathered}$ | 国連人権理事会における「ハンセン病差別撤廃決議」採択 <br> 「性別指向による差別禁止」宣言 | 「青少年インターネット環境整備法」制定「ハンセン病問題基本法」制定 <br> 「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」衆参両院採択 <br> 「人権教育の指導方法等の在り方について」第三次とりまとめ |
| $\begin{gathered} \hline \text { 2009年 } \\ \text { (平成21年) } \end{gathered}$ |  | 「子ども・若者育成支援推進法」制定 |
| $\begin{gathered} \text { 2010年 } \\ \text { (平成 } 22 \text { 年) } \end{gathered}$ | 国連総会「ハンセン病差別撤廃決議」採択 |  |


| 年 | 世 界 | 日 本 |
| :---: | :---: | :---: |
| $\begin{gathered} \hline \text { 2011年 } \\ \text { (平成 } 23 \text { 年) } \end{gathered}$ | 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」設置 <br> 「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択 | 「障害者虐待防止法」制定 <br> 「人権教育•啓発に関する基本計画」一部変更 |
| $\begin{gathered} \text { 2012年 } \\ \text { (平成 } 24 \text { 年) } \end{gathered}$ |  | 「障害者総合支援法」制定 |
| $\begin{gathered} 2013 \text { 年 } \\ \text { (平成 } 25 \text { 年) } \end{gathered}$ |  | 「いじめ防止対策推進法」制定 <br> 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」制定「障害者差別解消法」制定 <br> 「生活困窮者自立支援法」制定 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 2014年 } \\ \text { (平成 } 26 \text { 年) } \end{gathered}$ | オリンピック憲章「性的指向による差別禁止」を盛り込む | 「障害者の権利に関する条約」批准 <br> 「リベンジポルノ防止法」制定 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 2015年 } \\ \text { (平成27年) } \end{gathered}$ |  | 「女性活躍推進法」制定 <br> 「子ども・子育て支援新制度」開始 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 2016年 } \\ \text { (平成28年) } \end{gathered}$ |  | 「ヘイトスピーチ解消法」制定 <br> 「部落差別の解消の推進に関する法律」制定 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 2018年 } \\ \text { (平成 } 30 \text { 年) } \end{gathered}$ |  | 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定 |
| $\begin{aligned} & \hline 2019 \text { 年 (平成 } 31 \\ & \text { 年•令和元年) } \end{aligned}$ |  | 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現す るための施策の推進に関する法律」制定 |

4．人権をめぐる福岡県と本市の動き

| 年 | 福 岡 県 | 中 間 市 |
| :---: | :---: | :---: |
| $\begin{gathered} \hline \text { 1958年 } \\ \text { (昭和 } 33 \text { 年) } \end{gathered}$ |  | 市制施行•中間市誕生 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 1969年 } \\ \text { (昭和44年) } \end{gathered}$ |  | 「中間市同和教育研究協議会」発足 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 1970年 } \\ \text { (昭和 } 45 \text { 年) } \end{gathered}$ | 「福岡県同和対策長期計画及び同和教育基本方針」策定 |  |
| 1972年 <br> （昭和47年） |  | 「隣保館」開設 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 1975年 } \\ \text { (昭和 } 50 \text { 年) } \end{gathered}$ |  | 「中間市長期総合計画」策定 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 1979年 } \\ \text { (昭和 } 54 \text { 年) } \end{gathered}$ |  | 「中間市同和地区実態調査」実施「中間市同和対策委員会」設置 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 1980年 } \\ \text { (昭和 } 55 \text { 年) } \end{gathered}$ | 「婦人問題を解決するための福岡県行動計画」策定 |  |
| $\begin{gathered} \hline \text { 1981年 } \\ \text { (昭和56年) } \end{gathered}$ | 「同和問題啓発強調月間」創設 | 「中間市同和対策基本計画」策定 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 1985年 } \\ \text { (昭和60年) } \end{gathered}$ |  | 「中間市第2次総合計画」策定 |
| $\begin{gathered} \text { 1991年 } \\ \text { (平成3年) } \end{gathered}$ |  | 「中間市高齢者•障害者にやさしいまちづくり指針」策定 |
| $\begin{gathered} \text { 1993年 } \\ \text { (平成5年) } \end{gathered}$ | 「福岡県高齢化社会行動計画」策定 | 「中間市高齢者憲章」制定 |
| $\begin{gathered} \text { 1995年 } \\ \text { (平成7年) } \end{gathered}$ | 「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」制定 <br> 「福岡県障害者福祉長期計画」策定 <br> 「福岡県青少年健全育成条例」制定 | 中間市人権問題啓発推進協議会 「中間市第3次総合計画」策定 |
| $\begin{gathered} \text { 1996年 } \\ \text { (平成8年) } \end{gathered}$ | 「クローバープラザ（福岡県人権啓発情報セン ター・福岡県総合福祉センター・福岡県女性総合 センター）」 開設 |  |
| $\begin{gathered} \text { 1997年 } \\ \text { (平成9年) } \end{gathered}$ | 「福岡県児童育成計画」策定「ふくおか新世紀計画」策定 |  |
| $\begin{gathered} \text { 1998年 } \\ \text { (平成10年) } \end{gathered}$ | 「人権教育のための国連 10 年福岡県行動計画」策定 <br> 「学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針」策定 | 市制施行 40 周年 「中間市人権擁護条例」制定 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 1999年 } \\ \text { (平成11年) } \end{gathered}$ | 「ふくおか障害者プラン」策定 | 「中間市生涯学習基本計画」策定「第1次なかま障害者プラン」策定 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 2000年 } \\ \text { (平成12年) } \end{gathered}$ | 「福岡県児童虐待防止中央連絡協議会」設置 | 「中間市児童虐待防止連絡協議会」創設「中間市高齢者総合保健福祉計画」策定 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 2001年 } \\ \text { (平成13年) } \end{gathered}$ | 「福岡県男女共同参画推進条例」制定 | 「中間市第3次総合計画（後期）」策定 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 2002年 } \\ \text { (平成14年) } \end{gathered}$ | 「福岡県男女共同参画計画」策定 | 同和対策課 $\Rightarrow$ 人権推進課へ変更「中間市環境保全実行計画」策定 |
| $\begin{gathered} \hline 2003 \text { 年 } \\ \text { (平成15年) } \end{gathered}$ | 「福岡県人権教育－啓発基本指針」策定 | 「中間市男女共同参画プラン策定委員会」設置「男女共同参画にかかわる市民意識調査」実施 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 2004年 } \\ \text { (平成16年) } \end{gathered}$ |  | 「中間市人権のまちづくりセンター」開設「中間市男女共同参画プラン」策定 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 2005年 } \\ \text { (平成17年) } \end{gathered}$ |  | 「中間市次世代青成支援行動計画」策定「第3次行政改革大綱」策定 |


| 年 | 福岡県 | 中間市 |
| :---: | :---: | :---: |
| $\begin{gathered} \text { 2006年 } \\ \text { (平成18年) } \end{gathered}$ | 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 | 「中間市人権教育•啓発推進会議」発足「第3期中間市高齢者総合保健福祉計画」策定「中間市第4次総合計画」策定 |
| $\begin{gathered} \text { 2007年 } \\ \text { (平成19年) } \end{gathered}$ |  | 「中間市男女共同参画行動計画」策定人権推進課 $\Rightarrow$ 人権男女共同参画課へ変更「中間市第2次障害者基本計画」策定 |
| 2008年 <br> （平成20年） |  | 中間市制50周年 |
| $\begin{gathered} \text { 2009年 } \\ \text { (平成2年) } \end{gathered}$ |  | 「中間市男女共同参画審議会設置条例」制定 |
| 2010年 <br> （平成22年） |  | 「中間市人権教育•啓発に関する基本計画」策定「中間市男女共同参画プラン（改訂版）」策定 |
| $\begin{gathered} \hline \text { 2011年 } \\ \text { (平成 } 23 \text { 年) } \end{gathered}$ |  | 「中間市人権まちづくりセンター」を「中間市人権センター」に変更し，移転•開設 |
| $\begin{gathered} \text { 2012年 } \\ \text { (平成24年) } \end{gathered}$ | 「福岡県障害者権利擁護センター」設置 | 「第2次中間市人権教育•啓発に関する基本計画」策定 |
| $\begin{gathered} \text { 2013年 } \\ \text { (平成 } 25 \text { 年) } \end{gathered}$ | 「福岡県青少年健全育成総合計画」策定 | 「中間市男女共同参画推進条例」制定 |
| 2014年 <br> （平成26年） |  | 「中間市男女共同参画プラン きらり」策定 |
| 2015年 <br> （平成27年） | $\begin{aligned} & \text { 「福岡県高齢者保健福祉計画 (第7次) 」策定 } \\ & \text { 「福岡県障害者福祉計画 (第3次) 」策定 } \\ & \text { 「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」策定 } \end{aligned}$ | 「中間市子ども・子育て支援事業計画」策定 |
| $\begin{gathered} \text { 2016年 } \\ \text { (平成28年) } \end{gathered}$ | 「第4次福岡県男女共同参画計画」策定 <br> 「福岡県子どもの貧困対策推進計画」策定 | 「中間市第3次障害者基本計画」策定 |
| $\begin{gathered} \text { 2018年 } \\ \text { (平成30年) } \end{gathered}$ | 「福岡県人権教育•啓発基本指針（改訂）」策定 | 中間市政60周年 |
| $\begin{gathered} 2019 \text { 年 } \\ \text { (平成 } 31 \text { 年, 令 } \\ \text { 和元年) } \end{gathered}$ | 「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」制定 | 「中間市部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消の推進に関する条例」制定（中間市人権擁護条例を一部改正） <br> 「中間市男女共同参画プラン きらりII」策定 |
| $\begin{gathered} \text { 2020年 } \\ \text { (令和2年) } \end{gathered}$ |  | 「第3次中間市人権教育•啓発に関する基本計画」策定 |

## 5．人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

$$
\left(\begin{array}{l}
2000 \text { 年 (平成 } 12 \text { 年) } \\
2000 \text { 年 (平成 } 12 \text { 年) } 29 \text { 日制定 } \\
12 \text { 月 } 6 \text { 日施行 }
\end{array}\right)
$$

（目的）
第1条 この法律は，人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり，社会的身分，門地，人種，信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢に かんがみ，人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について，国，地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに，必要な措置を定め，もつて人権の擁護に資することを目的とする。 （定義）
第2条 この法律において，人権教育とは，人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい，人権啓発とは，国民の間に人権尊重の理念を普及させ，及びそれに対する国民の理解を深めるこ とを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。 （基本理念）
第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は，学校，地域，家庭，職域その他の様々 な場を通じて，国民が，その発達段階に応じ，人権尊重の理念に対する理解を深め，これを体得 することができるよう，多様な機会の提供，効果的な手法の採用，国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。
（国の責務）
第4条 国は，前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にの っとり，人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し，及び実施する責務を有する。 （地方公共団体の責務）
第5条 地方公共団体は，基本理念にのつとり，国との連携を図りつつ，その地域の実情を踏まえ，人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し，及び実施する責務を有する。
（国民の責務）
第6条 国民は，人権尊重の精神の涵養に努めるとともに，人権が尊重される社会の実現に寄与す るよう努めなければならない。 （基本計画の策定）
第7条 国は，人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。
（年次報告）
第8条 政府は，毎年，国会に，政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告 を提出しなければならない。 （財政上の措置）
第9条 国は，人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し，当該施策に係 る事業の委託その他の方法により，財政上の措置を講ずることができる。

附 則
（施行期日）
第1条 この法律は，公布の日から施行する。ただし，第八条の規定は，この法律の施行の日 の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。
（見直し）
第2条 この法律は，この法律の施行の日から三年以内に，人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策 の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ，見直し を行うものとする。

## 6．中間市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例

1998年（平成10年）中間市条例第19号改正<br>2019年（平成31年）中間市条例第3号

（目的）
第1条 この条例は，国民に基本的人権を保障し，法の下の平等について定める日本国憲法，部落差別は許されないものであるとの認識の下，部落差別の解消を推進し，部落差別のない社会の実現を目指す部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号），障害の有無によって差別されることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）をはじめと する差別解消を目的とした法令及び「すべての人間は，生れながらにして自由であり，かつ，尊厳と権利とについて平等である。」と定める世界人権宣言の理念にのっとり，部落差別をはじめ，女性，高齢者，障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害をなくし，市民及び事業者（以下「市民等」という。）の人権意識の高揚を図り，もって市民等による人権擁護の確立された差別のない「人にやさしい，愛のまちなかま」を実現することを目的とする。
（定義）
第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところに よる。
（1）市民 市内に居住する者及び通勤又は通学する者をいう。
（2）事業者 市内において事業活動を行う個人，法人又は団体をいう。 （市の責務）
第3条 市は，第1条の目的を達成するために必要な施策を総合的に推進するよう努めなければな らない。
（市民等の責務）
第4条 市民等は，この条例の本旨を理解するとともに相互に人権を尊重し，部落差別をはじめ，女性，高齢者，障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害をなくすため市の推進する施策に協力するよう努めなければならない。
2 事業者は，第1条の目的の達成に向け，職場での研修及び啓発活動を行うよう努めるものとす る。
（差別行為等の禁止）
第5条 市民等は，部落差別をはじめ，女性，高齢者，障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害の行為及び差別事件，事象の発生を助長する行為をしてはならない。
（教育及び啓発活動）
第6条 市は，市民等の人権意識の高揚を図るため，部落差別をはじめ，女性，高齢者，障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努め，関係機関と協力し，充実した人権教育を推進するとともに，あらゆる機会を捉えて啓発活動を行うものとする。
（推進体制の充実）
第 7 条 市は，第 3 条の施策を推進するため，国及び県をはじめ関係機関と連携を図り，推進体制 の充実に努めるものとする。

2 前項の規定による施策の策定及び推進に当たり，必要に応じ，実態調査及び意識調査を行うも のとする。
（相談体制の充実）
第8条 市は，国及び県との適切な役割分担を踏まえ，部落差別をはじめ，女性，高齢者，障害者 に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害に関する相談に的確に応じるため，必要な相談体制 の充実に努めるものとする。
（委任）
第9条 この条例に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。附 則
この条例は，公布の日から施行する。
附 則（平成31年3月11日条例第3号）
この条例は，平成31年4月1日から施行する。

## 7．中間市人権教育啓発審議会設置条例

（2009年（平成 21 年）中間市条例第 7 号）
（設置）
第1条 人権教育及び啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）の総合的かつ効果的な推進 を図るため，中間市人権教育啓発審議会（以下「審議会」という。）を設置する。 （所掌事務）
第2条 審議会の所掌事務は，次に掲げる事項とする。
（1）中間市人権教育•啓発に関する基本計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
（2）計画の実施及び推進に関すること。
（3）その他人権施策の推進に係る重要事項に関すること。
（組織）
第3条 審議会は，委員14人以内で組織する。
2 委員は，次に掲げる者のうちから，市長が委嘱する。
（1）学識経験のある者
（2）市内各種団体の関係者
（3）前2号に掲げる者のほか，市長が適当と認める者 （任期）
第4条 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
2 委員は，再任されることができる。
3 委員が前条第2項に規定する要件を欠くに至ったときは，当該委員はその職を失うものとする。 （会長及び副会長）
第5条 審議会に，会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き，委員の互選により定める。
2 会長は会務を総理し，審議会を代表する。
3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき，又は欠けたときは，その職務を代理する。 （会議）
第6条 審議会は，会長が招集し，その議長となる。
2 審議会は，委員の半数以上の出席がなければ，会議を開くことができない。
3 会議の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
4 審議会は，必要があるときは，専門の知識経験者及び関係者の出席を求め，その意見を聴くこ とができる。
（庶務）
第7条 審議会の庶務は，人権男女共同参画課において処理する。 （委任）
第8条 この条例に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，市長が別に定める。
附 則
（施行期日）
1 この条例は，公布の日から施行する。
（中間市同和対策審議会条例の廃止）
2 中間市同和対策審議会条例（昭和49年中間市条例第 9 号）は廃止する。 （委員の任期の特例）
3 この条例の施行の後，最初に委嘱された委員の任期は，第4条第1項の規定にかかわらず，平成23年3月31日までとする。
（招集の特例）

4 この条例の施行の後，最初に招集される審議会は，第 6 条第 1 項の規定にかかわらず，市長が招集する。
（中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正）
5 中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

中間市長 福田 浩 様

> 中間市人権教育•啓発審議会 会長 仰 木 節

## 第 3 次中間市人権教育•啓発に関する基本計画について

本審議会は，平成 27 年に策定された「第 2 次中間市人権教育•啓発に関する基本計画」 が， 5 年を経過し本年が見直しの年にあたることから，令和元年 5 月 30 日から令和 2 年 2月27日まで 7 回にわたり審議を重ねてまいりました。

その結果，別紙のとおり「第3次中間市人権教育•啓発に関する基本計画」がまとま りましたので，提出いたします。

中間市人権教育•啓発審議会委員名簿
任期）平成31年4月1日～令和3年3月31日

| 構成区分 | 氏名 | 所属団体 |
| :---: | :---: | :---: |
| 会長 | オオギ セッオ仰木 節夫 | 中間市自治会連合会 |
| 副会長 | ハラダ ノリマサ原田 憲正 | 公益社団法人 福岡県人権研究所 |
| 住民代表者 | $\begin{aligned} & \text { アベ ガイ゙マサ } \\ & \text { 安部 —正 } \end{aligned}$ | 中間市老入クラブ連合会 |
| 住民代表者 | エトゥオサミ衛藤 修身 | 中間市教育委員会 |
| 市議会代表者 |  | 中間市議会 |
| 住民代表者 | $\begin{array}{cc} \text { シマタタール } \\ \text { 島田 悟 } \end{array}$ | 部落解放同盟中間市協議会 |
| 住民代表者 | オトフジ カズノ乙藤 和典 | 中間市人権擁護委員協議会 |
| 住民代表者 | ナカガキ ヨシコ <br> 中垣 美子 | 女性ネットなかま |
| 住民代表者 | $\begin{aligned} & \text { ヒラノ クニオミ } \\ & \text { 平野 國臣 } \end{aligned}$ | 中間市私立幼稚園連盟 |
| 住民代表者 | マキノ シュウジ牧野 修二 | 社会福祉法人 中間市社会福祉協議会 |
| 住民代表者 | ヤマシタカヨコ <br> 山下 香代子 | 中間市民生委員児童委員協議会 |
| 住民代表者 | ヤマノ シグヨシ山野 茂吉 | 全日本同和会中間支部 |
| 住民代表者 | ユアサ サダユキ湯淺 貞幸 | 障がい福祉サ—ビス事業所 仲間園 |

8．第3次中間市人権教育•啓発に関する基本計画策定の経過

| 審議会開催日等 | 主な経過及び審議内容 |
| :---: | :---: |
| 平成 30 年10月1日 ～10月31日 | 中間市人権問題に関する市民意識調査 |
| 令和元年5月30日 | - 第1回中間市人権教育啓発審議会 <br> - 市民意識調査報告及び基本計画策定スケジュール確認 |
| 令和元年8月27日 | - 第2回中間市人権教育啓発審議会 <br> - 基本計画骨子及び章立てについて |
| 令和元年10月1日 | - 第3回中間市人権教育啓発審議会 <br> - 基本計画素案について |
| 令和元年10月29日 | - 第4回中間市人権教育啓発審議会 <br> - 基本計画素案について |
| 令和元年11月28日 | - 第5回中間市人権教育啓発審議会 <br> - 基本計画素案について |
| 令和元年12月20日 | - 第6回中間市人権教育啓発審議会 <br> - 基本計画素案及びパブリックコメントについて |
| 令和2年1月16日 ～2月14日 | 基本計画（案）市民意見提出手続【パブリックコメント】 |
| 令和2年2月27日 | - 第7回中間市人権教育啓発審議会 <br> - パブリックコメント修正及び最終調整について |
| 令和2年3月27日 | 市長への答申 |

## 付

部落差別の解消の推進に関する法律
（平成二十八年法律第百九号）
（目的）
第一条 この法律は，現在もなお部落差別が存在するとともに，情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ，全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっ とり，部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑 み，部落差別の解消に関し，基本理念を定め，並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに，相談体制の充実等について定めることにより，部落差別の解消を推進し，もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。
（基本理念）
第二条 部落差別の解消に関する施策は，全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人と して尊重されるものであるとの理念にのっとり，部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解 を深めるよう努めることにより，部落差別のない社会を実現することを旨として，行われなければならな い。
（国及び地方公共団体の責務）
第三条 国は，前条の基本理念にのっとり，部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに，地方公共団体 が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供，指導及び助言を行う責務を有 する。
2 地方公共団体は，前条の基本理念にのっとり，部落差別の解消に関し，国との適切な役割分担を踏まえ て，国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ，その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるもの とする。
（相談体制の充実）
第四条 国は，部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
2 地方公共団体は，国との適切な役割分担を踏まえて，その地域の実情に応じ，部落差別に関する相談に的碓に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。
（教育及び啓発）
第五条 国は，部落差別を解消するため，必要な教育及び啓発を行うものとする。
2 地方公共団体は，国との適切な役割分担を踏まえて，その地域の実情に応じ，部落差別を解消するため，必要な教育及び品発を行うよう努めるものとする。
（部落差別の実態に係る調查）
第六条 国は，部落差別の解消に関する施策の実施に資するため，地方公共団体の協力を得て，部落差別の実態に係る調査を行うものとする。
附 則
この法律は，公布の日から施行する。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

（平成二十五年法律第六十五号）

## 第一章 総則

（目的）
第一条 この法律は，障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり，全ての障害者が，障害者でない者と等しく，基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ，その尊厳に ふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ，障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項，行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めること により，障害を理由とする差別の解消を推進し，もって全ての国民が，障害の有無によって分け隔てられ ることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。 （定義）
第二条 この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 障害者 身体障害，知的障害，精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」 と総称する。）がある者であって，障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物，制度，慣行，観念その他一切のものをいう。
三 行政機関等 国の行政機関，独立行政法人等，地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号，第十条及 び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
ロ 内閣府，宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のらちニの政令で定める機関が置かれる機関にあっては，当該政令で定める機関を除く。）
八 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては，当該政令で定める機関を除く。）
二 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用す る場合を含む。）の特別の機関で，政令で定めるもの
ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で，政令で定めるもの
へ 会計検査院
五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。口において同じ。）
口 法律により直接に設立された法人，特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され，かつ，その設立に関し行政庁の認可を要す る法人のうち，政令で定めるもの
六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
七 事業者 商業その他の事業を行う者（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除 く。）をいう。
（国及び地方公共団体の責務）
第三条 国及び地方公共団体は，この法律の趣旨にのっとり，障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し，及びこれを実施しなければならない。
（国民の責務）
第四条 国民は，第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑 み，障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。
（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は，社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行う ため，自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備，関係職員に対する研修その他の必要な環境 の整備に努めなければならない。

## 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は，障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため，障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければな らない。
2 基本方針は，次に掲げる事項について定めるものとする。
一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
3 内閣総理大臣は，基本方釙の案を作成し，閣議の決定を求めなければならない。
4 内閣総理大臣は，基本方針の案を作成しようとするときは，あらかじめ，障害者その他の関係者の意見 を反映させ るために必要な措置を講ずるとともに，障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。
5 内閣総理大臣は，第三項の規定による閣議の決定があったときは，遅滞なく，基本方針を公表しなけれ ばならない。
6 前三項の規定は，基本方針の変更について準用する。

## 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）
第七条 行政機関等は，その事務又は事業を行らに当たり，障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより，障害者の権利利益を侵害してはならない。
2 行政機関等は，その事務又は事業を行うに当たり，障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において，その実施に伴う負担が過重でないときは，障害者の権利利益を侵害することとならないよう，当該障害者の性別，年齢及び障害の状態に応じて，社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
（事業者における障害を理由とする差別の禁止）
第八条 事業者は，その事業を行うに当たり，障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをす ることにより，障害者の権利利益を侵害してはならない。
2 事業者は，その事業を行うに当たり，障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において，その実施に伴う負担が過重でないときは，障害者の権利利益を侵害すること とならないよう，当該障害者の性別，年齢及び障害の状態に応じて，社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。
（国等職員対応要領）
第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は，基本方針に即して，第七条に規定する事項に関し，当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。
2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は，国等職員対応要領を定めようとするときは，あらかじめ，障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は，国等職員対応要領を定めたときは，遅滞なく，これを公表し なければならない。
4 前二項の規定は，国等職員対応要領の変更について準用する。
（地方公共団体等職員対応要領）
第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は，基本方針に即して，第七条に規定する事項に関し，当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下こ の条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものと する。
2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は，地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは， あらかじめ，障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければな らない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は，地方公共団体等職員対応要領を定めたときは，遅滞なく， これを公表するよう努めなければならない。
4 国は，地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しな ければならない。
5 前三項の規定は，地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。
（事業者のための対応指針）
第十一条 主務大臣は，基本方針に即して，第八条に規定する事項に関し，事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。
2 第九条第二項から第四項までの規定は，対応指針について準用する。
（報告の徴収並びに助言，指導及び勧告）
第十二条 主務大臣は，第八条の規定の施行に関し，特に必要があると認めるときは，対応指針に定める事項について，当該事業者に対し，報告を求め，又は助言，指導若しくは勧告をすることができる。
（事業主による措置に関する特例）
第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消 するための措置については，障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

## 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）
第十四条 国及び地方公共団体は，障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関す る相談に的確に応ずるとともに，障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ること ができるよう必要な体制の整備を図るものとする。
（啓発活動）
第十五条 国及び地方公共団体は，障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるととも に，特に，障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため，必要な啓発活動 を行うものとする。
（情報の収集，整理及び提供）
第十六条 国は，障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう，国内外における障害を理由と する差別及びその解消のための取組に関する情報の収集，整理及び提供を行うものとする。
（障害者差別解消支援地域協議会）
第十七条 国及び地方公共団体の機関であって，医療，介護，教育その他の障害者の自立と社会参加に関連 する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は，当該地方公共団体の区域において関係機関が行ら障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うた め，関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織 することができる。
2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は，必要があると認めるときは，協議会 に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
二 学識経験者
三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者
（協議会の事務等）
第十八条 協議会は，前条第一項の目的を達するため，必要な情報を交換するとともに，障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行らものとする。
2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は，前項の協議の結果に基づ き，当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。
3 協議会は，第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき，又は構成機関等 が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは，構成機関等に対し，相談を行っ

た障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供，意見の表明その他の必要な協力を求めることができ る。
4 協議会の庶務は，協議会を構成する地方公共団体において処理する。
5 協議会が組織されたときは，当該地方公共団体は，内閣府令で定めるところにより，その旨を公表しな ければならない。
（秘密保持義務）
第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は，正当な理由なく，協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（協議会の定める事項）
第二十条 前三条に定めるもののほか，協議会の組織及び運営に関し必要な事項は，協議会が定める。

## 第五章 雑則

（主務大臣）
第二十一条 この法律における主務大臣は，対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。
（地方公共団体が処理する事務）
第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は，政令で定めるところにより，地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。
（権限の委任）
第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は，政令で定めるところにより，その所属 の職員に委任することができる。
（政令への委任）
第二十四条 この法律に定めるもののほか，この法律の実施のため必要な事項は，政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は，一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第二十六条 第十二条の規定による報告をせず，又は虚偽の報告をした者は，二十万円以下の過料に処する。

## 附 則

（施行期日）
第一条 この法律は，平成二十八年四月一日から施行する。ただし，次条から附則第六条までの規定は，公布の日から施行する。
（基本方針に関する経過措置）
第二条 政府は，この法律の施行前においても，第六条の規定の例により，基本方針を定めることができる。 この場合において，内閣総理大臣は，この法律の施行前においても，同条の規定の例により，これ を公表することができる。
2 前項の規定により定められた基本方針は，この法律の施行の日において第六条の規定により定められた ものとみなす。
（国等職員対応要領に関する経過措置）
第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は，この法律の施行前においても，第九条の規定の例により，国等職員対応要領を定め，これを公表することができる。
2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は，この法律の施行の日において第九条の規定により定 められたものとみなす。
（地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置）
第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は，この法律の施行前においても，第十条の規定の例に より，地方公共団体等職員対応要領を定め，これを公表することができる。
2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は，この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。
（対応指針に関する経過措置）
第五条 主務大臣は，この法律の施行前においても，第十一条の規定の例により，対応指針を定め，これを公表することができる。
2 前項の規定により定められた対応指針は，この法律の施行の日において第十一条の規定により定められ たものとみなす。
（政令への委任）
第六条 この附則に規定するもののほか，この法律の施行に関し必要な経過措置は，政令で定める。
（検討）
第七条 政府は，この法律の施行後三年を経過した場合において，第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加 え，必要があると認めるときは，その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。
（障害者基本法の一部改正）
第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。第三十二条第二項に次の一号を加える。
四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
（内閣府設置法の一部改正）
第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。
第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。
四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

## 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

（平成二十八年法律第六十八号）

前文
我が国においては，近年，本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として，適法に居住する その出身者又はその子孫を，我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ，そ の出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに，当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより，このような不当な差別的言動はあってはならず，こうした事態をこのまま看過することは，国際社会において我が国の占める地位に照らしても，ふさわしいものではない。

ここに，このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに，更なる人権教育と人権啓発 などを通じて，国民に周知を図り，その理解と協力を得つつ，不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進 すべく，この法律を制定する。

## 第一章 総則

（目的）
第一条 この法律は，本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み，その解消に向けた取組について，基本理念を定め，及び国等の責務を明らかにするとともに，基本的施策を定め，これを推進することを目的とする。
（定義）
第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは，専ら本邦の域外にある国若し くは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命，身体，自由，名誉若し くは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮荗するなど，本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として，本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。
（基本理念）
第三条 国民は，本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに，本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
（国及び地方公共団体の責務）
第四条 国は，本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するととも に，地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策 を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。
2 地方公共団体は，本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し，国との適切な役割分担を踏まえて，当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策

（相談体制の整備）
第五条 国は，本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに，これに関す る紛争の防止又は解決を図ることができるよう，必要な体制を整備するものとする。
2 地方公共団体は，国との適切な役割分担を踏まえて，当該地域の実情に応じ，本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに，これに関する紛争の防止又は解決を図ることが できるよう，必要な体制を整備するよう努めるものとする。
（教育の充実等）
第六条 国は，本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに，そ のために必要な取組を行らものとする。
2 地方公共団体は，国との適切な役割分担を踏まえて，当該地域の実情に応じ，本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに，そのために必要な取組を行うよう努め るものとする。
（啓発活動等）
第七条 国は，本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について，国民に周知し，その理解 を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに，そのために必要な取組を行うも のとする。

2 地方公共団体は，国との適切な役割分担を踏まえて，当該地域の実情に応じ，本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について，住民に周知し，その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに，そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則
（施行期日）
1 この法律は，公布の日から施行する。 （不当な差別的言動に係る取組についての検討）
2 不当な差別的言動に係る取組については，この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し，必要に応じ，検討が加えられるものとする。

■発 行／福岡県中間市 令和 2 年 3 月 31 日 発行
企画•編集／中間市市民部人権男女共同参画課（中間市人権センター内）
〒809－0011 福岡県中間市岩瀬一丁目 17 番 1 号
TEL 093 （245） 3511 FAX 093 （245） 3519


[^0]:    私たちは自分の「人権」が侵害されていることを気づけなかったり，気づかないうちに他人 の「人権」を侵害している可能性があります。自分や他人の「人権」を尊重するためには，ま す「人権」とはどういったものなのかを知ることが大切であり，二人ひとりが人間として生き ていく上で欠かすことのできない権利の例を以下に示します。

    - 「安心」…「いやだ」と思うことをされないで，安心して生活を送ることができる。
    - 「自信」…ありのままの自分を大切にすることができる。
    - 「自由」…自分で生き方を決めることができる。

[^1]:    いじめや虐待，セクハラ，パワハラなど，人権が大切にされていない状況下で は人権についての知識や理解を根づかせることはできません。市民などの人権意識が定着できるよう人権教育•啓発を効果的に推進でき，人権が大切にされる環境を整え，根づかせる取り組みを推進します。

[^2]:    ※日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）～認知症，精神障がい，知的障がいなどの理

